

官報

昭和四十三年四月十二日

第五十八回 衆議院會議録 第二十三号(一)

昭和四十三年四月十二日(金曜日)

議事日程 第十七号

昭和四十三年四月十二日

午後二時開議

第一 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

日程第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

閣提出

日程第五 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時二十六分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

日程第一 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

○議長(石井光次郎君) 日程第一、議員穂積七郎君懲罰事犯の件を議題といたします。

穂積七郎君の退席を求めます。

〔穂積七郎君退席〕(拍手)

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。

懲罰委員長堀川恭平君。

議員穂積七郎君懲罰事犯の件(鯨岡兵輔君外四名提出)に関する報告書

昭和四十三年三月六日の外務委員会における議員穂積七郎君の発言は不穏当なものと認め、同君に対し、国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。

昭和四十三年四月九日

懲罰委員長 堀川 恭平

衆議院議長 石井光次郎君

〔堀川恭平君登壇〕

○堀川恭平君 ただいま議題となりました議員穂積七郎君懲罰事犯の件につきまして、懲罰委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

(拍手)

本件は、去る三月二十二日の本会議において、鯨岡兵輔君外四名提出の懲罰動議可決の結果、懲罰委員会に付託されたのであります。

懲罰委員会におきましては、三月二十八日動議提出者の鯨岡兵輔君から提出の趣旨説明を聞き、四月四日日本人穂積七郎君から身上弁明を聴取した後、四日、五日、九日と動議提出者の鯨岡君に対し質疑を行ない、また、五日、九日と本人穂積七郎君の出席を求め、質疑を行なう等、議員の身上に関するものでありますので、きわめて熱心かつ真摯な態度で慎重審議を行なったのであります。

かくて、九日質疑を終わり、本件につき懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、及び懲罰を科すこととすれば、国会法第二百二十二条に規定するいずれの懲罰を科すべきかについて意見を求めたところ、まず、藤尾正行君から、穂積七郎君の三月六日の外務委員会における総理に対する発言は、総理大臣の地位に対して礼を失したものであるばかりでなく、国会法第十九条に規定する無礼の言であり、議会の尊厳と議員の品位を傷つけるものであるとの理由によりまして、本件はこれを懲罰事犯として、国会法第二百二十二条第三号により、三十日間の登院停止を命ずべきとの動議が提出されました。また、石野久男君から、穂積君の発言は、総理の答弁が、総理みずから述べた愛国者という精神と相反するものであったので、愛国者の対語として売国者と言ったのであって、何ら侮辱的な意思のないことは明らかである。かかる発言を懲罰として取り上げること、院内における発言の自由の確保という見地から言っても、承服しかねるの理由により、本件は懲罰事犯にあらずと決すべしとの動議が提出され、さらに曾根益君から、穂積君の発言は、議院の品位並びに

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

五八六

議会の権威から見て不適当である。法規に照らし、事犯の性質からいって、本人が遺憾の意を表し、陳謝し、取り消すことが最も妥当と考えるとの理由により、本件は懲罰事犯として、国会法第二百二十二条第二号により、公開議場における陳謝を命ずべしとの動議が提出されました。

次いで、以上の動議につきまして討論が行なわれましたが、ここにその要旨を申し上げます。

まず、自由民主党の鍛冶良作君から、「国会議員は、お互いに国会の秩序を重んじ、その品位を保つべき重大な責務がある。これに反するがごとき行ないをなした者は、できる限り厳罰に処し、自後かかることのないようにお互いに相戒むべきものである。国会議員は、言論の自由を憲法上認められてゐるからといって、国会の品位を傷つけ、秩序を乱すがごときことは許されない。国会法、衆議院規則にも秩序を守るべきことについて規定があり、特に国会法第九十九条には、無礼の言を用いてはならないと明記している。議論の内容がよいから何を言ってもよいのだということは許されない。ことに、内閣総理大臣に対して無礼の言がある場合には、ことさら重大である。この点からいっても、このたびの穂積君の発言に対して、厳罰をもって当たらねばならない。その懲罰の範囲についても、本人が改悛の情がないことから見て、国会法第二百二十二条三号の三十日間の登院停止ということは、決して不当でないと思われるので、藤尾君の動議に賛成するものである。」旨の意

見が述べられました。

次いで、日本社会党の黒田寿男君よりは、「穂積君の「佐藤総理は売国者である」という発言を罵言であり、品位を傷つけるという理由で懲罰動議を出されたが、これは罵言という性質のものでなく、その意思も全然ないことは明らかであつて、同君は政治的評価の表現としてあのようなことばを使つたのである。このことばは、穂積君の政策議論の内容から論理的に導き出される政治的評価の表現であり、したがつて、このことばは、同君の政策議論の内容、佐藤総理の政策批判の内容と切り離して考えることはできない。こういうものを議会の品位の問題として、懲罰の理由にするのは、はなはだ不当であり、議会のいわゆる品位の問題としてあげられるような事柄とは、次元を異にする高い政治的評価の問題である。したがつて、こういうことばを理由として懲罰にすることは、理由にならぬことを理由にするものであつて、穂積君を懲罰とすべきではない。また、議院には憲法に規定する自律権があり、国会法、衆議院規則には秩序についての規定があつて、その中に品位条項があるが、これは議員の物理的行動による秩序違反に適用することは別として、発言に対し適用することは、特別に慎重を要し、ことに政治的内容の発言に対しては、原則としてこれを適用すべきでない。議員がその職責を十分果たすためには、議員の政治的発言は自由でなければならぬ。これは憲法、国会法、衆議院規則が

保障するところである。穂積君の行なつた政策論争中の一表現をとらえて、それが議会の品位を傷つけるものであるという理由で懲罰にすることは、懲罰権の乱用であり、議員の院内での言論の自由を議院みずから手を取り上げようとするもので、議院の自殺行為である。ゆえに、石野君の懲罰事犯にあらずとの動議に賛成し、藤尾君、曾根君の動議に反対する。」旨の意見が述べられました。

次いで、民主社会党の曾根益君から、「国会における言論の自由は保障されなければならず、特に多数派の横暴により、言論や思想を弾圧する道具に懲罰を濫用することは、最も強く反対するものである。本件についても懲罰事犯として取り扱う前に当該委員会において処理すべきことを主張し、かつ努力したにもかかわらず、穂積君並びに社会党側のいれられるところとならず、妥結を見るに至らなかったことは、まことに残念である。わが党は、沖繩返還についての佐藤総理の態度には反対するものであるが、このゆえをもつて、総理大臣の公の立場における政策に対する政治責任の追及と、個人としての言動の動機に立ち入つた道徳的価値判断とを、みだりに混同すべきものではない。総理なり、あるいは反対党の議員に對し、その政策の誤りのゆえに愛国者にあらず、売国者と断定することは、明らかに不当な独断であり、個人に対するいわれのない侮辱であり、議会の品位と議会の権威に照らして、断じて看過し得

ざるところである。しかし、本件のごとき事犯については、事犯の性質が、主として個人に対する侮辱である面を重く見て、本人の陳謝が最も妥当であり、厳罰必ずしも適当でないと思ふるので、藤尾君の動議に反対し、また、石野君の動議にも道徳ながら反対である。」旨の意見が述べられました。

最後に、公明党の小川新一郎君より、「公明党としては、さきに本件を懲罰委員会に付することは、国会議員の身分、権威に對し、重大なる影響を及ぼすものである。慎重でなければならぬとの見解のもとに、なお、外務委員会において取捨の機会を見出すべきであると考え、調停案を提出した。すなわち、売国者ということばは不穩当であるとの見解のもとに、これをみずから取り消し、道徳の意を表明する。ただし、これは外務委員会の議事録に載せなくてもよいというものであつたが、この調停案もいれられるところとならず今日に至つた。売国者との発言そのものは不穩当であるが、問題発生の状態、その後の経過から見て、懲罰には値しないと考えられるので、藤尾君の登院停止、曾根君の公開議場における陳謝には反対する。」旨の意見が述べられました。

かくて、討論を終わり、採決を行ないました結果、多数をもつて藤尾正行君提出の動議のごとき、本件はこれを懲罰事犯とし、国会法第二百二十二条第三号により、三十日間の登院停止を命ずべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。これを許します。黒田寿男君。

〔黒田寿男君登壇〕

○黒田寿男君 私は、日本社会党を代表いたします。黒田七郎君に対する懲罰に絶対に反対いたします。(拍手)

以下、反対の理由と、穂積君の発言が懲罰に値しないその理由とをあわせて申し述べたいと思います。(拍手)

去る三月六日の外務委員会におきまして、穂積君は、佐藤総理に対し質問中、佐藤総理は売国者であると発言いたしました。この発言が懲罰の理由とされておるのであります。右の発言は、沖繩返還問題を中心に穂積君と佐藤総理との間で行なわれ、また政策論争の中から出てきたものであります。穂積君は、沖繩が返還せられれば、当然非核三原則が適用せらるべきであつて、核つき返還というものはあり得ないではないかと、こう述べたのであります。それに対して、佐藤総理は、白紙をもって臨むと、こう答へられた。これでは、ジョンソン大統領との会談において、佐藤総理は、米国内に、核つき返還の了解を与えておるものと疑わざるを得ないのであります。

次に、沖繩返還後、攻撃核兵器であるボラリス潜水艦やB52の寄港や立ち寄りを認めますならば、それは憲法違反であり、総理が憲法を尊重すると

いう以上、これを拒否すべきであるという穂積君の主張に対して、これまた白紙であると答へたのであります。これでは、ジョンソンとの会談の中で、寄港と立ち寄りを認める了解を与えておるものと疑わざるを得ないのであります。

さらに重大なことは、沖繩の基地自由使用問題につきまして、同じく総理は白紙論をもって答へました。基地自由使用は、直ちに、安保条約第五条の共同作戦行動の義務規定とつながり、米軍の一司令官の恣意的作戦行動によって、米軍との共同作戦に引き込まれる危険がある。この危険からわが国の安全と平和を守る唯一の歯どめは、事前協議権の行使であります。沖繩の基地自由使用を認めるならば、事前協議権の放棄となるから、断じてこれを認めてはならないと穂積君が再度主張をいたしましたのに対し、佐藤総理は、これまた、白紙論をもってはぐらかさうとしたのであります。基地自由使用、事前協議権の放棄は、国家主権の重要部分であります。防衛、外交権をアメリカの手に譲り渡すことになるのであります。白紙論にこだわるどころから見ると、総理はこのことについての了解をもジョンソンに与えたものと疑わざるを得ないのであります。(拍手)

アメリカの核戦略体系への追従、ジョンソン一辺倒の自主性喪失の佐藤総理と、わが国の完全独立とアジアの平和を追求する穂積君との間に激しい政策論争が行なわれまして、その中から、「佐藤総理は売国者」ということが出てきたのであ

ります。それは佐藤総理の外交、防衛政策に対する高度の政治的評価の表現として用いられたものでありまして、両者の論争内容と切り離して、ことはから受ける感覚的印象のみで、これを無礼の言あるいは品位損傷の言などと認めることは、理性の支配と言論自由のもとで、国会の場で働いておられますわれわれの断じて認めることのできないところであります。(拍手)

なお、このことは、佐藤総理のことばが誘い水になつて出てきたという特殊な事情があつたことを知る必要があります。あの日、佐藤総理は、ドゴール大統領の、自国の安全を他国の大統領のポケットの中にあるかぎに託すことはできないということばを引用いたしました。このき然たる気概を持つ者が愛国者だといって、愛国者測定の尺度を示したのであります。その直後に、先に述べた論争が行なわれたのであります。佐藤総理のアメリカ追従、主権放棄の白紙論は、自国の安全を他国の大統領、いな、一司令官の恣意にゆだねることになるのであります。佐藤総理の尺度からはかりました。それは佐藤総理の言、いわゆる愛国者とはまさに逆なものとなる、そこをとりえて、穂積君は、売国者と表現したのであります。全くこれは学理的、論理的な表現をもつて、佐藤総理の政策を評価したことばであります。このことをまず私も確定しておく必要があると思ひます。(拍手)そのことが大切であると思う。

しかるに、このことばを、はるかに次元の低い、卑俗な、いわゆる無礼の言のごとく曲解いたしました。それを理由に穂積君を懲罰に付しようとするのは、憲法の院内言論自由の保障をじゅうりんし、国会法の解釈を誤る、不法、不当の言論抑圧でありまして、断じてわれわれの容認することのできないところであります。(拍手)

憲法が国会議員に保障いたしました院内言論自由の特権とはどういふものでありましょうか。国会においては言論が唯一の武器でありますから、その自由の保障は完全なものでなければなりません。憲法学の佐藤功教授は、これを次のように説明しております。「議院内において国政を批判し、または反対党を攻撃するにあつては、個人の名誉を棄損する等の言論が行なわれることも避けられない。さればといつて、これらの言論を抑圧しては議員の自由な活動を保障し得ない。特に政府が反対党の言論をとらえて、その刑事上の責任を問ふこととなつては、議員の活動が不当に抑圧されることとなることは明らかである。そこで、これらの言論に対しても院外での責任を免除し、拘束を排除し、院内言論の完全な自由を憲法は保障したのである。」こう説明しております。これは憲法の免責特権について説明したものではありませんが、この精神は、自律権の行使にあたります。特別に尊重せられなければならない私は考えます。(拍手)

一方において、言論自由の保障とともに、他

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 議員穂積七郎君懲罰事犯の件

五八八

方、議院内部の秩序の保持も必要でありますから、憲法は、それを議院の自律にゆだねておりまして、その違反に對しましては、懲罰権の行使が許されております。ただし、議院内発言の自由は、免責特権をもって保障せられておるほどの完全なものでありますから、自律権の行使にあたりまして、この精神を尊重して、秩序維持に名をかりまして懲罰権を軽々しく行使して、憲法で保障せられた院内言論の自由を不当に侵害し、抑圧するがごときやり方は、断じて憲法上許されないところであります。(拍手)

そこで、憲法の院内発言の完全な自律のもとで、なおかつ自律権によって規制せられる発言とは何であるかということ明らかにする必要があるあります。私は、国会法第九十九条がそれを示しておると思います。そこには「議院において、無礼の言を用い、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」こう規定されております。

そこで、次に重要な問題となりますのは、国会法でいう「無礼の言」とは何かということでありまして。その内容のいかんは、議員の院内言論自由と重大な関係がありますから、これを正しく解釈することが、特別に重要な意義を持つと考えます。国会法でいわれております「無礼の言」の内容は、それが国会法上の用語であるということからいたしまして、憲法と国会法の条文内容に照らしてその解釈を定むべきものであることは当然であります。国会法は、その規定を見ますと、このことば

が「他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」ということと並べられて示してありまして、この点から見ましても、この国会法にいう「無礼の言」とは、社会通念上、野卑かつ下劣な発言のことをさすのでありまして、同時に憲法の院内言論自由の保障の精神に照らしてみまして、院内の政治論争の中で、どんな激烈な政治的思想表現のことばが取りかわされておるといふようなことがありまして、そのような場合の政治的発言を、このことばの中に含まれるべきではないと解釈すべきであると思ひます。(拍手)

このような解釈のもとで、国会法の規定する「無礼の言」に該当して、それを懲罰の理由としたよい例は、あの吉田元首相の西村議員に對してなされました。ばかやろうという発言であります。国会法の規定で禁止されております。「無礼の言」といふのは、具体的に申しますならば、このような野卑かつ下劣な発言をいうものでありまして、またこのような発言に限定せらるべきものであります。(拍手)この点が非常に重要であります。もしも政治的見解や政治的論争上の思想表現に對してまで、国会法上の「無礼の言」の禁止を適用するならば、それは、このことばの不当な拡大解釈による不当な言論統制となり、憲法で保障された院内言論自由の奪うべからざる特権を、議院の自律権の行使の名目によって、議会がみずから無視、じゅうりんすることになり、議院の自殺行為であります。(拍手)それが多数派による少数派

の言論への圧迫として行なわれるようなことがありますならば、それは数による暴力であり、民主主義を装ったファシズムであるといわなければなりません。(拍手)私も、こういうやり方を断じて認めることができないのであります。

今回、自民党が懲罰の理由としております穂積君は、穂積君が院内発言自由の原則の上に立って、同君が佐藤総理の追隨政策、自主性喪失、主権放棄の政策とみなしたものを、わが国の完全独立とアジアの平和を追求する立場から、高い政治的水準において政治的に評価したものでありまして、断じて無礼の言でも品位損傷の言でもありません。憲法と国会法と衆議院規則の上に立つた堂々たる発言でありまして、断じて私も、このような発言に對し懲罰などを断つべきではない、こう考えるのであります。(拍手)

しかも、外務委員会の今日の経過を見ますと、外務委員長は、穂積君の発言に對して、秩序を乱し、または品位を傷つけるものとして、これを制止するようなことはなかったものであります。また、発言の取り消しを命じてもありません。その後、速記録からの削除も、私、今日まで行なわれたいようには聞いておりません。また、委員長の義務規定でありますところの懲罰事犯としての議長への報告と処分の要求もなされていないのであります。しかるに、自民党の有志議員諸君があえて懲罰動議を提出して、これを問題化したのであります。これは、最近の佐藤内閣の右傾化の流れ

に沿うファシズム化のあらわれでありまして、(拍手)多数をもつてする少数派の言論への数の暴力の行使でありまして、私は、かようなやり方は憲法の言論自由原則に違反しておる、懲罰権の乱用であると考えます。こういうものは全く無効であります。私も、このようなやり方で穂積君に懲罰権を適用しようとすることは、断じて認めることができません。

穂積君の発言がありましてから、今日まで、一カ月余りを経過いたしました。その間に、客観情勢の大きな変化があり、ジョンソン政策は、ベトナムでも、アメリカ国内でも、全世界的にも、音を立ててくずれ落ちつつあるのであります。穂積君の政策論の正しさがいまますます明らかになり、佐藤総理の追隨政策は、深刻な自己批判と根本的転換を余儀なくされつつあるではありませんか。(拍手)佐藤総理が總裁であるまことにその政党の中で、すでに一部勢力が新しい動きを示しつつあるのであります。

問題のポイントは、だから、穂積発言をとらえて懲罰に付することにあるのではなくて、佐藤総理とその支持者の諸君が、穂積君の発言を自己反省の契機としまして、いままでの中国敵視を主軸とする佐藤・ジョンソン共同声明の線から、日中国交回復路線への転換へ、また、アメリカの軍事的利用を軸とする沖縄返還方針を改めて、民族固有の領土権の回復と、民族統一の要求に沿う返還路線への転換へ、また、ベトナム戦争協力政策の

即時中止、こういう方向へと、従来のアメリカ追随の外交政策を根本的に転換して、わが国の完全独立、アジアの真の平和のための真剣な努力に向かつて奮起することにあるのでありまして、これが總務長官への自民党諸君の正しい対処のしかたであると私は思う。(拍手)その反省と転換なしに、ただ總務長官を懲罰に付して事足れりというような狭い量見を固執し続けていきますならば、總務君の発しましたあのことは、かえって広くかつ深く、国民の間に広がっていくのみであります。(拍手)

この際、私は、自民党の諸君が、内外の大勢を達観し洞察されて、いさぎよく懲罰動議を撤回せられるよう勧告いたします。

これをもちまして、私の討論を終えたいと思います。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

本件につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。議員穂積七郎君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありません

か。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百六十三

可とする者(白票)

二百七

〔拍手〕

否とする者(青票)

百五十六

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、議員穂積七郎君懲罰事犯の件は委員長報告のとおり議決いたしました。(拍手)

議員穂積七郎君懲罰事犯の件委員長報告を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 鸛郎君
阿部 喜元君	愛知 揆一君
赤城 宗徳君	天野 光晴君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
有田 喜一君	井出一太郎君
井原 岸高君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	池田 清志君
石田 博英君	一萬田尚登君

稻葉 修君	植木庚子郎君	河野 洋平君	河本 敏夫君
白井 莊一君	内海 英男君	佐々木秀世君	佐藤 文生君
浦野 幸男君	江崎 真澄君	齋藤 邦吉君	齋藤 憲三君
遠藤 三郎君	小笠 公昭君	坂田 英一君	坂田 道太君
小沢佐重喜君	小沢 辰男君	坂村 吉正君	坂本三十次君
小沢 恵三君	大石 八治君	櫻内 義雄君	笹山茂太郎君
大竹 太郎君	大坪 保雄君	四宮 久吉君	志賀健次郎君
大野 明君	大野 市郎君	始関 伊平君	堀川正十郎君
大平 正芳君	大村 襄治君	堀谷 一夫君	篠田 弘作君
岡崎 英城君	奥野 誠亮君	島村 一郎君	正示啓次郎君
加藤常太郎君	加藤 六月君	白濱 仁吉君	周東 英雄君
鹿野 彦吉君	賀屋 興宜君	菅波 茂君	鈴木 善幸君
鐵治 良作君	海部 俊樹君	砂田 重民君	砂原 格君
桂木 鉄夫君	金丸 信君	世耕 政隆君	瀬戸山三男君
金子 一平君	上林山榮吉君	園田 直君	田川 誠一君
亀岡 高夫君	龜山 孝一君	田澤 吉郎君	田中伊三次君
飯谷 忠男君	川島正次郎君	田中 榮一君	田中 角榮君
川野 芳満君	菅野和太郎君	田中 龍夫君	田中 正巳君
木野 晴夫君	木部 佳昭君	田中 六助君	田村 良平君
木村 武雄君	木村 俊夫君	高橋 英吉君	高橋清一郎君
菊池 義郎君	北澤 直吉君	高見 三郎君	竹内 黎一君
久野 忠治君	久保田田次君	竹下 登君	谷垣 專一君
久保田藤磨君	鯨岡 兵輔君	谷川 和穂君	千葉 三郎君
熊谷 義雄君	倉成 正君	地崎宇三郎君	中馬 辰猪君
藏内 修治君	黒金 泰美君	塚田 徹君	辻 寛一君
小泉 純也君	小坂善太郎君	坪川 信三君	登坂重次郎君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君	床次 徳二君	内藤 隆君
小山 長規君	小山 省二君	中尾 栄一君	中川 俊思君

昭和十三年四月十二日 衆議院會議第二十三号 (議員補選七郎君選舉事件)

中會根康弘君	中山 榮二君	永田 亮二君	二階堂 進君	丹羽 兵助君	西村 英一君	野田 武夫君	羽田武嗣郎君	橋口 隆君	長谷川四郎君	八田 貞義君	早川 崇君	原田 憲君	福家 俊一君	福田 越夫君	福田 一君	藤井 勝志君	藤尾 正行君	藤本 幸雄君	船田 中君	坊 秀男君	堀川 恭平君	益谷 秀次君	松田竹千代君	三ツ林孝太郎君	箕輪 登君	水野 清君	武藤 嘉文君
中村 梅吉君	中山 マサ君	南條 徳男君	丹羽喬四郎君	西岡 武夫君	野田 卯一君	野原 正勝君	馬場 元治君	橋本龍太郎君	長谷川 峻君	濱野 清吾君	原 健三郎君	広川シズエ君	福井 勇君	福田 篤泰君	福永 一臣君	藤枝 泉介君	藤田 義光君	藤山愛一郎君	古屋 亨君	細田 吉藏君	本名 武君	松澤 雄藏君	三池 信君	三原 朝雄君	水田三喜男君	湊 徹郎君	村上 勇君
村上信二郎君	毛利 松平君	森田重次郎君	八木 徹雄君	山口シヅエ君	山崎 巖君	山田 久就君	山村新治郎君	早稲田柳石南君	渡辺 肇君	斎藤 寿夫君	松野 幸泰君	安宅 常彦君	阿部 助哉君	淡谷 悠藏君	井手 以誠君	井上 普方君	猪俣 浩三君	石野 久男君	板川 正吾君	枝村 要作君	大出 俊君	太田 一夫君	岡本 隆一君	加藤 万吉君	角屋堅次郎君	神近 市子君	
村山 達雄君	森下 國雄君	森山 欽司君	山口喜久一郎君	山口 敏夫君	山下 元利君	山中 貞則君	吉田 重延君	渡辺 栄一君	渡辺美智雄君	古内 広雄君	阿部 昭吾君	赤路 友藏君	井岡 大治君	井上 泉君	伊賀 定盛君	石田 有全君	石橋 政嗣君	稻村 隆一君	小川 三男君	大柴 滋夫君	岡田 利寿君	加藤 清二君	勝澤 芳雄君	金丸 徳重君	唐橋 東君		
川崎 寛治君	河上 民雄君	木原 実君	久保 三郎君	栗林 三郎君	小林 信一君	兒玉 末男君	河野 密君	佐々榮三郎君	佐藤觀次郎君	佐野 進君	阪上安太郎君	島上善五郎君	下平 正一君	田邊 誠君	多賀谷眞穂君	橋 兼次郎君	堂森 芳夫君	中澤 茂一君	中村 重光君	橋崎弥之助君	西風 敷君	長谷川正三君	華山 親義君	原 茂君	平等 文成君	古川 喜一君	堀 昌雄君
川村 繼義君	河野 正君	北山 愛郎君	久保田鶴松君	黒田 寿男君	小松 幹君	後藤 俊男君	神門至馬夫君	佐々木更三君	佐野 憲治君	齊藤 正男君	柴田 健治君	島本 虎三君	田中 武夫君	田原 春次君	武部 文君	千葉 佳男君	内藤 良平君	中谷 鉄也君	永井勝次郎君	成田 知巳君	西宮 弘君	畑 和君	浜田 光人君	平林 剛君	広沢 賢一君	細谷 治嘉君	松本 七郎君
三木 喜夫君	美濃 政市君	村山 喜一君	八百板 正君	八木 昇君	安井 吉典君	山内 広君	山崎 始男君	山中 吾郎君	山本 幸一君	山本弥之助君	米田 東吾君	横山 利秋君	渡辺 芳男君	池田 順治君	受田 新吉君	折小野良一君	小平 忠君	田畑 金光君	塚本 三郎君	西尾 末廣君	本島百合子君	吉田 之久君	有島 重武君	小川新一郎君	大橋 敏雄君	岡本 富夫君	北側 義一君
三宅 正一君	武藤 山治君	森 義親君	八木 一男君	矢尾喜三郎君	柳田 秀一君	山口 鶴男君	山田 睦目君	山花 秀雄君	山本 政弘君	米内山義一郎君	依田 圭五君	渡辺 徳藏君	麻生 良方君	稻富 稔人君	岡澤 完治君	河村 勝君	曾根 益君	竹本 孫一君	永江 一夫君	門司 亮君	山下 榮二君	和田 耕作君	伊藤惣助丸君	大野 潔君	近江巳記夫君	沖本 泰幸君	小濱 新次君

否とする議員の氏名

斎藤 実君 鈴切 康雄君
中野 明君 樋上 新一君
広沢 直樹君 伏木 和雄君
正木 良明君 松本 忠助君
矢野 絢也君 山田 太郎君
田代 文久君 谷口善太郎君
林 百郎君 松本 善明君

○議長(石井光次郎君) 穂積七郎君の入場を許します。

ただいまの議決に基づき宣告いたします。

昭和四十三年三月六日の外務委員会における議員穂積七郎君の発言は不穏当なものと認め、同君に対し、国会法第二百二十二条第三号により三十日間の登院停止を命ずる。

〔拍手、「反対、反対」と呼び、その他発言する者多し〕

日程第二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第二、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三池信君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔三池信君登壇〕

○三池信君 ただいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、国家公務員が公務上の災害により精神または神経系統の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるものについて、障害等級表第九級の障害補償一時金を支給するものとするものであります。

本案は、三月一日日本委員会に付託、同五日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月九日、質疑を終了し、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、日程第四、酒税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長田村元君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、両案の概要を申し上げます。

まず、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案は、最近における所得、消費水準及び諸物価の動向等にかんがみ、また、昭和四十三年度における財政収入の確保をはかるべく、製造たばこの小売り定価を改定するため、種類別、等級別に法定されている最高価格を、紙巻きたばこについては十本当たり五円ないし十五円、パイプたばこについては十グラム当たり十円ないし二十円、葉巻きたばこについては一本当たり十五円ないし六十円、それぞれ引き上げる等、所要の改正を行なうとするものであります。

なお、小売り定価の改定は、本年五月一日から実施の予定であります。

次に、酒税法の一部を改正する法律案は、最近における所得及び物価水準の状況にかんがみ、一部の酒類に対する税率を引き上げるとともに、あわせて所要の規定の整備合理化をはかることといたしております。

すなわち、清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する従量税率をおおむね一〇%ないし一五%程度引き上げるとともに、ウイスキー類の特級に対する従量税率を、右の従量税率の引き上げに見合せて引き上げることとし、また、新

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案外一案

五九二

たに、ウイスキー類の一級及び二級の一部のものについても、昭和四十六年四月から従価税制度を導入することとするほか、酒類の定義の整備、未納税移出制度の簡素化等の措置を講ずることとしたしております。

以上が両案のおもなる内容であります。両案に對しましては、山中貞則君外二十一名より修正案が提出されました。

修正案の内容は、いずれも施行期日を変更するものであります。原案において「昭和四十三年四月一日」と定められておりますのを、製造たばこ定価法の改正案につきましては「公布の日」に、酒税法の改正案につきましては「昭和四十三年五月一日」に、それぞれ改めようとするものであります。

これら両修正案のうち、酒税法の改正案に對する修正案につきましては、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴取いたしましたところ、水田大蔵大臣より、諸般の事情に照らし、やむを得ないものとする旨の意見が述べられました。

以上の原案並びに修正案につきましては、各般にわたり慎重な審査を行なった結果、去る四月九日、質疑を終了し、各案を一括して討論に入りましたところ、自由民主党を代表して河野洋平君は原案並びに修正案に賛成の旨を、日本社会党を代表して村山喜一君、民主社会党を代表して竹本孫一君、公明党を代表して田中昭二君は、原案並び

に修正案に反対の旨を、それぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案のいずれも多数をもって可決され、よつて、両案ともに修正議決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に對する修正案(委員会修正)

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十三年四月一日を公布の日」に改める。

酒税法の一部を改正する法律案に對する修正案(委員会修正)

酒税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年五月一日」に改める。

○議長(石井光次郎君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。村山喜一君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表して、製造たばこ定価法の一部改正案及び酒税法の改正案並びにその修正案に對して、反対の討論を行なわんとするものであります。

政府・自民党は、本年度九千五百億円も自然増収がある中で、従来の慣例を破り、自然増収の一定部分を減税に振り向ける方式を大転換し、たばこ定価の値上げと酒税の増徴を柱とする大衆課税増強をしながら、調整と称して、国民に生活苦と物価高を押しつける悪法を、多数決できめようとしております。所得税の一千五十億円の減税なるものも、物価調整と所得税の累進構造に伴う負担の累増を緩和するにすぎないものであり、税負担の軽減をもたらしすものではなく、物価高と名目所得の増加によつて、實質的には増税になるという不徹底なものであります。その穴埋めとして、所得税も地方税も納められない生活保護者を含む低所得者層まで泣かせて、たばこの値上げ、酒の増税をはかりとする佐藤内閣は、歴代の保守党政権の中で最悪の、血も涙もない冷酷な政府といふべきであります。(拍手)

明治以来今日まで、酒、たばこの値上げは、戦争とのつながりの暗い歴史を伴つてまいりました。いま佐藤内閣は、第三次防の強化によつて、軍国主義体制を、アメリカの核のかさの中で固めようとしております。われわれは、この事実を無視することはできません。許すことはできないのであります。

外にポンドショック、ドル不安、内には国際収支の赤字、忍び寄るインフレ、みずからつくり出した財政硬直化のそのしわ寄せを、すべて国民大衆に転嫁し、財界の反対する法人利潤税には一指も触れず、世界一といわれる租税特別措置の優遇はさらにワクを広げ、土地税制はたな上げにして、苛斂誅求の強化をはかる佐藤内閣は、余命幾ばくもないと、国民の名で警告を発したいと思ひます。(拍手)庶民大衆の税金に對する不満をいかになだめすかし、ごまかし、押えていくかというのが租税政策のかねと心得ている政府・自民党に、悪税は減じ、税の公平の原則を貫く政治が、近く来ることを予言いたしておきたいと思ひます。

悪法に反対する第一の理由は、物価を政府が率先して上げるといふことにあります。さきに国鉄定期運賃の値上げを強行した政府は、酒、たばこの間接税を引き上げる理由として、国民のふところが少しくなつて、酒、たばこ税の負担率が少なくなつた、意図せざる減税となつたので、調整をするといふのであります。物価にはね返る分はきわめて僅少であるといつております。増税に伴う家計費へのはね返りは、別途百円率主のふところから出されるので、実消費の四分の一しか家計簿にはあらわれてきません。閣議決定の四・八%の物価上昇分には、便乗値上げ分は少しも織り込まれていないにもかかわらず、これを阻止する有効な政策手段は、何も政府は持

ち合わせていないことがはつきりしてまいりました。物価対策上の配慮は全然なされてないのではありません。このことは、国民の生活を無視し、物価を引き上げる佐藤内閣の本質を暴露したものであり、断じて賛成できない点であります。

第二の理由は、低所得者に対する思いやりがないことであります。

もとより政府・自民党の租税に対する基本的なところでは、負担の不公平を主張するのは貧乏人のひがみだ、うんと働き、貯蓄して、租税特別措置の恩恵に浴するよう出世しなさい、重税こそ勤労のインセンティブであると考えているのだから、十軒に一軒の割合にしかな置いてない「パット」や「朝日」をとらえて、値上げはしてありませんとうそぶき、三級品の「新生」を二五％も値上げをして、涼しい顔をしておられるのであります。意図せざる減税をほっておくと、アル中やニコ中がはらんするかもしれない。直接税を納められない六割の人間に対する課税を含めて、この際、庶民の健康のために増税をしようという官僚まで出てくる始末であります。国民の嗜好が上級銘柄に移ったからと称して、下級品の販売制限をやり、専売益金をふやすため、高級新銘柄品を売り出し、たばこ十本当たり単価を、法律の改正もやらずに十カ年に十円も上げてみせる巧妙な芸当をやつてのけたり、「ニューリカー」とか「健康」とかの新酒を発売させて、値段をつり上げるやり口を許可したりするのであります。

しかし、国民はいつまでもだまされてはおりません。これからは、仕事のいいの服にゆらぐ煙に六〇％は税金であることを思い出し、あすの労働の再生産のために傾ける一ぱいのジョッキに世界一高いビール税が入っていることを語り合ひてありましょう。(拍手)

これら庶民大衆こそ政治の主人公であることを忘れた政府・自民党に、近くきびしい審判を下すことは間違いないと断言します。(拍手) いままでさへ二八・五％の支持率しかない佐藤内閣の命運は、ここに尽きたというべきであります。(拍手)

第三の反対の理由は、大衆課税を基本とする政府・自民党の租税政策を容認することができないからであります。

自由資本主義の原則からいえば、税金は剰余価値からというのが当然であるにもかかわらず、いかなる資本主義国家でも実行されたことはありません。日本では、世界で例を見ないほど多種多様の減免措置を講じている特別措置法等によって、だれがどれだけ税金を負担しているかもわからぬまま、税負担の公平原則である総合課税主義はくずされ、資産所得者階層、高額所得者が優遇され過ぎておるのであります。

一方、長期税制構想に見られるように、直接税を減らし、間接税に移ろうとする動きは強まっております。すでに印紙税、登録税、免許手数料等は、負担の適正化の名においてレールが敷かれ、たばこも専売益金を消費税に移行させようとして

おりますが、酒、たばこの増税法案は、増税にとどまらず、売り上げ税を誘引する契機になるものであります。所得の再分配という、財政本来の機能を抹殺しようという暴挙を認めることはできません。

最後に申し上げたいことは、日本の税制は、天下の秀才大蔵官僚と、政治のベテラン与党の合作でありましたが、今回は、政府提出法案を自民党が単独で修正をし、みずからの手で四十億円の歳入欠陥を生ぜしめる異例の行爲をとろうとしていることでもあります。まさに日本の議会史上に特筆すべきことが起こったのであります。

みずからつくった法案をみずからの手で修正せざるを得なかったのは、日本社会党を中心とする野党の勝利であります。いな、野党の勝利というよりも、政府の不当な措置に対する国民世論の勝利であるといわなければなりません。(拍手) そのことは、佐藤内閣の危機であり、国民を無視する佐藤自民党政府に対する警鐘であります。

しかし、修正案は、酒の増税をわずか一カ月分だけ実施時期を繰り延べるにすぎないものである。これに賛成することはできません。賛成すべきものでなく、むしろこの増税法案に与党の諸君がわれわれと同じく反対の立場をとられるよう要求するものであります。

重ねて申し上げますが、全国民を代表するわれわれ国會議員が、この悪法に対して全員反対の意思を表示していただくことを心から要望いたします

て、反対討論いたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 村上信二郎君。

〔村上信二郎君登壇〕

○村上信二郎君 ただいま議題となりました製造たばこ定額法の一部を改正する法律案、及び酒税法の一部を改正する法律案に対し、私は自由民主党を代表して賛成の意見を表明するものであります。(拍手)

右の両案は、昭和四十三年度における税制改正の一環として、たばこの小売り定額の改定と酒税の税率の調整を行なうとするものであります。が、これはさきに本院を通過いたしました所得税の減税等を内容とする税制改正四法律案と一体の関係にあるものであります。

あらためて申し上げるまでもなく、昭和四十三年度のわが国経済を取り巻く環境は、内外ともにきわめてきびしく、この難局に直面して、わが国は一日もすみやかに国際収支の均衡を回復して、今後とも長期にわたる経済の安定成長を期するよう、適切な財政金融の諸施策を講じなければならぬことは御承知のとおりであります。

これがため、当面の財政政策としては、まず第一に、できるだけ公債発行額を縮減し、今後における健全な公債政策の基礎を築くとともに、最近における経済の推移に照らして、財政規模の抑制をはかることにつとめ、他面、長期的、構造的な問題として指摘されております財政の硬直化を打開しつつ、重点施策を果敢に遂行し、もって財政

の景気調整機能と資源配分の機能の適切な運営に配慮すべきものと考えらるべきであります。(拍手)

このような内外の経済環境と現下の財政事情とを考慮いたしますと、昭和四十三年度において所得税などの減税を行なうことはかなり困難ではないかという観測や、むしろこの際、勇気を持って減税は見送るべきではないかとする意見まで有力視される経過もあつたことは、皆さまもすでに御承知のとおりであります。

ところで一方、わが国の所得税負担は、過去数次の減税措置にかかわらず、依然として重い現状であり、また、累進性のきわめて強いわが国の所得税制や、最近における急速な所得水準の上昇を顧みるときは、こうしたきびしい経済事情のもとにおいても、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減を最優先的に考慮することは、緊急の要務であるといわざるを得ません。ことに、給与所得者の、夫婦と子供三人世帯の課税最低限を、事情の許す限り、できるだけ早い機会に百万円に引き上げることは、わが自由民主党の厳肅なる公約であります。(拍手)したが、今回政府がこの目標に沿って、昭和四十三年度においてその課税最低限を百万円程度引き上げることには踏み切つたことは、まことに英断であり、深く敬意を表する次第であります。(拍手)

昭和四十三年度の予算案におきましては、以上のような種々の配慮により、歳入面における公債発行額の圧縮、所得税の減税や歳出面における重

点施策の遂行などが予定されておりますが、昭和四十三年度に見積もられます税の自然増収額は、これら所要の諸施策をまかなうには不足を生ずることも、これまたまことにやむを得ないところであり、したがって、かねてから税制調査会等において、所得や物価水準の上昇との関連において、従量税の負担率の調整をはかる必要が指摘されてきたことに顧み、たばこの小売り定価

や酒の税率について所要の適正合理化をはかり、これによつて歳入の充足をはかることとしたのは、まことにやむを得ない措置でありまして、なお、これにより直接税と間接税の比率を適度に保つことができた点については、きわめて意義あるものと認めるにやぶさかでないものであります。たばこ専売制度は、財政専売でありまして、今日までわが国財政に多大の貢献をいたしてきたのであります。最近においては、原料葉たばこの収納価格をはじめとして、その生産コストは連年上昇し、反面、たばこの小売り定価は昭和二十六年以来据え置かれたままでありまして、専売益金は逐年低下を来とし、そのため専売納付金収入の伸長は急速に鈍化するに至つていたのであります。さらに、最近における国民所得や消費水準の上昇、諸税の動向等を考えると、昭和二十六年以来、たばこの小売り定価を据え置いてきたということは、ここに意図せざる減税が行なわれたといふことになるわけであり、したがって、今回

たばこ小売り定価の改定に踏み切つたことは、現下のきびしい財政事情にあるこの時点におきましては、まさにやむを得ない措置と認めるものであります。

もちろん、物価の安定が、現下の経済政策の最大関心事であるときにあたり、いたずらに価格の引き上げをはかることは、全くわが党のとりざるところであります。この意味におきまして、二級品及び三級品の引き上げ幅を、一級品の二分の一程度にとどめ、特に「ゴールデンバット」、「朝日」等の価格については、これを据え置く等、慎重な配慮が払われていることは適切な措置と考えられるのであります。さらに今後におきましては、専売公社の経営の合理化を一そう進め、価格改定による利益が、財政の機能を通じて、適正に国民大衆に還元されるよう、期待してやみません。

また、酒税の現行税率は、昭和三十七年の大改正によつて設けられたものであります。酒税は、基本的には従量税であるため、その税率は、所得や物価水準の変動とは無関係に定額に据え置かれ、その結果、小売り価格の中に占める租税負担率は、物価水準等が上昇するにつれて、一般的に低下しており、他の諸税の負担との間においても、均衡を失つていくと認められる点もあるところから、その税負担に調整を加え、実情に見合ったものにすることが必要であることは、つとに税制調査会等においても指摘されているところであり、今回の改正は、前述のたばこ同様、いわゆる意図

せざる税負担の低下の調整を行なうこととしたものであると確信いたします。

もちろん、酒税の増徴が一般消費者の負担増になることはいふまでもなくありますが、今回の改正案におきましては、清酒二級、合成清酒、しょうちゅう等について、その税率を据え置くというきわめてきめこまかい配慮がなされていることは、まことに適切妥當な措置と考える次第であります。(拍手)

ところで、このようなたばこの小売り定価の改定と酒税の増徴を内容とします前改正案につきましては、最近のきびしい経済財政環境に照らし、また今後の健全な財政政策の運営に資するため、まことにやむを得ざる措置と考えられますが、他面これら嗜好品に対する負担の調整は、結果として広く一般大衆に影響するところが少なくないものと思われ、同時に、間接税等の改正は、いわゆる租税の逆進性に関連するものであります。政府におかれましては、これらの改正に至りました事情について、十分に国民の理解を得るようつとめられ、今後とも所要の物価政策や財政全般の所得再分配機能について、格別の配慮をするよう要請いたします。

なお、これらの法律案が、当初目途としていた期日までに成立しなかつたため、さきに大蔵委員会におきまして、施行期日を変更するための修正が行なわれましたが、善後措置として適切なるものと認める次第であります。

以上の理由により、私は両改正案に賛成の意見を表明し、討論をいたします。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 岡澤完治君。

〔岡澤完治君登壇〕

○岡澤完治君 私は、民主社会党を代表いたしまして、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、並びに酒税法の一部を改正する法律案の二案に對し、以下申し述べます理由から、反対の意見を申し述べてみたいと思います。

なお、先ほど村山社会党議員のおっしゃいました反対理由と若干重複する点がございますけれども、それはそれだけ問題の正鵠を得ているからであり、われわれの反対理由の重要さを示すものであると御理解いただきたいと思ひます。

反対理由の第一点は、総理をはじめ大蔵大臣等政府関係者が、いかなるこじつけの理由をつけられましても、本二法案の成立は、物価問題の解決に逆行する結果をもたらすからであります。

申すまでもなく、物価問題は、総理みずからが、佐藤内閣の最大の課題であるということをしれば本院においても言明しておられるところでありまゝ。ところが、物価問題についての政府の当面の最高責任者であり、また現内閣の閣僚の中で、最も頭腦明晰といわれます宮澤經企庁長官ですら、本案に対する質問に關連して、この本会議場で、「この案は決して評判がいいということでないことは承知をいたしながら、一部の間接税の増徴に踏み切った」と、ことはたくみに述べておら

れますように、酒、たばこの増税、したがって、その値上げが物価の値上がりとなれば、さか佐藤総理もおっしゃることはできないと思ひます。総理は、この点について、今回の値上げは結局財政の健全化をもたらす、同時に、長期的に見れば、必ず国民の要望する物価安定に寄与するという趣旨のことをおっしゃっておるのでありますけれども、これは幾ら何でも詭弁であり、強弁であると思ひます。国民ももちろん納得いたしませんし、將來も、事実はそのような結果には決してならないと信じます。たてまえと本音が違ふという非難は、政治資金規正法改正問題を持ち出すまでもなしに、佐藤内閣に対する最も皮肉な、そしてまた最も正鵠を得た批判かと私は思ふのでございませうけれども、物価安定を最大の政治課題とされる佐藤内閣が、いわば公共料金の一種ともいふべきたばこ等の値上げをあえて断行されることは、口で物価安定をうたいながら、行動は、みずから物価値上げの火つけ役を買って出ておられるのでありまして、わが党が、本件両案に反対する第一の理由であります。(拍手)

反対理由の第二は、一般大衆にとりましては、両案は、実質減税ゼロという名の実は増税になるという点であります。

所得税減税千五百億、酒、たばこを中心とする間接税の増徴千五百億、差し引き実質減税ゼロというものが四十三年度予算の表面的な重要特徴でありますけれども、これは国から見れば減税と増税

が相殺されるということでありまして、国民の税負担に何らの変化がないという意味では、決してございせん。直接税の減税と間接税の引き上げとでは担税者の範囲も違います。また、かりに同一人である場合でも、所得のいかんによつては、その税負担の増減に違いがあることは当然であります。実質減税ゼロといつても、特に政治が保護すべき低所得者層、なかんずく間接税のみの納税者にとりましては、増税を意味するものであることは明らかでありまして、われわれが、この両案に反対する第二の理由であります。(拍手)

反対の第三点は、いわゆる間接税の性質から、当然に予見される問題でもございますが、先ほど、自民党の代表の方も御指摘になりましたように、その間接税の逆進性、ことに酒、たばこの値上げが、結果的に大衆課税になる点であります。収入に対する間接税負担の割合は、金持ちほど少なく、貧しい人ほど高くなることは、大蔵省の統計から見ても明らかであります。徴税の重要な機能の一つに、所得の再配分が考慮されるべきことは、ここで申し上げるまでもございせんが、今回の両改正案がこの思想に全く逆行するものであることは、これ以上論ずる必要はないと私は思ひます。これが、徴税制度の基本原則にまで背を向けて、佐藤内閣の不況対策の失敗のしわざを一般国民大衆に転嫁する性質を持つ本両案に對し、われわれが反対する第三の理由であります。

宮澤經企庁長官は、先月五日の本院における答

弁におきまして、「今年度の予算編成に際し、内閣が当面した選択は、国債をさらに増発するか、所得税を据え置くか、あるいは間接税を据え置くかという三つのうちのどれかであつて、結局、一部の間接税の増徴に踏み切った」と述べておられます。われわれは、国債を増発することには、もとより反対であります。所得税を、減税もせず据え置くことにも、当然反対でございます。しかし、だからといって、宮澤長官のおっしゃる通りに、間接税の増徴が選択すべき唯一の道だとは、断じて考えておりません。かの悪名高い利子配当分離課税の問題がございます。六千億にも達するばく大な交際費への課税の問題も残っておりまゝす。産業向け電気ガス税の減免税の特例を廃止するだけでも年間二百五十億円の財源が返ってくるのであります。一方、専売企業の近代化、合理化によるコストダウンによつて、税負担部分の増大をはかる道もございます。

四十三年度税制において、酒、たばこが増税の対象としてねらわれたのは、私は、これが税金を一番取りやすい道だと考えたからだとか考えられません。安易に取れるところから取る。納税者が気がつかないように取る。そして、うるさいところ、強い圧力のあるところは敬遠する。いなくして遠慮するというのが、私は、佐藤内閣の本質的な姿勢であり、その理由をここに見出すものであります。(拍手)

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 製造たばこ定価法の一部を改正する法律案外一案

五九六

私は、政治は、日の当たらないところにあたたかい手を差し伸べ、弱きものを助け、恵まれない人々にこそ親切なものであるべきだと考えます。

ところが一方で、租税特別措置法という美名のもとに、高いところに土を盛る税制を堅持しながら、一方において、弱きをくじく間接税の増徴をはかるうとする本二法案にわれわれ民社党が反対する主たる理由がここにあるわけでございます。これをもちまして、私の反対意見の陳述を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 山田太郎君

〔山田太郎君登壇〕

○山田太郎君 私は、ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案、及び製造たばこ定価法の一部を改正する法律案につき、公明党を代表して、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本年度の税制改正は、課税最低限の引き上げなどにより、所得減税は、初年度一千五十億円となっておりませんが、その反面、大衆の必需品である酒、たばこ等の値上げにより、同じく一千五十億円の増税が見込まれる結果、差し引き減税ゼロとなるのであります。これは、歴代保守党内閣の放漫財政の結果生じた財政硬直化のしわ寄せを、大衆課税によってすりかえようとするものであり、実質増税となるのであります。

以下、具体的に問題点を指摘し、本改正案に反対するものであります。

まず第一に、間接税の増税が、物価値上がり

に拍車をかけることになる点であります。佐藤内閣は、発足以来、物価安定を公約しながら、四年間連続して公共料金を値上げし、さらに本年度に至っては、大衆の必需品となっているビール、酒、たばこをはじめ、その他公共料金を値上げしようとしていることは、佐藤内閣が、物価安定策に真剣に対処しようとしていないばかりか、政府みずから物価値上げムードをつくり、物価上昇のリーダー役をつとめているといっても過言ではありません。いわゆる政府主導型物価高騰といわれるゆえんであります。したがって、今回の酒、たばこの値上げは、明らかに物価政策に対する無為無策を暴露したものであり、大衆無視の経済政策であるといわなければなりません。しかも、間接税は、直接税と異なり、感覚的に税負担の意識が薄く、また税の徴収も簡単に行なうことができるのが特徴であります。政府がこれをねらった態度は、まことにこうかつ、狡知にたけたものといわねばなりません。

このように、政府は、国民を欺瞞し、国家財政に占める間接税の比重を、次第に大きくしようとしていて、断ぜざるを得ないではありませんか。酒やたばこのとき間接税の増税は、高所得者も、低所得者も、一律に課税され、逆進的性格を持つものだけに、消費者の税負担割合は著しく増加し、国民生活に重大な影響を及ぼすことになるのであります。

第二は、酒、たばこの値上げの理由として、政

府は、その税率が、所得並びに物価水準の変動と無関係に据え置かれているため、税負担が相対的に低下を来たし、他の租税との間に均衡を失っていると認められ、価格を改定する必要があると、決して政府のいうように、税負担が低下しているとはいえないのであります。酒、たばこの税率は、高級品、奢侈品に比べて高率になっているのであります。

一例をあげるならば、ダイヤの指輪は一六・七%、ゴルフ道具は二〇%、マージャンパイは一三%となっており、消費税全体から見ると、高級品や奢侈品ほど税率が安くなっているのを見ても明らかではありませんか。

酒税については、昭和二十五年には、税収入は約一千五十億円であったものが、昭和四十三年度は、四千四百九十二億円と四倍に膨張しているのがあります。また、酒類の消費量も、約一千四百石が八千六百石と、約八倍の増加となっております。特にビールのごときは、現在五〇・一%であるが、諸外国の税率に比較すると、西ドイツは八・七%、アメリカは一〇%の税負担であり、実にアメリカの五倍、西ドイツの六倍にもなり、世界の主要国で一番高いのが日本の酒税なのであります。

また、たばこの値上げについては、長い間据え置かれてきたのであるから、政府は意図せざる減税と説明しております。ところが、昭和三十一年

当時、たばこ十本当たりの平均単価は二十二円八十二銭であったものが、四十二年度には三十二円四十五銭となっており、十本当たりの平均単価では約十円の値上げになっているのであります。したがって、専売益金は、三十年代には千五百四億円であったものが、四十二年度には何と三千五百八十二億円になり、実に二倍強の増収になっているのであります。

ところが、政府は、このような実質増収になっている点には触れないで、専売益金率の低下を理由に、国民からさらに税収奪を強行しようとしているのであります。これは明らかに、減税の恩恵を受けることのできない生活保護世帯や低所得者層はもとより、国民大衆を無視した増税政策であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

以上、国民の立場から見ると、このような税制改正はどうしても納得できないのであります。しかも、本年度は、戦後最高といわれる約九千五百億円余の自然増収を見込んで超大型予算を編成しながら、政府は、財政硬直化を理由に、所得税の減税財源を、間接税の大幅増税によって補てんしようとしているのであります。財政の硬直化は、自民党政府の放漫財政の結果であることは、万人の認めるところであります。したがって、このたびの税制改正は、政府・自民党の財政政策の失敗の責任を国民に転嫁しようとするものであり、断じて容認できないのであります。その上、大企業並びに不労所得者優遇の租税特

別措置は、政策目的が一応達成された現在においても、いまだなお温存されており、また、交際費の損金算入による優遇策が講ぜられていることは、税の負担の公平を著しく欠いているといわなければならぬのであります。

要するに、間接税の負担割合は、明らかに逆進的傾向を示すものであり、およそ応能負担という租税の民主的原理からかけ離れており、その課税負担割合は、不合理、不公平なものであることは明白であると同時に、間接税の増税は、結果的にはきびしい大衆課税となることも明らかであります。いま、大衆は、高物価、重税にまします生活を圧迫されているのであります。国民大衆の怨嗟の声の一つは、実にここにあるといつても過言ではないのであります。自民党は、このことを知っておるのであります。大衆は、涙なき涙を流しておることを知っておるのであるか。不況下の物価高、加えて実質増税という、大衆の犠牲において、政府は、一部大企業の保護に終始していることは、断じて許すことはできないのであります。

政府は、ここにおいて、その政治姿勢を、大衆福祉の向上充実に基調とする施策に徹すべきであります。公明党は、この大衆福祉の実現のため、今後も政府を追及していくことを申し上げて、反対討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

日程第五 金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第五、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案、日程第六、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案、右両案を一括して議題といたします。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。商工委員長小峯柳多君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔小峯柳多君登壇〕

○小峯柳多君 ただいま議題となりました金属鉱業関係二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

金属鉱物探鉱促進事業団法及び金属鉱業等安定臨時措置法は、ともに去る昭和三十八年、貿易自由化に対処して制定されたものであります。

金属鉱物探鉱促進事業団は、設立以来、探鉱資金の貸し付け、広域調査及び精密調査等の業務を行ない、国内鉱物資源の探鉱に大きな成果をあげてまいりました。また、金属鉱業の合理化の推進も、金属鉱業等安定臨時措置法に基づく合理化計画等によって、相当の実績をおさめてまいりました。この間、鉱産物の国際価格が上昇に転じてきた事情もありまして、鉱産物の自由化はおおむね順調に実施されてまいりました。

ところが、最近の金属鉱業をめぐる情勢は、本格的な開放経済体制の進行や経済成長に伴う鉱産物需要の急増、とりわけ海外鉱物資源に依存する度合いが上昇する等、大きな変化を示しております。これに対応して、国内鉱業の国際競争力の強化と、鉱物資源の安定供給を確保することが重要な課題となっております。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案は、このような実情に対処し、国内、国外における鉱物資源の探鉱開発を促進するため、事業

団の従来の国内業務に、新たに海外探鉱資金の貸し付け、海外の地質構造調査、海外開発資金の債務保証等の海外業務を追加するものであります。

また、金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案は、その廃止期限が昭和四十三年三月三十一日であり、貿易自由化による混乱を回避するという法律制定の目的も、一応達成されている状況でありますので、これを廃止せんとするものであります。

両案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、同月二十八日椎名通産大臣より提案理由の説明を聴取した後、四回にわたり参考人を招致する等、熱心な審議を行ない、四月十日に至り質疑を終わし、直ちに採決の結果、両案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、右両案の審議に関連して、鉱業政策の確立に関する決議が全会一致をもって行なわれたことを付言いたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案についての宮澤國務大臣の趣旨説明 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する佐野進君の質疑 五九八

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

○副議長(小平久雄君) おはかりいたします。

内閣から、運輸審議会委員に鈴木清君を任命したいので、本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、同意を与えるに決しました。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(小平久雄君) 内閣提出、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣宮澤喜一君。

〔國務大臣宮澤喜一君登壇〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

海外経済協力基金は、東南アジアなどの開発途上にある地域における産業の開発事業に關し、必要な資金の貸し付けまたは出資その他海外経済協力の促進に必要な業務を行なうために設立された全額政府出資の特殊法人であります。昭和三十六年に発足して以来、その投融資は漸次増大し、開発途上国における産業の開発に重要な役割りを果たしていることは御承知のとおりでございます。

しかしながら、最近これらの地域の一部の国においては、外貨不足、著しいインフレ高進などにより、経済の安定がそこなわれるおそれが生じており、このような国は、経済の安定のために緊要とされる物資の輸入に必要な資金の供給を強く望んでおります。

一方、わが国といったしましても、こうした要請にこたえることが、わが国の経済協力の実をあげるためにきわめて重要であると考えられますので、この際、基金の業務範囲を従来の開発事業への貸し付けなどのほかに、このような資金の供給にまで拡大することが必要であると考えまして、今回の改正案を提案いたしましたのであります。

次に、改正案の内容について申し上げます。改正の第一点は、基金の業務範囲の拡大であり

ます。先ほど申し上げましたような趣旨から、東南アジアなどの地域の経済の安定に寄与するため

緊要と認められる本邦からの物資の輸入につき、基金がこれらの地域の政府などに対して必要な資金を貸し付けることができるよう、目的及び業務の範囲を広げることとした次第であります。

改正の第二点は、以上のような基金の業務の範囲の拡大に伴いまして、その事務の一部の委託先を従来の日本輸出入銀行のほかに、一般の銀行にまで広げることができることとした次第であります。

以上が海外経済協力基金法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。佐野進君。

〔佐野進君登壇〕

○佐野進君 私は、日本社会党を代表し、ただいま提案説明のありました海外経済協力基金法の一部を改正する法律案につき、総理並びに關係各大臣に質問いたします。

近年、開発途上国と先進国との経済的格差はますます拡大しつつあり、この格差を減少せしむるため、経済協力の拡充が要請されつつあること

は世界的趨勢であります。わが国もアジアの先進国の一員として、その国力に応じ、相互の自立経済達成のため、有効なる援助を行なうことは、だれしも異存のないところであります。

しかしながら、今回提案された基金法の内容並びにその背景を見るに、この目的と著しく相違し、アメリカの強い要請に基づき、そのドル防衛に協力し、アジアにおけるアメリカの経済援助の肩がわりと軍事的協力国の結束を強化するためのものであり、わが国内経済の現状において、国力以上の援助であり、今日まで多く指摘されたむだと腐敗をさらに拡大しようとしております。しかも、今回の改正案は、その目標をインドネシア援助に向け、賠償供与以後露骨にあらわれているインドネシアに対するわが国の非効率な援助をさらに繰り返さんとしております。特に、本改正案がもし可決されるとするならば、現在行なわれつつある海外経済援助がますます安易に行なわれることになり、将来ゆゆしい事態の発生が予見されるのであります。

以下、私は次の四点について質問いたします。

その第一は、わが国の海外経済協力が、わが国の自主的条件によるものでなく、アメリカの強い要請に屈し、枝とドルのかさに守られる代償として、ドル防衛協力とベトナム戦争支援の一環として行なわれつつあることであります。

このことは、佐藤内閣が組閣以来、対米協力の姿勢を強化するとともに、その援助費が飛躍的に

増大しているのを見て明らかであります。すなわち、六六年度は政府ベース援助で二億八千五百万ドル、六七年度は三億九千五百万ドルに達し、六八年度は、一般会計から経済協力等二百二十五億円をはじめ、対外債務処理費、財投、輸銀を含め、四千八百十八億円の巨額に達し、いまや、わが国経済に重大なる影響を与える結果となりつつあります。

いま、とられようとしているアメリカのアジア政策は、ベトナム戦争政策転換に見られるごとく、行き詰まりを来たしているが、この際、日米共同声明に端的に見られる、わが国のアメリカと一体となった経済協力政策を改めるべきだと思ふが、総理の所見をお伺いしたい。(拍手)

次に、わが国の海外経済協力は、外務省が昨年八月作成した試案によれば、一九七一年で十三億六千三百六十万ドルと、毎年激増することになり、さらに再融資をすることになれば、その額は飛躍的に増大し、特にリファイナンスは、血税の乱費となり、国民の犠牲を強要するおそれがあります。外務大臣は、昨年六月、インドネシアに対する再融資に調印したが、今後この措置をとり続けるのかどうか、この際、明らかにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)

さらに、わが国の海外経済協力は、アジアをはじめ中南米、アフリカ等にわたっているが、近接する北朝鮮、カンボジア、中国等、アメリカの反共軍事協力国以外の国に対してどのような関係を

持たんとするのか、この際、明らかにしていただきたいのであります。

特に、中国貿易については、その実績がいまやわが国経済にとって欠くことのできないものとなりつつあり、西欧先進諸国の積極的進出が行なわれている現在、これとの協力関係推進は焦眉の問題といわれており、政府内においても、吉田書簡にこだわらず、輸銀使用に踏み切るべきだと、積極的な意見が出ています。佐藤総理は、いまこそ輸銀使用と日中貿易の拡大を決断すべきときと考えるが、その見解をお伺いしたい。(拍手)なお、海外経済協力基金は、これらの諸国をも対象国とするのか、この際、明らかにしていただきたいのであります。

第二点は、海外経済協力のわが国経済に与える影響とその対策についてであります。

アメリカの輸入制限措置、特惠関税及び国内における国際収支の悪化、公定歩合の引き上げ、金融引き締め等、内外の悪条件は、いまやわが国の経済に対して重大な危機を与えようとしておるのであります。特に中小企業は大企業の圧迫、人手不足等の条件も加わり、その倒産数も飛躍的な増大を続け、いまや深刻な事態に直面しております。政府が海外経済協力や大企業対策に示した低利長期の資金を使用し、強力なる対策と援助を行なうならば、これら中小企業の立ち直りは決してむずかしいとは思ふが、その決意をこの際にお伺いしたいのであります。(拍手)

さらに、発展途上国工業のための援助により生産される製品と、わが国製品との競合についてであります。すでに韓国、台湾、香港等の繊維、雑貨等と、わが国製品との競争が激化しつつある現在、今後これらの国に対する経済協力をどのように行なおうとするか、その対策をお伺いしたい。(拍手)

第三に、今回の法律改正は、アメリカの強い要請により、インドネシア援助のためになされるものであることは、いままでの佐藤内閣の発言や行動によってすでに明らかであります。

今日、日本の経済協力については、各界において根本的対策の樹立が強く要望されているとき、ただ一国の援助のみを対象として法律改正を行なうことは、日本国民の利益を裏切るものであります。(拍手)本年三月五日、ウイリアム・バンディ南アジア担当国務次官補は、下院外交委員会の聴聞会で次のように証言しております。「昨年、日本は南ベトナムと百万ドルの医療援助追加協定を結び、インドネシアに対しては、アメリカと同等のインドネシアの海外からの援助必要額の三分の一を支えた。われわれは、ことしも日本がインドネシア必要額の三分の一を分担してくれるものと期待している。」さらに、ジョンソン大統領が二月八日下院に提出した海外援助特別教書によると、「インドネシアに対する援助を提供すること、は、確実にわれわれの利益にかなう。」と述べており、さらに、「日本の佐藤内閣は、アメリカと同じ

額の援助を負担しようとしており、そのために、基金法の改正を提案している。」といわれておるが、そのような約束がアメリカ並びにインドネシアとあるのか、この際明らかにしていただきたいと思ふのであります。(拍手)

次に、三月二十八日米日したスハルト大統領の日本訪問は、本年度援助額の確認を求めに來たものであり、同行したマリク外相は、帰国後の新聞記者会見において、インドネシア援助の約束について確認をとったと言明しているが、それは事実なのか、また金額は幾らなのか、この際はつきりと報告してもらいたい。

さらに、大蔵大臣は参議院でわが党の委員の質問に答へ、海外援助に予備費は流用しないと説明したが、補正予算を前提としない本年度予算との関連において、増加分をどこから支出するのか、この際明確なる答弁を求めるものであります。(拍手)

さらに、インドネシアの持つ債務は、一九六六年六月末現在、二十三億五千三百万ドルの巨額となっており、わが国の債権は債権国中きわめて少額であるにもかかわらず、債権国として果たした役割りは、債権国会議以前において三千万ドル、債権国会議後六千万ドルと四千五百万ドルの再融資で、最高の援助をしているが、その陰に、政財界の策動、特定商社の暗躍があり、この支払いを受けた大手十社の商社が、四十一年七月から四十二年六月まで約九千万円の政治献金をした事実

が、わが党の木村政務会長の迫及では明らかにされた。このように海外援助費が黒い霧のもとに乱用されつつあることに對してどのように措置するのか、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。(拍手)

第四点は、海外経済協力について、国会の果たすべき役割りと内閣の責任についてであります。

現在、経済協力の大きな部分を占める円借款再融資等は、国会議決事項となっておらず、国会の権限は政府予算として提出された資金並びに国庫の配分の審議についてのみであり、その他一切の行為は政府並びに輸出入銀行、海外経済協力基金等にまかされ、その運用をはじめ、対象金額の決定、対象国の範囲の決定、供与条件の策定等はすべて政府の権限に属されております。このきわめて大きい政府の権限と、年々巨額に膨張する援助費に比較し、国会の権限はあまりにも微弱であります。この点を是正し、経済協力の取りきめはすべて国会の議決事項とすべきだと考えるが、その所見を承りたいと思っております。(拍手)

さらに、基金法は、第二十条第四号の貸し付けを受ける際、当該輸入につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から資金の貸し付けを受けることができるものとしてあるが、その認定は、總裁以下少数の理事に一任せられることとなり、第二十三条の次に、その事務の一部を銀行に委託することができるとともに、きわめてルーズな運営を許す改正を行なうとしております。国民の

血税を、物品供与、低金利で使われる道を無限に広げることになるのは、基金法発足当時における審議の経過と、その後の実績に徴しても明らかであります。かかる乱用を阻止する歯どめは何によつて行なうのか、この際明らかにしてもらいたい。

次に、輸出入銀行との関係であります。基金は、もともと輸銀からその一部を継承し、輸銀の行ない得ない経済協力についてその役割りを分担し、その対象は開発事業と限定し、東南アジア、中南米、アフリカ等に援助を行なうてきました。十分なる成果をあげ得ず今日に至っております。今回の改正によれば、さらに業務が複雑となり、目的が多元化され、開発事業より安易な海外経済協力の方向に力点が置かれることが予測されるのであります。したがって、この際、輸銀との関係を明確にするとともに、その業務の範囲につき、開発事業に限るべきであると思ふが、どうか。なお、輸銀は今後物品援助に類する一切の業務を行なわないことと定め得るのか、明らかにしていただきたい。

そもそも、海外経済協力基金は、アイゼンハワー大統領時代に始まったドル防衛に端を発しており、アメリカの金の加速度的流出に對比するがごとく、日本の賠償並びに経済協力が強化されてきているのであります。しかしながら、ポンドショックによる英国のスエズ以東からの引き揚げ、アメリカのベトナム政策の転換等、アジアからの撤退

が予測せられるとき、わが国の開発途上国援助に對する観点も、また新たなものが必要となりつつあります。いまこそ政府は海外経済協力について、法体系的根本的整理、わが国経済の実情に見合う経済援助、海外経済協力に関する行政の整理等、地理的、思想的差別的撤廃、相互互惠、むだと腐敗のない海外協力を強力に推進すべきであり、さらにアメリカのドル防衛協力、ベトナム戦争支援、特定業者の保護、特定国に対する過剰サービスは、この際勇断をもって改めるべきものと思ふが、總理の所見をお伺いし、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 佐野君にお答えいたします。

わが国は先進工業国の一つといたしまして、従来から、発展途上国の経済的發展、経済的繁榮、これが世界の平和と繁榮に不可欠なものである、かような立場、その見地から、わが国はわが国の役割りを果たしてきた、かように私どもは考えております。したがって、今後とも、この観点に立ちまゝして経済協力を行なうていく考えでございます。

また、ただいまアメリカからわが国が安全保障を受けているから、その意味の代償として経済協力をしているのじゃないか、あるいはまた、アメリカの要請によつて日本は経済協力をしているのじゃないか、こういうようなお話でございますが、そ

のいずれもが間違つております。私どもは、独自の立場、ただいま申し上げるような立場で経済協力をするのでございます。誤解のないようにお願いいたします。

次に、わが国の近隣の諸国との関係について言及されました。中共との関係は、在来どおり私は政經分離のこの原則のもとにおいて経済交流を続けていく、これがただいまの考え方でございます。ただいまこれを変える考え方はございません。

また吉田書簡を引き合いに出されましたが、吉田書簡というものは、もともと政府の取りきめではございません。したがって、これを緩和するとか、撤回するとか、そういうようなものではない。そこに吉田書簡の吉田書簡たるゆえんがある、かように御了承いただきます。したがって、輸銀の資金を使うことについては、私は、具体的の場合について、それぞれの場合においてこれを処理していくという、いわゆるケース・バイ・ケースにその資金を使う、こういうことを申しております。この方針もまた変わりございません。

また、北鮮あるいは北ベトナム等、いわゆる国交のないところの国々に対しては、ただいまの基金、これを使うことができるのかどうかというお尋ねでございますが、こういう国に対して基金の業務が具体的にこういうところでは考えられないということとは、これは基金の性質上御承知かと思

います。お答えしておきます。

次に、中小企業についてのお尋ねがありました。これは通産大臣からお答えいただきます。

そうして今回の基金法の改正、この法律の改正案を提案いたしましたのは、申すまでもなく、商品援助、これを基金でも行なわせることがいわれる経済協力の促進上有効だ、かように考えましたから、ただいま改正案を提案しておるのでございます。これは別にアメリカの要請にこたえたものではございません。また、アメリカと同額の援助をするためにこの法律の改正をしようとするものでもありません。また、アメリカやインドネシアに對しまして、さような約束をしてもありません。この点もはっきり申し上げておきます。

次に、インドネシアから、本年度の援助額につきまして要求のありましたこと、これは私も否定はいたしません。しかし、御承知のように、この国会ではたいへん審議がおくれておりますから、予算もまだもちろんできませんが、その基本的法律である基金法の改正も、きょうようやく御審議をいただくというふうな段取りになった次第であります。したがって、政府が幾ら行政的な権限を持つておりましても、国会から委任されたさういふ権限はまだございませんので、インドネシアからの要望がありましても、インドネシアに對しての経済援助をどういふようにするか、こういふような約束ができないのであります。したがって、今回は、珍しく共同コミニケも出さ

なかつた。こういう点で、この約束のなかつたことをはっきり御了承いただきたいと思ひます。

次に、インドネシアに對する援助が、政財界の暗躍があつたり、あるいは一部商社の政治献金等につながるというふうなただいまのうわさをなさいました。しかし私は、さような事実を聞いておりません。これははっきり申し上げておきます。私は、経済協力、これは今後とも十分効果をあげるように、一そう努力するつもりであります。過去の経験にかんがみまして、それらの点で十分生かしていくつもりであります。

最後に、私に對するお尋ね、これは独自で経済援助をやれ、こういふ御意見でございますが、そのとおりでありまして、私が冒頭に申しましたように、わが国独自の考え方からこの経済援助と取り組んでおるつもりでありますし、また、その場合におきまして、人種的な偏見なぞ毛頭持つものではございません。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 海外援助の支出についての御質問でございましたが、本年度における海外経済協力基金からの開発途上国に對する援助につきましては、現在審議中の本年度予算と関連して予定しております事業計画は四百四十億円でございまして、したがって、今後の援助の支出はこのワック内において調整していくつもりでございます。

予備費の支出をしないと申しましたのは、御承

知のように、昨年度は、予備費において一千万ドルの無償供与をいたしました。こういう抱き合わせ方式は好ましくないといふために、今回の法律改正を願つた趣旨でございますので、できるだけこの予備費の支出ということをやめて、このワック内において調整支出をするという方針でございます。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) インドネシアに對するリファイナンスの問題について、私から答弁申し上げます。

これは、昨年末までに期限の到来する債権分、すなわち約四千三百万ドルについては、すでにリファイナンスを行なつております。続いて本年中に期限の到来する債権分につきましても同様に繰り延べることに、昨年の十月、パリにおける関係債権国の會議において了解がなされまして、これに従つて、わが国はたぶん六、七百万ドルとなると思ひますが、今年中に期限の到来するものが、これらのリファイナンスを行なうことになりま

す。それから、明年あるいは明後年に到来するものについても、できるだけ好意的にこれを検討することにいたしております。

それから、わが国の軽工業、特に繊維、雑貨等でありまして、これと競合するほどの力を持つてきた発展途上国、すなわち台湾、韓国、香港等に對する今後の経済協力はどうするつもりかという御質問でございましたが、これはもちろん、わが

国の中小企業の現状に照らしまして、これに悪影響の及ばないよう配慮いたしてまいる所存であります。

あとは大体總理から答弁がありましたから、これで失礼いたします。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 輸銀は貿易金融の機關でございますし、協力基金は経済援助の機關でございますので、基本的に、やはり性格が異なつておる。貸し付けの条件、――期間でありますとか、金利でありますとかいろいろものも、今後とも従来どおり、おのおの異なつたことでやつていくつもりでございます。

それから、銀行に委託いたしますのは、書類の受け付けなどという事務でありまして、何か、判断を交えて決定をいたすような、いわゆる業務に属するようなのは、委託をするつもりはございません。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

千九百六十六年の満載喫水線に関する國際条約の締結について承認を求めるの件

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、千九百六十六年の満載喫水線に関する國際条約の締結について承認を求めるの件を議題

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 国立学校設置法の一部を改正する法律案 六〇二

となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。外務委員会理事田中榮一君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔田中榮一君登壇〕

○田中榮一君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国際航海に従事する船舶について、その積載限度を、国際的に規制する条約といたしましては、一九三〇年に作成されました国際満載喫水線条約がございます。しかし、現行の条約は、作成後すでに三十七年余を経れておりまして、その後の著しい造船技術の進歩等に伴って、必ずしも実情に沿わない面があらわれてきております。このため、現状に即した新条約を採択する目的を持って、国際連合の専門機関である政府間海事協議機関の主催のもとに、一九六六年三月、ロンドンで開催された満載喫水線に関する国際会議において、この条約が採択されたのであります。

この条約は、海上における人命及び財産の安全を確保する目的のもとに、国際海運に使用される船舶について、一定の構造上の要件を課し、この要件を満たす船舶には、所定の方式に従って計算される積載限度を指定するとともに、国際満載喫水線証書の携行を義務づけ、この証書を携行している船舶は、締約国の港湾内における取り締まり検査を、実質的に免除すること等を内容とするものであります。

のであります。

本件は、三月十九日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。文教委員長高見三郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔高見三郎君登壇〕

○高見三郎君 ただいま議題となりました国立学

校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、千葉大学の文理学部を改組して人文学部及び理学部を、愛媛大学の文理学部を改組して法文学部及び理学部を、それぞれ新設するとともに、茨城、大阪教育、香川及び高知の四国立大学に大学院を新設し、昭和四十三年四月一日から施行しようとするものであります。

本案は、去る二月六日当委員会に付託となり、三月六日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。審査の詳細につきましては会議録によって御承知を願います。

かくて、四月十二日、本案に対する質疑を終了、次いで、谷川和穂君外三名から、本案に対し、この法律は公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用することを趣旨とする自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四党共同提案にかかる修正案が提出されました。

本修正案及び原案については、討論の通告がないため、直ちに採決に入り、本修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決、よって、

本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附則第二項中「この法律の施行の際現に」を「昭和四十三年三月三十一日に」に改める。

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山村新治郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、船舶安全法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(小平久雄君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

船舶安全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

船舶安全法の一部を改正する法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長大野市郎君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

〔大野市郎君登壇〕

○大野市郎君 ただいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約を受諾するとともに、船舶の安全を確保するため、満載喫水線の標示を要する船舶の範囲を拡大し、さらに海難の予防並びに事故発生時の通信手段を確保するため、無線設備の設置を要する船舶の範囲を拡大しようとするものであります。

本案は、二月十六日本委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、三月八日より五回にわたり質疑を行ないましたが、その内容は会議録により御承知願います。

かくて、本日、討論を省略し、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法案に対して、船舶の海難の実情にかんがみ、海難防止対策の強化、内航船員の労働条件の改善等について、必要な措置を講ずべき旨の附帯決議を付することに決しました。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 朗読を省略した議長の報告

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 灘尾 弘吉君
通商産業大臣 椎名悦三郎君
運輸大臣 中曾根康弘君
国務大臣 田中 龍夫君

国 務 大 臣 宮澤 喜一君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る九日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院事務総局管理局長 茨木 広

(政府委員任命)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、九日議長において承認した茨木広を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

物品税法等の一部を改正する法律

皇室経済法施行法の一部を改正する法律

(要求書受領)

一、今十二日、内閣から、運輸審議会委員に鈴木清君を任命したいので、運輸省設置法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求

書を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る九日、懲罰委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 石野 久男君(理事石野久男君去る九日委員辞任につきその補欠)

日委員辞任につきその補欠)

一、去る十日、通信委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小澤 貞孝君(理事小澤貞孝君去る五日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 沖本 泰幸君

法務委員

岡田 春夫君 横山 利秋君

外務委員 伊藤惣助丸君

大蔵委員 四宮 久吉君 野口 忠夫君

松本 忠助君 堀 昌雄君

文教委員

藤波 孝生君 渡辺 肇君

福永 一臣君 増岡 博之君

社会労働委員

福永 一臣君 増岡 博之君

大村 襄治君 三ッ林弥太郎君

農林水産委員

赤路 友藏君 柴田 健治君

柳田 秀一君 渡辺 芳男君

商工委員

佐野 進君 野口 忠夫君

運輸委員

井上 泉君 渡辺 芳男君

浅井 美幸君 小濱 新次君

金丸 徳重君 久保 三郎君

建設委員

小川新一郎君

予算委員

久保 三郎君 横山 利秋君

井上 泉君 岡田 春夫君

決算委員

柳田 秀一君 渡部 一郎君

懲罰委員

赤路 友藏君 石野 久男君

猪俣 浩三君 帆足 計君

北側 義一君 池田 禎治君

一、去る十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

華山 親義君

伊藤惣助丸君

石橋 政嗣君

地方行政委員

青木 正久君

宇都宮徳馬君

法務委員

川上 貫一君

外務委員

宇都宮徳馬君

渡部 一郎君

松本 善明君

青木 正久君

大蔵委員

登坂重次郎君

中嶋 英夫君

文教委員

広川シズエ君

松村 謙三君

高橋 英吉君

三ッ林弥太郎君

社会労働委員

栗山 秀君

渡辺 肇君

丹羽 久章君

広川シズエ君

商工委員

丹羽 久章君

栗山 秀君

運輸委員

米田 東吾君

栗林 三郎君

逓信委員

石橋 政嗣君

栗林 三郎君

大出 俊君

米田 東吾君

建設委員

浅井 美幸君

予算委員

竹入 義勝君

懲罰委員

高橋 英吉君

小川新一郎君

松村 謙三君

二、昨十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

塩谷 一夫君

藤波 孝生君

千葉 三郎君

網島 正興君

法務委員

千葉 三郎君

網島 正興君

岡田 春夫君

西村 榮一君

山口 敏夫君

渡辺 肇君

横山 利秋君

麻生 良方君

社会労働委員

和田 耕作君

内海 清君

農林水産委員

工藤 良平君

井上 普方君

建設委員

井上 普方君

内海 清君

工藤 良平君

和田 耕作君

予算委員

横山 利秋君

岡田 春夫君

議院運営委員

麻生 良方君

西村 榮一君

(常任委員補欠選任)

一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

小濱 新次君

法務委員

横山 利秋君

岡田 春夫君

外務委員

渡部 一郎君

網島 正興君

大蔵委員

小山 省二君

堀 昌雄君

文教委員

広沢 直樹君

野口 忠夫君

社会労働委員

藤波 孝生君

渡辺 肇君

農林水産委員

三ッ林弥太郎君

大村 襄治君

農林水産委員

柳田 秀一君

渡辺 芳男君

商工委員

赤路 友藏君

柴田 健治君

運輸委員

野口 忠夫君

佐野 進君

懲罰委員

久保 三郎君

金丸 徳重君

建設委員

松本 忠助君

沖本 泰幸君

予算委員

井上 泉君

岡田 春夫君

決算委員

久保 三郎君

横山 利秋君

懲罰委員

赤路 友藏君

鈴切 康雄君

内閣委員

柳田 秀一君

帆足 計君

社会労働委員

黒田 寿男君

石野 久男君

農林水産委員

小川新一郎君

會 益君

内閣委員

石橋 政嗣君

渡部 一郎君

六〇六

[illegible]

りである。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五八号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提出、衆法第二一号)

物価問題等に関する特別委員会 付託

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

看護婦国家試験の受験資格の特例に関する法律案(藤原道子君外二名提出、参法第一一号)(予)

社会労働委員会 付託

(条約送付)

一、去る九日、参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費者保護基本法案(砂田重民君外二十四名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

物品税法等の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、去る九日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

競馬法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(岡崎英城君外四名提出)

(答弁通知書受領)

一、去る九日、内閣から衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ価格等に関する質問に対して、重要な問題を含んでいるので、慎重に検討

するため、昭和四十三年四月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院会議録第十九号中正誤

ベシ 段行 誤 正

四九 三一 二十九 二十九

四三 三三 結果 結果

四九 一末 編成 編制

衆議院会議録第二十二号中正誤

ベシ 段行 誤 正

五七 四三 推め 進め

五七 一二 例産 倒産

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一)

六〇八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

昭和四十三年四月十二日

第五十八回 衆議院會議録 第二十三号(二)

〔本号(参照)〕

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右
昭和四十三年三月一日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第九級の項身体障害の欄に次の二号を加える。

一三 精神に障害を残し、服することができず

一四 神経系統の機能に障害を残し、服することができず

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員に係る障害補償の額の算定の基礎となる身体障害の程度を定める表の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(二)

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

右
昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表価格の欄中「五〇円」を「六五〇円」に、「三五円」を「四〇円」に、「二五円」を「三〇〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「三〇円」を「四〇〇円」に、「一八〇円」を「二四〇円」に改め、同条第二項中「七五円」を「百円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

理由

最近における所得及び物価水準の推移等にかえり、財政収入の確保を図るべく製造たばこの小売定価を改定するため、その種類ごとの等級別最高価格を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酒税法の一部を改正する法律案

右
昭和四十三年二月六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「該当する酒類の下に(水以外の物品を加えたものを除く。)」を、「しよりちゆり」の下に「(水以外の物品を加えたものを除く。第六号及び第八号において同じ。)」を加え、同条第五号中「水を加えたもの」の下に「及び政令で定めるところにより砂糖(砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)第二条第一項第一号の第二種又は第三種の砂糖に限る。その他の政令で定める物品を加えたもの(エキス分が二度未満のものに限る。)」を加え、同条第八号中「(昭和三十年法律第三十八号)」を削り、同条第八号中「第九号ホからリまで」を「次号ニからトまで」に、「アルコール若しくは」を「アルコール、スピリッツ(次条第一項に規定するスピリッツをいふ。政令で定めるものに限る。若しくは)」に、「以下ホを」を「ホ」に改め、同条第九号中「ホ、ヘ又はチを」を「ニ、ホ又はト」に改め、同条第九号中「百分の十五未満のもの」を「百分の二十未満のもの(当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十四度未満のものを除く。)」に改め、同条ハ中「(次条第一項に規定するスピリッツをいふ。)」を削り、同条ニを削り、同条ホを同条ニとし、同条ヘ中「ホ」を「ニ」に改め、同条第八号を次のように改める。

め、同号ヘを同号ホとし、同号ト中「ホ又はヘ」を「ニ又はホ」に改め、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同号リを削る。

第四条第一項の表ウイスキー類の項定義の欄中「ニ」を「ハ」に改め、同表スピリッツ類の項定義の欄中「酒類」の下に「(水以外の物品を加えたものを除く。)」を加える。

第六条の三第六項中「酒類製造者又は酒類販売業者」を「酒類製造者(第七条第一項に規定する酒類製造者をいふ。以下この項において同じ。)」又は「酒類販売業者(第十条第二号に規定する酒類販売業者をいふ。)」に改める。

第二十二条第一項第一号イ中「二十五万二千四百円」を「二十八万五千四百円」に、「一万五千七百六十円」を「一万七千八百四十円」に、「十八万九千六十円」を「二十一万四千四百円」に改め、同条ロ中「十五万二千四百円」を「十七万四千三百円」に、「九千八百二十四円」を「一万一千二百五十円」に、「十一万二千八百二十四円」を「十二万九千三百円」に改め、同条第五号中「九万五千円」を「十万六千円」に改め、同条第七号イ中「八十四万五千円」を「九十二万九千六百円」に、「一万九千六百六十円」を「二万九千六百六十円」に改め、同条ロ中「三十九万六千円」を「四十二万九千六百円」に、「九千七百七十円」を「一万九千円」に改め、同条ハ中「四千円」を「一万八千円」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 スピリッツ類

イ 香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するもの

(1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円

(2) アルコール分が三十八度以上四十度 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに一万八千円を加えた金額

(3) アルコール分が四十度以上四十一度 四十二万九千六百円

(4) アルコール分が四十一度以上四十三度 四十二万九千六百円にアルコール分が四十度をこえる一度ごとに一万九千円を加えた金額

(5) アルコール分が四十三度以上四十四度 九十二万九千六百円

度未満のもの

度未満のもの

度未満のもの

度未満のもの

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正

昭和四十四年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 酒税法の一部を改正する法律案

(6) アルコール分が四十四度以上のもの 九十二万九千六百円にアルコール分が四十三度をこえる一度ごとに二万円を加えた金額

ロ その他のもの

(1) アルコール分が三十八度未満のもの 十四万八千円
(2) アルコール分が三十八度以上のもの 十四万八千円にアルコール分が三十七度をこえる一度ごとに四万円を加えた金額

第二十二条第一項第十号イ中「九万五千円」を「十万六千円」に、「六万七千五百円」を「七万三千円」に改め、同条第三項の表基準税率の欄中「二十五万二千円」を「二十八万五千四百円」に、「十五万二千円」を「十七万四千三百円」に、「八十四万五千円」を「九十二万九千六百円」に、「三十九万六千円」を「四十二万九千六百円」に改める。

第二十二条の二中「販売価格」の下に「に相当する金額をいう。次項及び第二十二条の五第二項において同じ。」を加え、「金額」を「金額をいう。次項において同じ。」に改め、同条の表中ウイスキー類及びスピリッツ類の項を次のように改める。

ウイスキー類	ウイスキー	特級	百分の百五十
	ウイスキー	一級	百分の百
ウイスキー類	ウイスキー	二級	百分の六十五
	ブランデー	特級	百分の百二十
ウイスキー類	ブランデー	一級	百分の八十五
	ブランデー	二級	百分の六十
スピリッツ類	スピリッツ(香味、色沢その他の性状がウイスキー類に類似するものを除く。)		百分の百

第二十二条の二に次の一項を加える。

2 従価税率適用酒類のうち次の各号に掲げる酒類で、その移出価格又は引取価格がそれぞれ政令で定める金額をこえるものに係る酒税の税率は、前項の表の定めにかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 ウイスキー特級 百分の二百二十

二 ブランデー特級 百分の百五十又は百分の二百二十

第二十二条の三第二項中「販売価格」の下に「に相当する金額」を加える。

第二十二条の四第二項中「第二十二条の二」の下に「第一項」を加え、「同項」を「前項」に改める。

第二十二条の五第一項中「金額を控除した金額の下に」次項において同じ。」を加え、「第二十二条の二に規定する」を「第二十二条の二第一項に規定する」に、「第二十二条の二の規定による」を「同項の規定による」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二項中又は前項を「及び前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 従価税率適用酒類のうち、販売価格が同一税率の適用を受ける移出価格の最高額(第二十二条の二の規定を適用する場合において、移出価格に対する税率区分が異なることとなる限界の金額とし

ての同条第二項に規定する政令で定める金額をいう。)と当該最高額に対する酒税額との合計額をこえ、当該最高額とこれに移出価格が当該最高額をこえる場合における直近の税率を乗じて計算した金額との合計額以下である場合における当該酒税額に係る同項の規定による酒税の税額は、同項の規定にかかわらず、当該酒税額の販売価格から当該最高額を控除した金額とする。

第二十八条第一項第一号及び第二号中「(政令で定めるものを除く。)」を削る。

第五十条第一項第一号中「若しくは」に規定する清酒又は同条第八号ロからニまでに規定する果実酒類(果実酒に限る。))を「の」の規定に改める。

第五十条の二中「酒類製造者」の下に「又は酒類販売業者」を加え、「その製造免許を受けた種類又は品目の酒類(政令で定める種類又は品目の酒類に限る。))に糖類その他の政令で定める物品を混和しよ」とする。当該行為をしようとする場所」に改め、同条に次の各号を加える。

一 酒類製造者が、その製造免許を受けた種類又は品目の酒類(政令で定める種類又は品目の酒類に限る。))に糖類その他の政令で定める物品を混和する行為

二 酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で第二十二条の二第一項の表の酒税額に掲げる酒税を納め替へ又は改裝する行為

三 前二号のほか、酒税の取締り又は保全上必要があるものとして政令で定める行為

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

(一般的経過規定)

第二条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

(税率の特例)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十六年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒類のうち、改正後の酒税法(以下「新酒税法」という。)に規定するウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒税額で同法第二十二条の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるものについては、同項の規定にかかわらず、同法第二十二条の規定を適用する。

(酒税の種類等に係る経過規定)

第四条 この法律の施行の際、酒類の製造場に現存する酒類のうち、改正前の酒税法(以下「旧酒税法」という。)第三号第九号ロの規定に該当する酒税額でその原料中発芽させた穀類の重量が水以外の原料の重量の百分の十五以上百分の二十未満のもの(酒税の原料とするものに限る。))その他当該酒税額が酒税額でこの法律の施行により旧酒税法の規定による種類と異なる種類となるもので政令で定めるもの(酒税の原料とするものに限る。))に係る当該酒税の種類については、昭和四十六年三月三十一日までの間、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧酒税法の規定によるウイスキー、ブランデー又はスピリッツのうちこの法律の施行により従前の種類と異なる種類となるもので政令で定めるものにつき旧酒税法の規定により製造免許又は販売免許を受けていた者は、この法律の施行の際、政令で定めるところにより新酒税法の規定により酒税の製造免許又は販売免許を受けたものとみなす。

(届出に係る経過規定)

第五条 施行日から昭和四十六年三月三十一日までの間に、酒類製造者又は酒類販売業者が、酒類の製造場又は保税地域以外の場所で行うウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類を詰め替へ又は改裝する場合に、新酒税法第五十条の二の規定による届出を要しない。

2 酒類製造者又は酒類販売業者が、新酒税法第二十二條の二第一項の表の酒類欄に掲げる酒類(前項に規定する酒類を除く。)について施行日以後十日以内に同法第五十条の二第二号に掲げる行為をする場合には、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その旨を、施行日から十日以内に、当該場所の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、施行日に新酒税法第五十条の二の規定による届出をしたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過規定)

第六条 次の各号に掲げる酒類のうち、施行日前に酒類の製造場から移出されたもので、酒税法第二十八條第三項(同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

一 清酒特級(当該清酒について新酒税法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。)

二 清酒一級

三 ビール

四 ウイスキー類(新酒税法第三條第九号に規定するウイスキー類をいい、当該ウイスキー類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。)

五 スピリッツ(新酒税法第四條第一項に規定するスピリッツをいい、当該スピリッツについて同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額をこえることとなるものに限る。)

六 発泡酒(新酒税法第二十二條第一項第十号イ(1)又は(2)に該当するものに限る。)

2 ウイスキー一級若しくは二級又はブランデー一級若しくは二級に該当する酒類で新酒税法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める金額をこえるもの(以下「従価税率適用ウイスキー一級等」という。)のうち、昭和四十六年四月一日前に酒類の製造場から移出されたもので、同法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同年四月一日以後に到来するものに限る。)について、当該各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、同法第二十二條の二第一項の税率とする。

(未納税引取等に係る経過規定)

第七条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた前条第一項各号に掲げる酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法の税率とする。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 酒税法の一部を改正する法律案

免 除 の 規 定

追 徴 の 規 定

酒税法第二十八條の二第一項

同法第二十八條の二第六項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項

同法第十一條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項

同法第十二條第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第一項

同法第十三條第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和十九年法律第四十九号)第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和十九年法律第四十九号)第四條において準用する場合を含む。)

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた新酒税法第三條第五号、第九号又は第十号に規定するウイスキー類又はスピリッツ類(これらの酒類について同法の税率により算出した場合の酒税額が旧酒税法の税率により算出した場合の酒税額に満たないものに限る。)について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、なお従前の例による。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて昭和四十六年四月一日前に保税地域から引き取られた従価税率適用ウイスキー一級等について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における酒税の税率は、新酒税法第二十二條の二第一項の税率とする。

(手持品課税)

第八条 次の表の上欄に掲げる酒類を同表の中欄に掲げる日に酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量の合計がそれぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類製造者としてこれをその日に酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるとの件

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約は、船舶の積載限度について国際的に画一的な原則及び規則を定めることにより、海上における人命及び財産の安全を増進することを目的とする条約であつて、実質的には千九百三十年の国際満載喫水線条約に代わるものである。わが国がこの条約の当事国となり、その定める国際的な原則及び規則を採用することは、国際海運の秩序ある発展のために必要であると認められる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約

締約政府は、

国際航海に従事する船舶の積載の限度に關し、海上における人命及び財産の保護の必要性に照らして画一的な原則及び規則を設定することを希望し、

この目的が条約の締結により最もよく達成することができるとを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 条約の一般的義務

(1) 締約政府は、この条約及びその不可分の一部

をなす附属書の規定を実施することを約束する。この条約に言及しているときは、同時に附属書にも言及しているものとする。

(2) 締約政府は、この条約を実施するために必要なすべての措置を執るものとする。

第二条 定義

別段の明文の規定がない限り、この条約の適用上、

(1) 「規則」とは、この条約に附属する規則をいう。

(2) 「主管庁」とは、船舶の旗国の政府をいう。

(3) 「承認」とは、主管庁の承認をいう。

(4) 「国際航海」とは、この条約が適用される一國から國外の港に至る航海又はその逆の航海をいう。この場合において、締約政府が国際関係について責任を有する地域又は国際連合が施政権者である地域は、別個の國とみなす。

(5) 「漁船」とは、魚類、鯨類、あざらし、せいりちその他の海洋生物資源を採捕するために使用する船舶をいう。

(6) 「新船」とは、この条約がそれぞれの締約政府について効力を生ずる日以後にキールが据え付けられるか又は同様な建造段階にある船舶をいう。

(7) 「現存船」とは、新船でない船舶をいう。

(8) 「長さ」とは、キールの上面から測つた最小型の長さの八十五パーセントの位置における喫水線の全長の九十六パーセント又はその喫水線における船首材の前面からラダー・スタックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された船舶にあつては、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線に平行なものとす。

第三条 一般規定

(1) この条約の適用を受ける船舶は、この条約の

第四条 適用

(1) この条約は、次の船舶に適用する。

(a) その政府が締約政府である國で登録されている船舶

(b) 第三十二条の規定に基づいてこの条約が適用される地域で登録されている船舶

(c) 登録されていない船舶で、その政府が締約政府である國の旗を掲げているもの

(2) この条約は、国際航海に従事する船舶に適用する。

(3) 附属書Iの規則は、新船のみに適用する。

(4) 附属書Iの規則の要件の全部又は一部に完全には適合しない現存船は、少なくとも、この条約の効力発生前に主管庁が国際航海に従事する船舶に適用していた軽度の関連要件には適合しなければならない。いかなる場合にも、このような現存船は、フリーボードを増すことを要求されることはない。現存船が以前に指定されたフリーボードを減ずることができないためには、この条約のすべての要件に適合しなければならない。

(5) 附属書IIの規則は、この条約の適用を受ける新船及び現存船に適用する。

第五条 適用除外

(1) この条約は、次の船舶には適用しない。

(a) 軍用の艦船

(b) 長さ二十四メートル(七十九フィート)未満の新船

(c) 総トン数百五十トン未満の現存船

効力発生の日以後においては、この条約の規定に従つて検査され、標示され、及び国際満載喫水線証書(千九百六十六年)又は場合により国際満載喫水線免除証書を備えているのでなければ、国際航海のために航行してはならない。

(2) この条約のいかなる規定も、主管庁が附属書Iに従つて決定される最小フリーボードより大きいフリーボードを指定することを妨げない。

(d) 運送業に従事しない遊覧ヨット

(e) 漁船

(2) この条約のいかなる規定も、もつぱら次の水域を航行する船舶には適用しない。

(a) 北アメリカの大湖及びセント・ローレンス河の水域であつて、ロジャーク岬とアンティコステイ島のウエスト・ポイントとを結ぶ航程線及びアンティコステイ島の北側の西経六十三度の子午線を東端とするもの

(b) カスピ海

(c) ラ・プラタ河、パラナ河及びウルグアイ河の水域であつて、アルゼンティンのプンタ・ノルテとウルグアイのプンタ・デル・エステとを結ぶ航程線を東端とするもの

第六条 免除

(1) 船舶が二以上の國の近隣諸港間の国際航海に従事する場合において、これらの諸港の所在國の政府が、これらの諸港間の航海の保護された性質又は状況によりこのような航海に従事する船舶にこの条約の規定を適用することが不合理又は実行不可能であると認めるときは、主管庁は、船舶がこのような航海に従事する限り、その船舶に対してこの条約の規定の適用を免除することができる。

(2) 主管庁は、新しい特性を有する船舶に対し、この条約のいすれかの規定でその適用がこのような特性の開発のための研究及び国際航海に従事する船舶への応用を著しく阻害するおそれのあるものの適用を免除することができる。ただし、その船舶は、主管庁がその船舶の目的とする用途に適當であり、かつ、船舶の全般的な安全性を確保するものであると認める安全要件でその船舶が訪れる國の政府が受諾するものに適合しなければならない。

(3) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を与える主管庁は、その細目及び理由を政府間海事協議機関(以下「機関」という。)に送付するものとし、機関は、それらを締約政府に情報として回章する

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議第二十三号 千九百六十六年の滿載喫水線に關する國際條約の締結について承認を求むるの件

六一四

ものとする。

(4) 主管庁は、通常は國際航海に従事しない船舶で例外的状況において單一の國際航海を行なう必要が生じたものについては、この條約のいすれの要件をも免除することが出来る。ただし、その船舶が行なうとする航海に適當であると主管庁が認める安全要件に適合しなければならぬ。

第七条 不可抗力

(1) 出航の時にこの條約の規定の適用を受けない船舶は、荒天その他の不可抗力により予定の航海を変更したためにこの條約の規定の適用を受けることとなることはない。

(2) 締約政府は、この條約の規定の適用にあたつては、荒天その他の不可抗力により生ずる船舶の航海変更又は遅延に対して妥當な考慮を払うものとする。

第八条 同等物

(1) この條約が要求するものと異なる取付物、材料、器具若しくは装置又は他の設備がこの條約の要求するものと少なくとも同一の実効性を有することが試験その他の方法によつて認められるときは、主管庁は、船舶にこのような取付物、材料、器具若しくは装置を取り付けること又は他の設備を施すことを認めることができる。

(2) この條約が要求するものと異なる取付物、材料、器具若しくは装置又は設備を認める主管庁は、締約政府に回章するため、その細目を試験報告とともに機關に送付するものとする。

第九条 実験の目的のための承認

(1) この條約のいかなる規定も、主管庁がこの條約の適用を受ける船舶について実験の目的のために特別の承認を行なうことを妨げるものではない。

(2) このような承認を行なう主管庁は、締約政府に回章するため、その細目を機關に送付するものとする。

第十条 修繕、変更及び改造

(1) 修繕、変更及び改造並びにこれらに關連する修繕を行なう船舶は、少なくともその船舶に以前に適用されていた要件には引き続き適合しなければならぬ。この場合において、現存船舶は、原則として、新船のための要件に対する適合の程度が従前より低くなつてはならない。

第十一条 帯域及び区域

(1) この條約の適用を受ける船舶は、附屬書IIに記載する帯域及び区域においてその船舶に適用される要件に適合しなければならない。

(2) 二個の帯域又は区域の境界線上にある港は、船舶が通過してきたか又は進入しようとする帯域又は区域内にあるものとみなす。

第十二条 水没

(1) (2)及び(3)に規定する場合を除くほか、船舶の出航、航海及び到着のいずれの時においても、季節及びその船舶が存在する帯域又は区域に対応する滿載喫水線は、水没してはならない。

(2) 比重が一である淡水に船舶がある場合には、國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)に表示する淡水許容の幅だけ滿載喫水線を水没させることができる。比重が一でない場合には、許容の幅は、一・〇二五と實際の比重との差に比例して定めるものとする。

(3) 船舶が河川又は内水にある港から出航する場合に、出航点から海洋に至るまでの間に消費する燃料その他すべての物資の重量に相當する追加の積載が許される。

第十三条 検査及び標示

船舶の検査及び標示は、この條約の規定の実施及びその適用からの免除の許しに關する限り、主管庁の職員が行なわなければならない。もつとも、主管庁は、検査及び標示をそのために指名する検査員又は主管庁の認定する団体に委託することができる。すべての場合に、主管庁は、検査及

び標示の完全性及び実効性を完全に保証する。

第十四条 最初の検査及び定期的検査

(1) 船舶は、次に掲げる検査を受けなければならない。

(a) 船舶の就航前の検査。この検査は、この條約がその船舶に適用される限り、その構造及び設備の完全な検査を含むものとする。この検査は、配置、材料及び寸法がこの條約の要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

(b) 五年をこえない範囲内で主管庁が定める期間を置いて行なう定期的検査。この検査は、構造、設備、配置、材料及び寸法がこの條約の要件に完全に適合することを確保するものでなければならない。

(c) 證書の発行月日の前又はその日の後三箇月以内に行なう毎年の定期的検査。この検査は、滿載喫水線の位置を決定する計算に影響を及ぼす変更が船体又は船機に加へられていないこと並びに次の事項に關する取付物及び器具が有効な状態に維持されていることを確保するために必要なものとする。

(i) 開口の保護
(ii) ガード・ルール
(iii) 放水口
(iv) 船員室区域への通路裝置

(2) (1)(c)に定める定期的検査は、國際滿載喫水線證書千九百六十六年又は第六條(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に発行される國際滿載喫水線免除證書に裏書きされるものとする。

第十五条 検査後における状態の維持
第十四條の規定に基づく船舶の検査の完了後は、主管庁の許可を受けなければ、検査の対象となつた構造、設備、配置、材料及寸法を変更してはならない。

第十六条 證書の発行

(1) この條約に従つて検査され、かつ、標示された船舶に対しては、國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)を発行する。

(2) 第六條(2)又は(4)の規定に基づいて免除を与えられた船舶に対しては、國際滿載喫水線免除證書を発行する。

(3) これらの證書は、主管庁又は主管庁が正当に権限を与える人若しくは団体が発行する。すべての場合に、主管庁は、證書について全責任を負う。

(4) この條約の他の規定にかかわらず、國際的な滿載喫水線の證書であつて、この條約が船舶の旗國の政府について効力を生じた日に有効なもの、その後二年の期間が満了する日又は證書の有効期間が満了する日のうちいずれか早い日まで有効とする。その後は、國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)を必要とする。

第十七条 他の政府による證書の発行
締約政府は、他の締約政府の要請があつたときは、船舶に検査を受けさせることができ、また、この條約に規定する要件が満たされていると認めるときは、その船舶のためにこの條約に従つて國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)を発行し、又はその発行を認めなければならない。

(2) 證書、フリーボードを計算するために使用された検査報告及び計算書の写しは、検査を要請した政府にできる限りすみやかに送付しなければならない。

(3) こうして発行する證書には、当該證書が船舶の旗國又は旗國となる予定の國の政府の要請に基づいて発行された旨を記載しなければならない。この證書は、第十六條の規定に基づいて発行する證書と同一の効力を有し、かつ、同等のものとして認められる。

(4) 國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)は、その政府が締約政府でない國を旗國とする船舶に発行してはならない。

第十八条 證書の様式
(1) 證書は、これを発行する國の公用語で作成するものとする。使用される國語が英語又はフランス語でない場合には、證書の本文は、これら

の国語のいずれかによる訳文を含まなければならない。

(2) 証書の様式は、附属書に掲げるひな形によらなければならない。証書のひな形の印刷部分の配置は、発行する証書又はその認証原本に正確に再現しなければならない。

第十九条 証書の有効期間

(1) 国際満載喫水線証書(千九百六十六年)は、発行の日から五年をこえない範囲内で主管庁が定める期間について発行するものとする。

(2) 第十四条(1)(b)に定める定期的検査が行なわれた場合において、原証書の期間満了前に船舶に新証書を発行することができないときは、検査を行なう人又は団体は、五箇月をこえない期間について原証書の効力を延長することができ、この延長は、証書に裏書きするものとし、また、船舶のフリーボードに影響を及ぼす構造、設備、配置、材料又は寸法の変更が加えられていない場合にのみ、許可するものとする。

(3) 主管庁は、次のいずれかの場合には、国際満載喫水線証書(千九百六十六年)を失効させなければならない。

(a) 指定フリーボードの増加を必要とするような実質的な変更が船体又は船楼に加えられた場合
(b) 第十四条(1)(c)に定める取付物及び器具が有効な状態に維持されていない場合
(c) 船舶が第十四条(1)(c)に定めるところにより検査されたことが証書に裏書きされていない場合
(d) 船舶が安全でなくなるまで船舶の構造上の強さが低下している場合

(4) 第六条(2)の規定に基づいて免除を受ける船舶に主管庁が発行する国際満載喫水線免除証書の有効期間は、発行の日から五年をこえてはならない。この証書の更新、裏書き及び失効の手続は、国際満載喫水線証書(千九百六十六年)についてこの条で定める手続と同様とする。

(b) 第六条(4)の規定に基づいて免除を受けた船舶に発行する国際満載喫水線免除証書の有効期間は、その発行に係る単一の航海に限らなければならない。

(5) 主管庁が船舶に発行する証書は、その船舶が他の国の旗を掲げることとなつた場合には、その効力を失う。

第二十条 証書の容認

この条約に従ひ締約政府の権限に基づいて発行される証書は、他の締約政府によつて容認されるものとし、かつ、この条約で定めるすべての目的のため、その政府が発行する証書と同一の効力を有するものと認められる。

第二十一条 監督

(1) 第十六条又は第十七条の規定に基づいて発行された証書を有する船舶は、他の締約政府の国の港にあるときは、その政府が正当に権限を行使する職員の監督に服さなければならない。締約政府は、この条約に基づき有効な証書が船内にあることを確かめるために合理的かつ実行可能な限度でこの監督を実施されることを確保するものとする。船内に有効な国際満載喫水線証書(千九百六十六年)がある場合には、監督は、次の事項を確かめる目的に限らなければならない。

(a) 船舶が証書によつて許容された限度をこえて積載していないこと。
(b) 船舶の満載喫水線の位置が証書に符合していること。
(c) 船舶が、第十九条(a)及び(b)に定める事項について、人命に危険を及ぼすことなく航行するために明らかに不適当となるまで実質的に変更を加えられていないこと。

有効な国際満載喫水線免除証書が船内にある場合には、監督は、その証書に明記されている条件が満たされていることを確かめる目的に限らなければならない。

(2) 監督は、それが(1)(c)の規定に基づいて実施されるときは、船舶が旅客又は船員に危険を及ぼすことなく航行することができない間は出港しないことを確保するために必要な限りにおいて実施されるものとする。

(3) この条に規定する監督がなんらかの干渉を伴うこととなる場合には、監督を行なう職員は、船舶の旗国の領事又は外交代表に対し、干渉の決定及び干渉を必要と認めるすべての事情を直ちに書面で通知しなければならない。

第二十二条 特権

この条約に基づく特権は、船舶がこの条約に基づく有効な証書を備えていない限り、船舶のために主張することができない。

第二十三条 海難

(1) 各主管庁は、この条約につきいかなる変更が望ましいかを決定するために役だつと判断する場合においては、当該主管庁が責任を有し、かつ、この条約の規定の適用を受ける船舶に生じた海難について調査を行なうことを約束する。

(2) 各締約政府は、この調査の結果に関する適切な情報を機関に提供することを約束する。この情報に基づく機関の報告又は勧告は、当該船舶及びその国籍を表示してはならず、また、いかなる方法によつても、いずれかの船舶若しくは人に責任を帰し、又はそれらの責任を暗示するものであつてはならない。

第二十四条 従前の条約

(1) 満載喫水線に係る事項に関する他のすべての条約及び取極で、この条約の当事者たる政府の間に現に効力を有するものは、その有効期間中、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

(a) この条約の適用を受けない船舶
(b) この条約の適用を受ける船舶についてこの条約に明文の規定がない事項

もつとも、このような条約又は取極がこの条約の規定に抵触する限りにおいて、この条約の規定が優先する。

第二十五条 合意によつて作成された特別規則

この条約に従ひ特別規則が締約政府の全部又は一部の間の合意により作成されたときは、その規則は、すべての締約政府に回章するため、機関に送付しなければならない。

第二十六条 情報の送付

(1) 締約政府は、次のものを機関に送付し、かつ、寄託することを約束する。

(a) この条約の規定に基づいて発行される証書の十分な数の見本で、締約政府に回章するためのもの。
(b) この条約の範囲内の諸種の事項について制定される法律、政令、命令、規則その他の文書

(c) 満載喫水線に係る事項について当該政府に代わつて行動する権限を与えられた非政府機関の名簿で、締約政府に回章するためのもの
(2) 各締約政府は、他の締約政府の要請があつた場合には、その採用している強度基準を提供することに同意する。

第二十七条 署名、受諾及び加入

(1) この条約は、千九百六十六年四月五日から三箇月間署名のため開放され、その後は、加入のため開放される。国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国の政府は、次のいずれかの方法により、この条約の当事者となることができる。

(a) 受諾につき留保を附さないで署名すること。
(b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。
(c) 加入すること。

(2) 受諾又は加入は、機関に受諾書又は加入書を寄託することにより行なう。機関は、この条約に署名し又は加入したすべての政府に対し、新たな受諾又は加入及びそれらの文書の寄託の日を通報する。

第二十八条 効力発生
この条約は、それぞれ百万総トン以上の船腹

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の清瀾水線に關する國際條約の締結について承認を求めの件

を有する七の国を含めて十五以上の国の政府が第二十七条の規定に従つて受諾につき留保を附さないで署名し、又は受諾書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。機關は、この條約に署名し又は加入したすべての政府に對し、この條約の効力發生の日を通報する。

(2) (1)に定める十二箇月の間にこの條約の受諾書又は加入書を寄託した政府については、その受諾又は加入は、この條約の効力發生の日又は受諾書若しくは加入書の寄託の日の後三箇月を経過した日のうちいずれかおそい日に効力を生ずる。

(3) この條約の効力發生の日の後にこの條約の受諾書又は加入書を寄託した政府については、この條約は、それらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

(4) この條約の改正の効力發生のために必要なすべての措置が執られた日又は、全員一致の受諾による改正のときは、第二十九条(2)(b)の規定に基づいてすべての必要な受諾が行なわれたものとみなされる日の後に寄託される受諾書又は加入書は、改正された條約に係るものとみなす。

第二十九条 改正

(1) この條約は、締約政府の提案により、この條約に定めるいずれかの手続によつて改正することができる。

(2) 全員一致の受諾による改正

(a) 機關は、いずれかの締約政府の要請があつたときは、その締約政府が提案するこの條約の改正案を、全員一致の受諾を目的として、審議のため、すべての締約政府に送付する。

(b) この改正は、すべての締約政府により受諾された日の後十二箇月で効力を生ずる。ただし、効力發生の日を早めることが合意される場合は、この限りでない。機關が改正案を最初に送付した後三年以内に受諾又は拒否を機關に通報しない締約政府は、その改正を受諾したものとみなす。

(c) この改正案は、機關がこれをすべての締約政府に對して最初に送付した後三年以内に(b)の規定に基づいて受諾されないときは、拒否されたものとみなす。

(3) 機關における審議の後の改正

(a) 機關は、いずれかの締約政府の要請があつたときは、その締約政府が提案するこの條約の改正案を審議する。この改正案は、機關の海上安全委員会において出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数によつて採択されたときは、機關の總會による審議の少なくとも六箇月前に機關のすべての加盟國及びすべての締約政府に送付される。

(b) 機關は、總會において出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数によつてこの改正案が採択されたときは、これを、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(c) この改正は、締約政府の三分の二によつて受諾された日の後十二箇月で効力を生ずる。改正は、これを受諾しない旨の宣言を改正の効力發行前に行なつた締約政府を除くほか、すべての締約政府について効力を生ずる。

(d) 總會は、改正が重要な性質のものであるときは、その採択の際に、出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数(海上安全委員会に代表者を出している政府で總會に出席しかつ投票するものの三分の二以上を含む)によつて、(c)に規定する宣言を行なつた締約政府で改正の効力發生後十二箇月の期間内にその改正を受諾しないものがあるか又は同様な建設段階にある船舶のみに適用することを決定することができる。

(e) 總會は、改正が重要な性質のものであるときは、その採択の際に、出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数(海上安全委員会に代表者を出している政府で總會に出席しかつ投票するものの三分の二以上を含む)によつて、(c)に規定する宣言を行なつた締約政府で改正の効力發生後十二箇月の期間内にその改正を受諾しないものがあるか又は同様な建設段階にある船舶のみに適用することを決定することができる。

(f) この條約の規定に基づいて受諾又は宣言は、機關に對する通告書により行なう。機關は、受諾又は宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

(4) 會議による改正

(a) 機關は、いずれかの締約政府が締約政府の少なくとも三分の一の同意を得て要請するときは、この條約の改正を審議するため、政府會議を招集する。

(b) 機關は、この會議において出席しかつ投票する締約政府の三分の二以上の多数によつて改正が採択されたときは、これを、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(c) この改正は、締約政府の三分の二によつて受諾された日の後十二箇月で効力を生ずる。改正は、これを受諾しない旨の宣言を改正の効力發行前に行なつた締約政府を除くほか、すべての締約政府について効力を生ずる。

(d) (a)の規定に基づいて招集された會議は、改正が重要な性質のものであるときは、その採択の際に、出席しかつ投票する政府の三分の二以上の多数により、(c)に規定する宣言を行なつた締約政府で改正の効力發生後十二箇月の期間内にその改正を受諾しないものがあるか又は同様な建設段階にある船舶のみに適用することを決定することができる。

(5) この條の規定に基づいて行なわれるこの條約の改正で船舶の構造に關するものは、その改正が効力を生じた日以後にキールが据え付けられるか又は同様な建設段階にある船舶のみに適用する。

(6) 機關は、この條の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力發生の日をすべての締約政府に通報する。

(7) この條の規定に基づいて受諾又は宣言は、機關に對する通告書により行なう。機關は、受諾又は宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

第三十条 廢棄

(1) 締約政府は、その政府についてこの條約が効力を生じた日から五年を経過した後は、いつでもこれを廢棄することができる。

(2) 廢棄は、機關に對する通告書により行なう。機關は、受領した通告書及びその受領の日を他の

のすべての締約政府に通報する。

(3) 廢棄は、機關による通告書の受領の後一年で、又は通告書に明記するこれより長い期間の後に、効力を生ずる。

第三十一条 停止

(1) その政府が締約政府である国の重大な利益に影響を与える敵對行為その他の異常な事態の場合には、当該政府は、この條約の全部又は一部の適用を停止することができる。停止を行なう政府は、直ちにその停止を機關に通告しななければならない。

(2) この停止は、これを行なう政府の国の船舶が他の締約政府の港内にあるときに当該他の締約政府がこの條約に基づいてその船舶を監督する權利を奪うものではない。

(3) 停止を行なう政府は、いつでもその停止を終了させることができる。その政府は、直ちにこの終了を機關に通告しななければならない。

(4) 機關は、この條の規定に基づく停止又はその終了をすべての締約政府に通告しななければならない。

第三十二条 地域

(1) (a) いずれかの地域の施政權者としての國際連合又はいずれかの地域の國際關係について責任を有する締約政府は、この條約をその地域に適用するため、できる限りすみやかにその地域と協議しなければならず、また、機關に對する通告書により、この條約をその地域に適用する旨をいつでも宣言することができる。

(b) この條約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、その通告書に掲げる地域に適用する。

(2) (a) (1)(a)の規定に基づいて宣言を行なつた國際連合又は締約政府は、この條約がいずれかの地域に適用された日から五年の期間が経過した後は、機關に對する通告書により、この條約がその通告書に掲げる地域に適用されなくなる旨をいつでも宣言することができる。

(b) この条約は、機関が通告書を受領した日の後一年で、又は通告書に明記するこれより長い期間の後、その通告書に掲げる地域に適用されなくなる。

(3) 機関は、(1)の規定に基づくこの条約のいずれかの地域への適用又は(2)の規定に基づくその適用の終了を、この条約が適用される日又は適用されなくなる日をそれぞれの場合に明示して、すべての締約政府に通報する。

第三十三条 登録

(1) この条約は、機関に寄託する。機関の事務局長は、その認証原本をすべての署名政府及びこの条約に加入するすべての政府に送付する。

(2) この条約が効力を生じたときは、機関は、直ちにこれを国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。

第三十四条 用語

この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文が、作成され、かつ、署名済みの原本とともに寄託されるものとする。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から署名のため正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十六年四月五日にロンドンで作成した。

アフガニスタン王国政府のために

アルバニア人民共和国政府のために

アルジェリア民主人民共和国政府のために

アルゼンティン共和国政府のために

受諾を条件として

H・G・マルコ

オーストラリア連邦政府のために

受諾を条件として

L・R・ダウナー

千九百六十六年七月四日

オーストリア共和国政府のために

ベルギー王国政府のために

承認及び批准を条件として

ヴァン・デン・ボッシュ

R・ヴァンクラエネスト

ポリヴィア共和国政府のために

ブラジル合衆国政府のために

受諾を条件として

ジョルジュ・A・マシエール

ブルガリア人民共和国政府のために

受諾を条件として

P・ドイノフ

ビルマ連邦政府のために

ブルンディ王国政府のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

カンボディア王国政府のために

カメルーン連邦共和国政府のために

カナダ政府のために

批准を条件として

R・R・マクギリヴェイ

中央アフリカ共和国政府のために

セイロン政府のために

チャード共和国政府のために

チリ共和国政府のために

中華民国政府のために

受諾を条件として

劉蕓章

コロンビア共和国政府のために

コンゴ共和国政府のために

コンゴ民主共和国政府のために

コスタ・リカ共和国政府のために

キューバ共和国政府のために

サイプレス共和国政府のために

チェコスロヴァキア社会主義共和国政府のために

ダホメ共和国政府のために

デンマーク王国政府のために

受諾を条件として

アンデルス・バック

M・ロセル

ドミニカ共和国政府のために

エクアドル共和国政府のために

エル・サルヴァドル共和国政府のために

エチオピア帝国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために

受諾を条件として

カルル・シュニベルト

フィンランド共和国政府のために

フランス共和国政府のために

今後の承認を条件として

J・モラン

ガボン共和国政府のために

ガンビア政府のために

ガーナ共和国政府のために

受諾を条件として

Y・K・クォーティ

ギリシャ王国政府のために

受諾を条件として

P・パゴニス

グアテマラ共和国政府のために

ギニア共和国政府のために

ハイチ共和国政府のために

ヴァチカンのために

ホンデュラス共和国政府のために

ハンガリー人民共和国政府のために

アイスランド共和国政府のために

受諾を条件として

シャルマル・R・バルダルソン

インド共和国政府のために

受諾を条件として

ナゲンドラ・シン

インドネシア共和国政府のために

イラン帝国政府のために

イラク共和国政府のために

アイルランド政府のために

受諾を条件として

M・A・ヘイズ

R・ロジャース

イスラエル国政府のために

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の海峽暖水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

六一八

受諾を条件として

P・ミュンヒ
D・ベリ

イタリア共和国政府のために

受諾を条件として

ヌンチオ・ダンジエロ

象牙海岸共和国政府のために

承認を条件として

S・アケ

ジャマイカ政府のために

日本国政府のために

受諾を条件として

宇山 厚
芥川 輝幸

ジョルダン・ハシニミット王国政府のために

ケニア共和国政府のために

クウェイト国政府のために

受諾を条件として

A・R・フセイン

ラオス王国政府のために

レバノン共和国政府のために

リベリア共和国政府のために

受諾を条件として

J・D・ローレンス
フランシス・デニス

リビア王国政府のために

リヒテンシュタイン公国政府のために

ルクセンブルグ大公国政府のために

マダガスカル共和国政府のために

受諾を条件として

ジュール・A・ラザフィンバイニ

マラウイ政府のために

マレーシア政府のために

モルディヴ政府のために

マリ共和国政府のために

マルタ政府のために

モリタニア回教共和国政府のために

メキシコ合衆国政府のために

モナコ公国政府のために

モンゴル人民共和国政府のために

モロッコ王国政府のために

ネパール王国政府のために

オランダ王国政府のために

受諾を条件として

D・W・ファン・リンデン

千九百六十六年七月四日

ニュー・ジールランド政府のために

受諾を条件として

T・L・マクドナルド

千九百六十六年六月三十日

ニカラグア共和国政府のために

ニジニール共和国政府のために

ナイジェリア連邦共和国政府のために

ノールウェー王国政府のために

受諾を条件として

アルネ・スカウグ

千九百六十六年七月一日

パキスタン政府のために

受諾を条件として

A・ヒラリー

千九百六十六年四月五日

パナマ共和国政府のために

エウセビオ・A・モラーレス

千九百六十六年五月十三日

パラグアイ共和国政府のために

ペルー共和国政府のために

政府の承認を条件として

R・ピント・T・

フィリピン共和国政府のために

批准又は受諾を条件として

ティブルシオ・C・バハ

千九百六十六年七月一日

ポーランド人民共和国政府のために

受諾を条件として

J・クロスコフスキー

ポルトガル共和国政府のために

大韓民国政府のために

受諾を条件として

李亨根

ヴィエトナム共和国政府のために

ルーマニア人民共和国政府のために

ルワンダ共和国政府のために

サン・マリノ共和国政府のために

サウディ・アラビア王国政府のために

セネガル共和国政府のために

シエラ・レオネ政府のために

シンガポール政府のために

ソマリア共和国政府のために

南アフリカ共和国政府のために

受諾を条件として

R・ケニー

E・R・バーカー

F・J・クロンジニ

スペイン国政府のために

受諾を条件として

サンタ・クルス

スーダン共和国政府のために

スウェーデン王国政府のために

スイス連邦政府のために

承認を条件として

B・ドゥ・フィジェル

千九百六十六年五月十一日

シリア・アラブ共和国政府のために

タイ王国政府のために

トーゴ共和国政府のために

トリニダード・トバゴ政府のために

受諾を条件として

J・A・V・ハーバー

テニジア共和国政府のために

承認を条件として

A・バドラ

千九百六十六年七月五日

トルコ共和国政府のために

ウガンダ政府のために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国政府のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために
第二十七条(1)の規定に関する声明を附して
M・スミルノフスキー
千九百六十六年七月五日

アラブ連合共和国政府のために
F・リズク

批准及び次の宣言を条件として
アラブ連合共和国政府は、この条約の
いかなる規定も、スエズ運河当局が制定
したいずれかの規則になんらの影響をも
及ぼすものでなく、相互の間に矛盾が生
じたときは、前記の規則が優先する旨の
留保を記録にとどめる。

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合
王国政府のために
受諾を条件として

ギルモア・ジェンキンス

バジル・エドワード・ペラミ

R・W・ブルモア

タンザニア連合共和国政府のために

アメリカ合衆国政府のために
受諾を条件として

E・J・ローランド

デイヴィッド・B・バーナマン (ジュ
ニア)

上ヴォルタ共和国政府のために

ウルグアイ東方共和国政府のために

ヴェネズエラ共和国政府のために
政府の承認を条件として

モリス・エイリス・ヴィリエーガス

西サモア独立国政府のために

イエメン・アラブ共和国政府のために

ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国政府のために

ために

受諾を条件として
ブラゼヴィッチ

ザンビア共和国政府のために

附屬書一

満載喫水線を決定するための規則

第一章 総則

この規則は、貨物、パラスト等の性質及び積付
けが、船舶の十分な復原性を確保し、かつ、過大
な構造上の応力を回避するようなものであること
を前提とする。

この規則は、また、船舶の復原性又は区画に關
する國際的な要件がある場合には、その要件が満
たされていることを前提とする。

第一規則 船体の強さ

主管庁は、船体の全般的な構造上の強さが指定
フリーボードに対応する喫水に対して十分なもの
であることを確かめなければならない。主管庁が
認定した船級協会の定める要件に従って建造さ
れ、かつ、維持されている船舶は、十分な強さを
有するものと推定することができる。

第二規則 適用

(1) 機械推進装置を有する船舶又は独立の推進装
置を有しない船舶は、他の船舶については、
第一規則から第四十規則までの規定に従ってフ
リーボードを指定する。

(2) 甲板積み木材貨物を運送する船舶について
は、(1)に定めるフリーボードのほかに、第四十
一規則から第四十五規則までの規定に従って木
材フリーボードを指定することができる。

(3) 帆装された船舶(帆が唯一の推進装置である
か補助の推進装置であるかを問わない)及び引
き船については、第一規則から第四十規則まで
の規定に従って計算されるフリーボードを指定
する。主管庁は、このようにして計算されるフ
リーボードより大きいフリーボードを要求する
ことができる。

(4) 木船、交造船、主管庁が使用を承認したその

他の材料の船舶又はこの附屬書の規定の適用を
不合理若しくは実行不可能とするような構造上
の特性を有する船舶については、主管庁が定め
るところによりフリーボードを指定する。

第三規則 この附屬書で使用する用語の
定義

(1) 長さ

長さ(L)とは、キールの上面から測つた最小
型深さの八十五パーセントの位置における喫水
線の全長の九十六パーセント又はその喫水線上
における船首材の前面からラダー・ストックの
中心線までの長さのうちいずれか大きいものを
いう。傾斜したキールを有するように設計され
た船舶にあつては、この長さを測るための喫水
線は、計画喫水線に平行なものである。

(2) 垂線

船首垂線及び船尾垂線とは、長さ(L)の前端
及び後端における垂線をいう。船首垂線は、長
さを測るための喫水線における船首材の前面と
一致するものとする。

(3) 船舶の中央

船舶の中央とは、長さ(L)の中央をいう。

(4) 幅

別段の明文の規定がない限り、幅(B)とは、
船舶の中央において、金属製外板を有する船舶
にあつてはフレームの外板から外面まで、他の
材料の外板を有する船舶にあつては船体の外面
から外面まで測つた最大幅をいう。

(5) 型深さ

(a) 型深さとは、キールの上面から船側におけ
るフリーボード甲板ビームの上面までを測つ
た垂直距離をいう。木船及び交造船にあつて

は、この距離は、キールのラベットの下縁か
ら測るものとする。船体中央横断面の下部の
形状がくぼんでいる場合又は厚いガーボード
が取り付けられている場合には、この距離
は、底面の扁平部を内方へ延長した線がキ
ールの側面と交わる点から測るものとする。

(b) 丸型ガンを有する船舶にあつては、型
深さは、ガンネルが角型となるように甲板及
び船体外板のモールデッド・ラインをそれぞ
れ延長して得られる交点まで測るものとし
る。

(c) フリーボード甲板に階段部がある場合にお
いて、上段の甲板が船側に達している部分で
型深さを測るときは、型深さは、下段の甲板
から上段の甲板に平行に引いた延長線までを
測るものとする。

(6) フリーボード用深さ(D)

(a) フリーボード用深さ(D)とは、船舶の中央
における型深さに、デッキ・ストリンガーが
あるときは、その厚さを加え、また、暴露し
たフリーボード甲板が被覆されているときは
は、さらに、 $\frac{H(L-S)}{L}$ を加えたものをい
う。

Tは、甲板口の部分を除いた暴露部の被覆
の平均の厚さとする。

Sは、(d)に定める船体の合計の長さとし
る。

(b) 幅(B)の四パーセントをこえる半径の丸型
ガンネルを有する船舶又は通常と異なる形状
の上部舷側を有する船舶のフリーボード用深
さ(D)は、中央横断面において上部舷側が垂
直で同一のキャンバーを有する船舶で、上部
断面積が実際の中央横断面の上部断面積に等
しいもののフリーボード用深さとする。

(7) 方形係数

方形係数(C_b)は、次の式により与えられる。

$$C_b = \frac{V}{L \cdot B \cdot d}$$

方形係数

方形係数(C_b)は、次の式により与えられる。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の滿載喫水線に關する國際條約の締結について承認を求むるの件

六二〇

Vは、金屬製外板を有する船舶にあつてはボシングを除く船舶の型排水容積とし、その他の材料の外板を有する船舶にあつては船体外面までの排水容積とし、いずれも、型喫水 d_h において測るものとする。

d_h は、最小型深さの八十五パーセントとする。

(8) フリーボード

指定フリーボードとは、船舶の中央において甲板線の上縁から満載喫水線の上縁まで垂直に測つた距離とする。

(9) フリーボード甲板

フリーボード甲板とは、通常は、外気及び海水にさらされる最上層の全通甲板であつて、その暴露部におけるすべての開口には常設の閉鎖装置が、かつ、それより下方の船側のすべての開口には常設の水密閉鎖装置が備えられているものをいう。不連続のフリーボード甲板を有する船舶にあつては、暴露甲板の最下縁及びこれを上段の甲板に平行に延長した線をフリーボード甲板とみなす。船舶所有者が希望するときは、主管庁の承認を条件として、下層の甲板をフリーボード甲板とすることができ、ただし、その下層の甲板は、少なくとも機関区域と船首尾隔壁との間で前後に連続し、かつ、横方向に連続している常設の全通甲板でなければならぬ。下層の甲板に階段部があるときは、甲板の最下縁及びそれを上段の甲板に平行に延長した線をフリーボード甲板とみなす。下層の甲板をフリーボード甲板としたときは、このフリーボード甲板より上方の船体部分は、フリーボードを指定するための条件の適用及びフリーボードの計算に關しては、船楼として取り扱う。フリーボードの計算は、このフリーボード甲板を基準として行なう。

(10) 船楼

(a) 船楼とは、フリーボード甲板上に設けられた上部に甲板を有する構造物で、船側から船

側に達するもの又はその側板が船側外板から内側に向かつて幅(B)の四パーセントをこえない位置にあるものをいう。低船尾楼は、船楼とみなす。

(b) 閉鎖船楼とは、次のものを有する船楼をいう。

(i) 効果的な構造の閉鎖する隔壁

(ii) 隔壁に出入口があるときは、第十二規則の要件に適合する戸

(iii) 船楼の側部又は端部にある他のすべての開口については、効果的な風雨密閉鎖装置が船橋又は船尾楼は、隔壁の開口が閉じられたときに乗組員が船楼内にある機関区域その他の作業区域に行くためにいつでも使用することができ別の通路装置が設けられていない限り、閉鎖されているとはみなされない。

(c) 船楼の高さとは、船側において船楼甲板ビームの上面からフリーボード甲板ビームの上面までを測つた最小の垂直の高さをいう。

(d) 船楼の長さ(S)とは、長さ(L)の範囲内にある船楼の部分の平均の長さをいう。

(i) 平甲板船

(ii) 平甲板船とは、フリーボード甲板上に船楼を有しない船舶をいう。

(12) 風雨密

風雨密とは、いかなる海面状態においても船内に浸水しないことをいう。

第四規則 甲板線

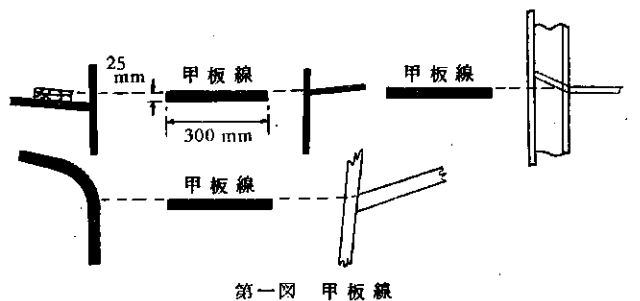
甲板線は、長さ三百ミリメートル(十二インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の水平線とする。甲板線は、船舶の中央における両側に標示されるものとし、また、その上縁は、通常は、フリーボード甲板の上面を外方に延長して外板の

外面と交わる点を通るものとする(第一図参照)。

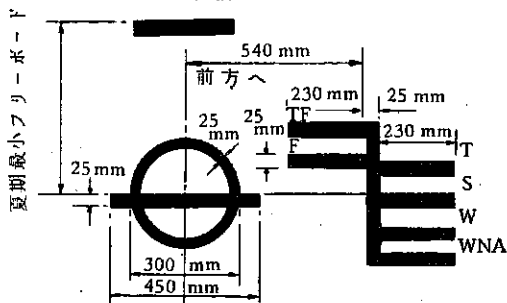
もつとも、フリーボードが相応に修正されることを条件として、船舶の他の一定の点を基準として甲板線の位置を定めることができる。この基準点の位置及びフリーボード甲板は、すべての場合に、國際滿載喫水線證書(千九百六十六年)に明記しなければならない。

第五規則 滿載喫水線標識

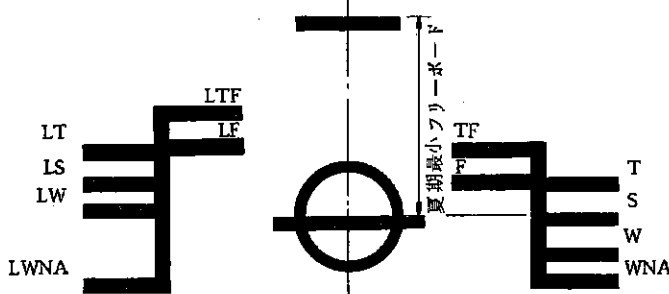
滿載喫水線標識は、外径三百ミリメートル(十二インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の円環と、これに交わる長さ四百五十ミリメートル(十八インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の水平線であつてその上縁が円環の中心を通るものから成る。円環の中心は、船舶の中央において甲板線の上縁から下方に向かつて垂直に夏期フリーボードに等しい距離を測つた位置に置くものとする。(第二図参照)



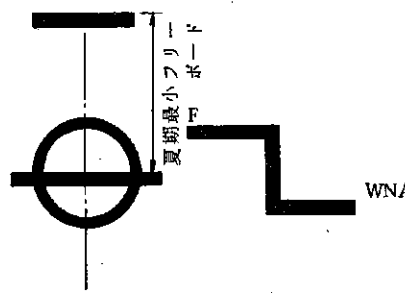
第一図 甲板線



第二図 滿載喫水線標識及びこれとともに使用する線



第三図 木材滿載喫水線標識及びこれとともに使用する線



第四図 帆船の滿載喫水線標識及びこれとともに使用する線

第六規則 満載喫水線標識とともに使用

する線

(1) この規則に従つて指定される満載喫水線を示す線は、円環の中心から前方に向かって五百四十ミリメートル(二十一インチ)の位置に標示された幅二十五ミリメートル(二インチ)の垂直線に直交し、かつ、別段の明文の規定がない限りその垂直線から前方に向かって引かれた長さ二百三十ミリメートル(九インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の水平線とする。(第二図参照)

(2) 使用する満載喫水線は、次のものとする。

(a) 夏期満載喫水線

円環の中心を通る線の上縁及び記号Sを附した線の上縁によつて示される。

(b) 冬期満載喫水線

記号Wを附した線の上縁によつて示される。

(c) 冬期北大西洋満載喫水線

記号WNAを附した線の上縁によつて示される。

(d) 熱帯満載喫水線

記号Tを附した線の上縁によつて示される。

(e) 夏期淡水満載喫水線

記号Fを附した線の上縁によつて示される。夏期淡水満載喫水線は、(1)に定める垂直線から後方に向かって引かれる。夏期淡水満載喫水線と夏期満載喫水線との間の差は、他の満載喫水線について、淡水における積載のために認められる許容の幅とする。

(f) 熱帯淡水満載喫水線

記号TFを附した線の上縁によつて示される。かつ、(1)に定める垂直線から後方に向かって引かれる。

(3) この規則に従つて木材フリーボードが指定されるときは、通常の満載喫水線のほかに、木材満載喫水線を標示するものとする。これらの木材満載喫水線は、円環の中心から後方に向かつて五百四十ミリメートル(二十一インチ)の位置に標示された幅二十五ミリメートル(二インチ)の垂直線に直交し、かつ、別段の明文の規定がない限りその垂直線から後方に向かって引かれた長さ二百三十ミリメートル(九インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の水平線とする。(第二図参照)

て五百四十ミリメートル(二十一インチ)の位置に標示された幅二十五ミリメートル(二インチ)の垂直線に直交し、かつ、別段の明文の規定がない限りその垂直線から後方に向かって引かれた長さ二百三十ミリメートル(九インチ)、幅二十五ミリメートル(二インチ)の水平線とする。

(4) 使用する木材満載喫水線は、次のものとする。

(a) 夏期木材満載喫水線

記号LSを附した線の上縁によつて示される。

(b) 冬期木材満載喫水線

記号LWを附した線の上縁によつて示される。

(c) 冬期北大西洋木材満載喫水線

記号LWNAを附した線の上縁によつて示される。

(d) 熱帯木材満載喫水線

記号LTを附した線の上縁によつて示される。

(e) 夏期淡水木材満載喫水線

記号LFを附した線の上縁によつて示される。かつ、(3)に定める垂直線から前方に向かつて引かれる。夏期淡水木材満載喫水線と夏期木材満載喫水線との間の差は、他の木材満載喫水線について、淡水における積載のために認められる許容の幅とする。

(f) 熱帯淡水木材満載喫水線

記号LTFを附した線の上縁によつて示される。かつ、(3)に定める垂直線から前方に向かつて引かれる。

(5) 船舶の特徴又はその業務若しくは航行制限の性質によつて特定の季節線が適用されることがない場合には、その季節線を省略することができ。

(6) この条約による最小フリーボードより大きいフリーボードが指定される結果、満載喫水線が最小フリーボードにおける最低位の季節満載喫水線に対応する位置又はそれより低い位置に標示されることとなる場合には、淡水満載喫水線のみを標示すれば足りる。

水線に対応する位置又はそれより低い位置に標示されることとなる場合には、淡水満載喫水線のみを標示すれば足りる。

(7) 帆船にあつては、淡水満載喫水線及び冬期北大西洋満載喫水線のみを標示すれば足りる。(第四図参照)

(8) 冬期北大西洋満載喫水線が同じ垂直線の冬期満載喫水線と一致する場合には、この満載喫水線には記号Wを附するものとする。

(9) 現行の他の国際条約によつて要求される追加の満載喫水線は、(1)に定める垂直線に直交し、かつ、その垂直線から後方に向かつて引くことができる。

第七規則 指定機関の標識

満載喫水線の指定機関の標識は、満載喫水線標識の円環の両側に、円環の中心を通る水平線の上又は上下に示すことができる。この標識には、指定機関を明示する四字以内のかしら文字を用いるものとし、各かしら文字の寸法は、高さ約百十五ミリメートル(四・五インチ)、幅約七十五ミリメートル(三・五インチ)とする。

第八規則 標識の細目

円環、線及び文字は、暗い地色に対しては白色又は黄色で、明るい地色に対しては黒色で描かなければならない。これらは、主管庁が十分と認められる程度に恒久的な方法で船舶に標示しなければならない。標識は、明白に視認することができ、ものでなければならず、また、必要なときは、このために特別な措置を執らなければならない。

第九規則 標識の検証

国際満載喫水線証書(千九百六十六年)は、条約第十三条の規定に基づいて行動する職員又は検査員が、標識が正しくかつ恒久的に船舶に示されていることを証明するまでは、船舶に対して交付してはならない。

第二章 フリーボードの指定の条件

第十規則 船長に提供される資料

(1) すべての新船の船長には、船舶の構造に受け入れられない応力の発生を回避するように船長が積載及びバラストの積付けを調整することができ、承認された様式による十分な資料が提供されなければならない。ただし、この要件は、主管庁が必要でないと考えられる場合には、特定の長さ、設計又は種類の船舶に対して適用することを要しない。

(2) 現行の海上における人命の安全のための国際条約に基づく復原性資料をまだ備えていないすべての新船の船長には、各種の使用状態における船舶の復原性についての十分な資料が提供されなければならない。また、その写しは、主管庁に提出されなければならない。

第十一規則 船橋端隔壁

閉鎖船橋の暴露端における隔壁は、効果的な構造のものであり、かつ、主管庁が十分と認めるものでなければならない。

第十二規則 戸

(1) 閉鎖船橋の端部における隔壁のすべての出入口は、隔壁に常設的かつ強固に取り付けられた鋼その他これと同等の材料の戸を備えなければならない。また、閉鎖したときに風雨密でなければならない。これらの戸は、全体の構造が開口のない隔壁と同等の強さを有するように、わくを付け、防錆し、かつ、寸法を合わせたものでなければならない。これらの戸を風雨密に定着する装置は、ガスケットと併用する締付け装置又はこれと同等の装置であるものとし、隔壁又は戸自体に常設的に取り付けなければならない。また、これらの戸は、隔壁の両側から操作することができ、ものでなければならない。

(2) この規則に別段の定めがある場合を除くは、閉鎖船橋の端部における隔壁の出入口の数の高さは、甲板上少なくとも三百八十八ミリメートル(十五インチ)でなければならない。

第十三規則 ハッチ、戸口及び通風筒の位置

この規則の適用上、ハッチ、戸口及び通風筒の二種の位置は、次のとおり定める。

昭和四十二年四月十二日 衆議院會議第二十号(三) 千九百六十六年の海軍陸水線に關する國際條約の締結について承認を求めの件

六二二

第一位置 暴露したフリーボード甲板及び低船尾甲板に並びに船首垂線から船舶の長さの四分の一の点より前方に位置する暴露した船樓甲板上

第二位置 船首垂線から船舶の長さの四分の一の点より後方に位置する暴露した船樓甲板上

(1) 第一位置及び第二位置にある貨物ハッチその他のハッチの構造及び風雨密を保持するための装置は、少なくとも第十五規則及び第十六規則の要件と同等の要件を満たさなければならぬ。

(2) 船樓甲板の上方の甲板の暴露したハッチのコーミング及びハッチ・カバーは、主管庁の定める要件に適合しなければならない。

第十五規則 可搬式ハッチ・カバーによつて閉鎖され、かつ、ターポリンとパッテンとによつて風雨密を保持するハッチ

(ハッチ・コーミング)

(1) 可搬式ハッチ・カバーによつて閉鎖され、かつ、ターポリンとパッテンとによつて風雨密を保持するハッチのコーミングは、堅固な構造のものでなければならず、また、甲板上の高さが少なくとも次のものでなければならぬ。

第一位置においては、六百ミリメートル(二・三・五インチ)
第二位置においては、四百五十ミリメートル(一・七・五インチ)
(ハッチ・カバー)

(2) ハッチ・カバーの各支面の幅は、少なくとも六十ミリメートル(二・一・五インチ)でなければならない。

(3) ハッチ・カバーが木製である場合には、その仕上りの厚さは、支点間隔が一・五メートル(四・九フィート)以下であるときに、少なくとも六十ミリメートル(二・三・五インチ)でなければならない。

(4) ハッチ・カバーが軟鋼製であるときは、その強さは、第一位置のハッチについては毎平方メートル一・七五トン(毎平方フィート三百五十八ポンド)以上、第二位置のハッチについては毎平方メートル一・三〇トン(毎平方フィート二百六十六ポンド)以上の想定荷重で計算しなければならない。また、このようにして計算された最大応力と係数四・二五との相乗積は、材料の最小の極限強さをこえてはならない。このハッチ・カバーは、想定荷重の下でのたわみを支点間隔の〇・〇〇二八倍以下とするように設計しなければならない。

(5) 第一位置のハッチの想定荷重は、長さ二十四メートル(七十九フィート)の船舶については毎平方メートル一・三〇トン(毎平方フィート二百五ポンド)に減ずることができるが、長さ百メートル(三百二十八フィート)の船舶については毎平方メートル一・七五トン(毎平方フィート三百五十八ポンド)以上でなければならない。第二位置のハッチの対応する荷重は、それぞれ、毎平方メートル〇・七五トン(毎平方フィート百五十四ポンド)及び毎平方メートル一・三〇トン(毎平方フィート二百六十六ポンド)とする。

(可搬式ビーム)

(6) ハッチ・カバーを支持するための可搬式ビームが軟鋼製であるときは、その強さは、第一位置のハッチについては毎平方メートル一・七五トン(毎平方フィート三百五十八ポンド)以上、第二位置のハッチについては毎平方メートル一・三〇トン(毎平方フィート二百六十六ポンド)以上の想定荷重で計算しなければならない。また、このようにして計算された最大応力と係数五との相乗積は、材料の最小の極限強さをこえてはならない。可搬式ビームは、想定荷重の下でのたわみを支点間隔の〇・〇〇二二倍以下とするように設計しなければならない。長さ百メートル(三百二十八フィート)以下の船舶につ

いては、(5)の要件を適用するものとする。

(ボンツーン・カバー)

(7) 可搬式ビームと併用するハッチ・カバーの代りに使用するボンツーン・カバーが軟鋼製であるときは、その強さは、(4)に定める想定荷重で計算しなければならない。また、このようにして計算された最大応力と係数五との相乗積は、材料の最小の極限強さをこえてはならない。ボンツーン・カバーは、たわみを支点間隔の〇・〇〇二二倍以下とするように設計しなければならない。ボンツーン・カバーの上面を形成する軟鋼板の厚さは、スチフナーの心距のパーセン

(8) 軟鋼製以外のボンツーン・カバーの強さ及び剛性は、軟鋼製のものと同等と主管庁が認めるものでなければならない。

(受け金又は受け口)

(9) 可搬式ビームの受け金又は受け口は、堅固な構造のものでなければならず、また、ビームの効果的な取付け及び保持のための手段とならなければならない。回転式のビームを使用する場合には、装置は、ハッチを閉鎖したときにビームが適正な位置にとどまることを確保するものでなければならない。

(クリート)

(10) クリートは、くさびの勾配に合うように造られなければならない。クリートは、少なくとも幅が六十五ミリメートル(二・五インチ)のものとし、その中心から中心までの間隔が六百ミリメートル(二・三・五インチ)をこえないように配置しなければならない。各側面の両端のクリートの位置は、ハッチのすみから百五十ミリメートル(六インチ)をこえてはならない。

(パッテン及びくさび)

(11) パッテン及びくさびは、効果的でなければならず、また、良好な状態になければならない。

くさびは、硬質の木材その他これと同等の材料のものでなければならない。くさびは、勾配が六分の一以下で、先端の厚さが十三ミリメートル(〇・五インチ)以上のものでなければならない。

(ターポリン)

(12) 第一位置又は第二位置の各ハッチには、良好な状態のターポリンを少なくとも二層備えなければならない。ターポリンは、防水され、かつ、十分な強さを有しなければならない。ターポリンは、少なくとも承認された標準の重量及び品質の材料のものでなければならない。

(ハッチ・カバーの定着)

(13) 第一位置又は第二位置のすべてのハッチには、ターポリンをパッテンで留めた後各ハッチ・カバーをそれ自体で効果的に定着するための鋼製のバーその他これと同等の装置を備えなければならない。長さ一・五メートル(四・九フィート)をこえるハッチ・カバーは、少なくとも二のこのような定着装置によつて定着しなければならない。

第十六規則

鋼その他これと同等の材料の風雨密のハッチ・カバーでガスケットと併用する締付け装置付きのものによつて閉鎖されるハッチ

(ハッチ・コーミング)

(1) 第一位置及び第二位置においては、鋼その他これと同等の材料の風雨密のハッチ・カバーでガスケットと併用する締付け装置付きのものを備えるハッチ・コーミングの甲板上の高さは、第十五規則(1)に定めるところによる。主管庁がいかなる海面状態においても船舶の安全がそこなわれないと認めることを条件として、ハッチ・コーミングの高さを減少し、又はハッチ・コーミングを全く省略することができる。ハッチ・コーミングを備える場合には、それは、堅固な構造のものでなければならない。

(風雨密のハッチ・カバー)

- (2) 風雨密のハッチ・カバーが軟鋼製であるときは、その強さは、第一位置のハッチについては、毎平方メートル一・七五トン（毎平方フィート三百五十八ポンド）以上、第二位置のハッチについては、毎平方メートル一・三〇トン（毎平方フィート二百六十六ポンド）以上の想定荷重で計算しなければならず、また、このようにして計算された最大応力と係数四・二五との相乗積は、材料の最小の極限強さをこえてはならない。
- 風雨密のハッチ・カバーは、想定荷重の下でのたわみを支点間隔の〇・〇〇二八倍以下とするように設計しなければならない。ハッチ・カバーの上面を形成する軟鋼板の厚さは、スチフナーの心距の一パーセント又は六ミリメートル（〇・二四インチ）のうちいずれか大きいもの以上でなければならない。長さ百メートル（三百二十八フィート）以下の船舶については、第十五規則(5)の規定を適用する。
- (3) 軟鋼製以外のハッチ・カバーの強さ及び剛性は、軟鋼製のものと同等と主管庁が認めるものでなければならない。
- (4) 風雨密を保持する装置
- (風雨密を確保しかつ維持する装置は、主管庁が十分と認めるものでなければならない。その配置は、いかなる海面状態においても風雨密を維持することができることを確保するものでなければならない。このため、風雨密性の試験は、最初の検査の際に行なうものとし、また、定期的検査及び年次検査の際には又は一層頻繁に行なうべきものとすることができる。

第十七規則 機関区域の開口

- (1) 第一位置又は第二位置における機関区域の開口は、これに適當にわくを付け、かつ、十分な強さの鋼製のケーシングによつて効果的にこれを閉鎖しなければならぬ。ケーシングが他の構造物によつて保護されていない場合には、その強さに特別の考慮を払わなければならない。ケーシングの出入口には、第十二規則(1)の要件

に適合する戸を取り付けなければならない。その数層の高さは、第一位置においては甲板より少なくとも六百ミリメートル（二十三・五インチ）、第二位置においては甲板より少なくとも三百八十ミリメートル（十五インチ）でなければならない。ケーシングのその他の開口には、適當な位置に常設的に取り付けられた同等のふたを備えなければならない。

(2) フリーボード甲板又は船舷甲板の暴露部にあつての焚火室口、煙突又は機関区域の通風筒のコーミングの甲板上的高さは、合理的かつ実行可能である限り、高くなければならない。焚火室口には、適當な位置に常設的に取り付けられた鋼その他これと同等の材料の強いふたで風雨密を保持することができるものを備えなければならない。

第十八規則 フリーボード甲板及び船舷甲板のその他の開口

- (1) 第一位置若しくは第二位置にあるか、又は閉鎖船舷以外の船舷内にあるマンホール及び甲板口は、水密を保持することができる堅固なふたで閉鎖しなければならない。そのふたは、ボルトにより狭い間隔で定着するものでない限り、常設的に取り付けなければならない。
- (2) ハッチ、機関区域の開口、マンホール及び甲板口以外の開口でフリーボード甲板にあるものは、閉鎖船舷又はこれと同等の強さ及び風雨密性を有する甲板室若しくは昇降口室によつて保護しなければならない。暴露した船舷甲板のこのような開口又はフリーボード甲板の甲板室の上面のこのような開口で、フリーボード甲板下又は閉鎖船舷内の場所に通ずるものは、効果的な甲板室又は昇降口室によつて保護しなければならない。このような甲板室又は昇降口室の戸口は、第十二規則(1)の要件に適合する戸を備えなければならない。
- (3) 昇降口室の戸口の敷居の高さは、第一位置においては、甲板上少なくとも六百ミリメートル（二十三・五インチ）でなければならない。第二位置においては、その高さは、少なくとも三百八十ミリメートル（十五インチ）でなければならない。

第十九規則 通風筒

- (1) 第一位置又は第二位置の通風筒でフリーボード甲板下又は閉鎖船舷甲板下の場所に通ずるものは、鋼その他これと同等の材料で堅固に造られ、かつ、甲板に効果的に取り付けられたコーミングを備えなければならない。通風筒のコーミングの高さは、九百ミリメートル（三十五・五インチ）をこえる場合には、コーミングを特別に補強しなければならない。
- (2) 閉鎖船舷以外の船舷を貫通する通風筒は、フリーボード甲板上に鋼その他これと同等の材料で堅固に造られたコーミングを備えなければならない。
- (3) 第一位置の通風筒でそのコーミングが甲板上四・五メートル（十四・八フィート）をこえるもの及び第二位置の通風筒でそのコーミングが甲板上二・三メートル（七・五フィート）をこえるものは、主管庁が特に要求しない限り、閉鎖装置を備えることを要しない。
- (4) (3)に規定する場合を除くほか、通風筒の開口は、効果的な風雨密の閉鎖装置を備えなければならない。長さ百メートル（三百二十八フィート）以下の船舶にあつては、閉鎖装置は、常設的に取り付けなければならない。その他の船舶においては閉鎖装置が常設的に取り付けられていない場合には、閉鎖装置は、これを取り付ける通風筒の近くに適當に格納しなければならぬ。第一位置の通風筒のコーミングは、甲板上の高さが少なくとも九百ミリメートル（三十五・五インチ）のものでなければならない。第二位置においては、通風筒のコーミングの高さは、甲板上少なくとも七百六十ミリメートル（三十インチ）でなければならない。
- (5) 主管庁は、十分と認めるまで暴露部のコーミングの高さを増加するように要求することができる。

第二十規則 空気管

パラスト・タンクその他のタンクに通ずる空気管がフリーボード甲板又は船舷甲板から上に出る場合には、管の暴露した部分は、堅固な構造のものでなければならない。水が下方に侵入することができない点までの甲板からの高さは、フリーボード甲板上においては少なくとも七百六十ミリメートル（三十インチ）、船舷甲板上においては少なくとも四百五十ミリメートル（十七・五インチ）でなければならない。これらの高さが船舶の作業を妨げる場合には、主管庁は、閉鎖装置及び他の状況からみてより低い高さを正当とすることに同意を満足することを条件として、そのより低い高さを承認することができる。空気管の開口を閉鎖するため、満足すべき装置が常設的に取り付けられなければならない。

第二十一規則 載貨門その他類似の開口

- (1) フリーボード甲板下の船側の載貨門その他類似の開口は、周囲の外板に相応した水密性及び構造上の保全性を確保するように設計された戸を備えなければならない。このような開口の数は、船舶の設計及び固有の用途と面立する限り、最小にしなければならない。
- (2) 主管庁が許可しない限り、このような開口の下縁は、船舷におけるフリーボード甲板に平行に引いた線とその最下点が最上位の満載喫水線の上縁と接するものより下方にあつてはならない。

第二十二規則 排水管、吸入管及び排出管

- (1) フリーボード甲板下の場所から、又は第十二規則の要件に適合する戸を備えた船舷若しくはフリーボード甲板上の甲板室の内部から外板の外に通ずる排出管は、船内に浸水することを防ぐため、近づくことができない効果的な装置を備えなければならない。通常、各排出管は、フリーボード甲板より上方にある位置から閉じるための積極装置を備えた一個の自動逆止弁を有

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

六二四

しなければならぬ。もつとも、夏期満載喫水線から排出管の船内端までの垂直距離が〇・〇一Lをこえる場合には、排出管は、船内側の弁が就航状態において検査のため常に近づくことができることを条件として、積極閉鎖装置のない二個の自動逆止弁を有することとする。この垂直距離が〇・〇二Lをこえる場合には、主幹弁の承認を条件として、積極閉鎖装置のない自動逆止弁を一個とすることができ、積極閉鎖装置の弁を動かす装置は、容易に近づくことができるものであり、かつ、弁の開閉を示す指示器を備えなければならない。

(2) 乗組員を配置した機関区域においては、機関の作動に關係のある主及び補助の海水吸入管及び排出管は、そこで制御するものとしてさしつかえない。この制御装置は、容易に近づくことができるものであり、かつ、弁の開閉を示す指示器を備えなければならない。

(3) 管の上端の高さにかかわらず、フリーボード甲板下四百五十ミリメートル(十七・五インチ)より下方の位置又は夏期満載喫水線の上六百ミリメートル(二十三・五インチ)未満の位置で外板を貫通する排水管及び排出管は、外板に一個の逆止弁を備えなければならない。この弁は、(1)の規定により要求されない限り、管が十分な厚さのものであるときは、省略することができる。

(4) 第十二規則の要件に適合する戸を備えていない船機又は甲板室から導かれる排水管は、船外へ導かなければならない。

(5) この第二十二規則の規定によつて要求されるすべての弁及び外板取付物は、鋼、青銅その他承認された延性材料のものでなければならぬ。普通の鋼鉄又はこれに類似する材料の弁は、承認されない。この第二十二規則にいうすべての管は、鋼その他これと同等の材料のもので、主管弁が十分と認められるものでなければならぬ。

第二十三規則 舷窓

(1) フリーボード甲板下の場所又は閉鎖船機内の場所にある舷窓は、ヒンジで止めた効果的な内ぶたであつて有効に閉鎖され、かつ、水密に定着されるように装置したものを備えなければならない。

(2) いかなる舷窓も、その下縁が、満載喫水線から上方に向かつて船舶の幅(B)の二・五パーセント又は五百ミリメートル(十九・五インチ)のうちいずれか大きい距離にある点を最下点として船側におけるフリーボード甲板上に平行に引いた線より下方に位置するように設けてはならない。

(3) 舷窓(ガラス付きのときは、これを含む)及び内ぶたは、承認された堅固な構造のものでなければならぬ。

第二十四規則 放水口

(1) フリーボード甲板又は船機甲板の暴露部のブルワークがウェルを形成する場合には、甲板から迅速に放水し、かつ、排水するために十分な設備を施さなければならない。(2)及び(3)に定める場合を除くほか、フリーボード甲板上の各ウェルについての各舷の最小放水口面積(A)は、ウェル部分の舷弧が標準のものであるか又はは標準より大きいものである場合には、次の式によつて与えられるものとする。船機甲板上の各ウェルについての最小面積は、この式で与えられる面積の二分の一とする。

ウェル部分のブルワークの長さ(L)が二十メートル以下の場合

$$A = 0.7 + 0.03L \text{ (平方メートル)}$$

Lが二十メートルをこえる場合

$$A = 0.07L \text{ (平方メートル)}$$

Lは、いかなる場合にも、〇・七Lより大きくする必要はない。

ブルワークの平均の高さが一・二メートルをこえる場合には、所要面積は、高さの差〇・一メートルに対してウェルの長さ一メートルにつき〇・〇四平方メートルの割合で増さなければならない。ブルワークの平均の高さが〇・九

メートル未満の場合には、所要面積は、高さの差〇・一メートルに対してブルワークの長さ一メートルにつき〇・〇四平方メートルの割合で減ずることができる。

又は

ウェル部分のブルワークの長さ(L)が六十六フィート以下の場合

$$A = 7.6 + 0.11L \text{ (平方フィート)}$$

Lが六十六フィートをこえる場合

$$A = 0.83L \text{ (平方フィート)}$$

Lは、いかなる場合にも、〇・七Lより大きくする必要はない。

ブルワークの平均の高さが三・九フィートをこえる場合には、所要面積は、高さの差一フィートに対してウェルの長さ一フィートにつき〇・〇四平方フィートの割合で増さなければならない。ブルワークの平均の高さが三フィート未満の場合には、所要面積は、高さの差一フィートに対してブルワークの長さ一フィートにつき〇・〇四平方フィートの割合で減ずることができる。

(2) 舷弧を有しない船舶については、計算された面積を五十パーセント増さなければならない。舷弧が標準より小さい場合には、この増加率は、補間法によつて求めるものとする。

(3) 船舶が第三十六規則(1)(e)の要件に適合しないトランクを備えている場合又は分立船機間に連続するか若しくは実質的に連続するハッチ側部コミングが設けられている場合には、放水口の最小面積は、次の表により計算するものとする。

ハッチ又はトランクの開口面積のブルワークの舷弧の面に対する比	放水口面積のブルワークの舷弧の面に対する比
40パーセント以下	20パーセント
75パーセント以上	10パーセント

中間の幅に対応する放水口の面積は、一次補間法によつて求めるものとする。

(4) 一端又は両端が開放されている船機を有する船舶については、このような船機内の場所の放水のため、適当な設備を主管弁が十分と認められるように設けなければならない。

(5) 放水口の下縁は、実行可能な限り甲板に近くなければならない。所要の放水口面積の三分の二は、ウェル部分のうち舷弧曲線の最低点に最も近い二分の一の部分に設けなければならない。

(6) ブルワークのすべてのこのような開口は、約二百三十ミリメートル(九インチ)の間隔に配置された棒によつて保護しなければならない。放水口にシャッターを取り付けるときは、ごみ詰まりを防ぐために十分なすき間を設けなければならない。ヒンジは、耐食性の材料の軸針又は軸受けを有しなければならない。シャッターに定着装置を設けるとときは、その装置は、承認された構造のものでなければならない。

第二十五規則 船員の保護

(1) 船員の居住に使用される甲板室の強さは、主管弁が十分と認められるものでなければならない。

(2) フリーボード甲板及び船機甲板のすべての暴露部には、効果的なガード・レール又はブルワークを設けなければならない。ブルワーク又はガード・レールの高さは、少なくとも甲板上メートル(二十九・五インチ)でなければならない。もつとも、この高さが船舶の通常の作業を妨げるおそれがある場合には、主管弁は、十分な保護が設けられていると認めるときは、これより小さい高さを承認することができる。

(3) ガード・レールの最下位の横棒の下のすき間は、二百三十ミリメートル(九インチ)をこえてはならない。その他の横棒は、三百八十八ミリメートル(十五インチ)をこえてはならない。丸型ガンネルを有する船舶の場合には、ガード・レールの支柱は、甲板の平らな部分に置かなければならない。

(4) 船員室区域、機関区域その他船舶の必要な作業に使用されるすべての区域の周を往來する船

員の保護のため、満足すべき装置（ガード・レール、保護索、歩路、甲板下通路等）が備えられなければならない。

(5) いずれの船舶に積み込まれる甲板積み貨物も、その貨物の近くにある開口であつて、船員室区域、機関区域その他船舶の必要な作業に使用されるすべての区域への通路となるものを適当に閉鎖し、かつ、浸水から守ることができるよう積み付けなければならない。船舶の甲板上又は甲板下に適当な通路がない場合には、甲板積み貨物上にガード・レール又は保護索を設けることにより船員に有効な保護を与えなければならない。

第二十六規則 A型船舶に関する指定の特別条件

(1) 第二十七規則に定義するA型船舶の機関区域ケーシングは、少なくとも標準の高さの閉鎖された船尾楼若しくは船橋楼によつて、又はこれと同じ高さ及び同等の強さを有する甲板室によつて保護しなければならない。もつとも、フリーボード甲板から機関区域へ直接通ずる開口がない場合には、機関区域ケーシングを暴露させることができる。この場合において、鋼その他これと同等の材料の第二の風雨密の戸によつて機関室への階段から隔てられ、かつ、ケーシングと同様に堅固に造られていた場所又は通路に通ずる戸で、第二十二規則の要件に適合するものを機関区域ケーシングに設けることを認めることができる。

(歩路及び通路)

(2) A型船舶には、その中央部に船橋楼又は甲板室があるときは、これらと船尾楼との間に、効果的に造られた十分な強さの縦通の常設歩路を船橋甲板の高さに設けるか、又は甲板下通路その他の歩路の目的を果たすための同等の通路装置を設けなければならない。その他の場所及び中央部船橋楼のないA型船舶には、船舶の必要な作業に使われるすべての区域に行く船員の安全を守るため、主管庁が十分と認める設備を設けなければならない。

(3) 分離した船員居住区域の間及び船員居住区域と機関区域との間には、歩路の平面から安全かつ十分な通路を利用することができなければならない。

(4) A型船舶のフリーボード甲板、船首楼甲板及び膨脹ドラックの上の暴露したハッチは、鋼その他これと同等の材料の効果的な水密ふたを備えなければならない。

(5) ブルワークを有するA型船舶は、暴露甲板の暴露部の長さの少なくとも半分についてオープン・レール又は他の有効な放水設備を備えなければならない。舷側甲板の上縁は、実行可能な限り低くしなければならない。

(6) 船橋がドラックによつて連結されている場所では、そのフリーボード甲板の暴露部の全長についてオープン・レールを備えなければならない。

第二十七規則 船舶の型式

(1) フリーボードの計算上、船舶をA型及びB型に分類する。

(A型船舶)

(2) A型船舶とは、ばら積み液体貨物のみを運送するように設計された船舶であつて、その貨物タンクには鋼又はこれと同等の材料のガスケット付き水密ふたによつて閉鎖される小さな出入口のみがあるものをいう。したがつて、このような船舶は、次の固有の特性を有する。

(a) 暴露甲板の高度の健全性

(b) 積載中の貨物区域の低い浸水率及び通常設けられる区画の程度により保証される浸水に對する高度の健全性

(3) 長さ五百メートル（四百九十二フィート）をこえるA型船舶であつて、夏期満載喫水線まで積載するときに、からの区画室を有するように設計されたものは、浸水率を〇・九五と想定して、主管庁が十分と考える平衡状態で浮かんでいることができないなければならない。このような船舶で長さ二百二十五メートル（七百三十八フィート）をこえるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

主管庁の手引きとして、次の条件を十分なものとすることができる。

(a) 浸水後の最終の水線が、浸水を進行させる可能性のあるいずれの開口の下縁より下方にあること。

(b) 非対称浸水による最大横傾斜角が、十五度程度であること。

(c) 浸水後の状態におけるメタセンタ高さの正であること。

(4) A型船舶に対しては、第二十八規則のA表に基づきフリーボードより小さいフリーボードを指定しなければならない。

(5) (2)及び(3)のA型船舶に関する規定に該当しないすべての船舶は、B型船舶とする。

(6) B型船舶であつて第一位置に第十五規則(7)又は第十六規則の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチを有するものに対しては、(7)から(10)までに規定する場合を除くほか、第二十八規則のB表に基づいてフリーボードを指定しなければならない。

(7) 長さ五百メートル（三百二十八フィート）をこえるB型船舶に対しては、(6)の規定により要求されるフリーボードより小さいフリーボードを指定することができる。ただし、主管庁が、許された減少の幅との関係において、次のことにつき満足することを条件とする。

(a) 船員の保護のための設備が十分なものであることを。

(b) 放水設備が十分なものであること。

(c) 第一位置及び第二位置におけるハッチ・カバーが第十六規則の規定に適合し、かつ、十分な強さを有すること、特にその密閉及び締付け装置に対して特別な注意が払われていること。

(d) 船舶が、夏期満載喫水線まで積載しているときにいずれの損傷区画室（機関区域を除く）に〇・九五の想定浸水率で浸水した後にも、満足すべき平衡状態で浮かんでいることができること。

(e) このような船舶で長さ二百二十五メートル（七百三十八フィート）をこえるものにあつては、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

は、機関区域を浸水率〇・八五の可浸区画室として取り扱うものとする。

(d)及び(e)の規定を適用する際の主管庁の手引きとして、(3)(a)、(b)及び(c)に定める条件を十分とみなすことができる。

関連する計算は、次の主要な仮定を基礎として行なうことができる。

損傷の垂直方向の範囲は、船舶の深さに等しい。

損傷の深さは、五分の一Bをこえない。

主横隔壁は、損傷していない。

基礎から重心までの高さは、貨物倉に均質の貨物を積載し、かつ、消費用の液体及び貯蔵品等を計画容積の五十パーセントまで積載しているとして算定する。

(7)の要件に適合するB型船舶のフリーボードを計算するにあつては、第二十八規則のB表の値は、当該船舶の長さに対応するB表の値とA表の値との差の六十パーセントをこえて減少させてはならない。

(8) (8)の規定に基づいて認められる表定フリーボードの減少の幅は、その船舶がA型船舶と同様に第二十六規則(1)、(2)、(3)及び(6)の要件に適合し、さらに、この第二十七規則(7)(a)から(d)までの規定にも適合することを条件として、第二十八規則のA表の値とB表の値との差の全部にまで広げることができる。この場合において、一の損傷区画室の浸水に関する(7)(d)の規定は、前後に隣接する二区画室（機関区域を除く）の浸水に関するものとして取り扱うものとする。また、このような船舶で長さ二百二十五メートル（七百三十八フィート）をこえるものは、夏期満載喫水線まで積載しているときに機関区域のみに〇・八五の想定浸水率で浸水した後にも、満足すべき平衡状態で浮かんでいないなければならない。

(10) 第一位置に第十五規則(7)を除く(7)の要件に適合するハッチ・カバーを備えたハッチが第一位置にあるB型船舶に対しては、第二十八規則のB表の値に次の表の値を加えた値に基づいてフリーボードを指定しなければならない。

第十五規則(7)又は第十六規則の規定に適合しないハッチ・カバーを有するB型船舶に関する表定フリーボードの増加

船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)
108以下	50	134	147	160	264
109	52	135	153	161	267
110	55	136	159	162	270
111	57	137	164	163	273
112	59	138	170	164	275
113	62	139	175	165	278
114	64	140	181	166	280
115	68	141	186	167	283
116	70	142	191	168	285
117	73	143	196	169	287
118	76	144	201	170	290
119	80	145	206	171	292
120	84	146	210	172	294
121	87	147	215	173	297
122	91	148	219	174	299
123	95	149	224	175	301
124	99	150	228	176	304
125	103	151	232	177	306
126	108	152	236	178	308
127	112	153	240	179	311
128	116	154	244	180	313
129	121	155	247	181	315
130	126	156	251	182	318
131	131	157	254	183	320
132	136	158	258	184	322
133	142	159	261	185	325

船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード の増加(ミリ メートル)
186	327	191	339	196	350
187	329	192	341	197	353
188	332	193	343	198	355
189	334	194	346	199	357
190	336	195	348	200	358

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によつて求めるものとする。

長が二百メートルを超える船舶については、主管庁が定めるところによる。

第十五規則(四)又は第十六規則の規定に適合しないハッチ・カバーを有するB型船舶に關する表
定フリーボードの増加

船の長さ (メートル)	フリーボードの 増加(インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボードの 増加(インチ)
350以下	2.0	460	7.0
360	2.3	470	7.6
370	2.6	480	8.2
380	2.9	490	8.7
390	3.3	500	9.2
400	3.7	510	9.6
410	4.2	520	10.0
420	4.7	530	10.4
430	5.2	540	10.7
440	5.8	550	11.0
450	6.4	560	11.4

船の長さ (メートル)	フリーボードの 増加(インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボードの 増加(インチ)
570	11.8	620	13.4
580	12.1	630	13.6
590	12.5	640	13.9
600	12.8	650	14.1
610	13.1	660	14.3

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によつて求めるものとする。

長さ六百六十フィートをこえる船舶については、主管庁が定めるところによる。

(Ⅱ) 独立の推進装置を有しないはしけその他の船舶に対しては、この規則の規定に従つてフリーボードを指定しなければならない。もつとも、乗組員のいないはしけについては、第二十五規則、第二十六規則(2)及び(3)並びに第三十九規則の要件は、適用しない。乗組員のいないはしけであつて、そのフリーボード甲板に鋼その他これと同等の材料のガスケット付き風雨密ふたによつて閉鎖される小さい出入口のみを有するものに対しては、この規則の規定に従つて計算されるフリーボードからその二十五パーセントを減じたフリーボードを指定することができる。

第二十八規則 フリーボード表

(A型船舶)

(1) A型船舶に対する表定フリーボードは、次の表により決定しなければならない。

A 表
A型船舶に対するフリーボード表

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
24	200	47	408	70	706
25	208	48	420	71	720
26	217	49	432	72	733
27	225	50	443	73	746
28	233	51	455	74	760
29	242	52	467	75	773
30	250	53	478	76	786
31	258	54	490	77	800
32	267	55	503	78	814
33	275	56	516	79	828
34	283	57	530	80	841
35	292	58	544	81	855
36	300	59	559	82	869
37	308	60	573	83	883
38	316	61	587	84	897
39	325	62	600	85	911
40	334	63	613	86	926
41	344	64	626	87	940
42	354	65	639	88	955
43	364	66	653	89	969
44	374	67	666	90	984
45	385	68	680	91	999
46	396	69	693	92	1,014

船の長さ (メートル)	フリート (トン)	船の長さ (メートル)	フリート (トン)
98	1,029	119	1,442
94	1,044	120	1,459
95	1,059	121	1,476
96	1,074	122	1,494
97	1,089	123	1,511
98	1,105	124	1,528
99	1,120	125	1,546
100	1,135	126	1,563
101	1,151	127	1,580
102	1,166	128	1,598
103	1,181	129	1,615
104	1,196	130	1,632
105	1,212	131	1,650
106	1,228	132	1,667
107	1,244	133	1,684
108	1,260	134	1,702
109	1,276	135	1,719
110	1,293	136	1,736
111	1,309	137	1,753
112	1,326	138	1,770
113	1,342	139	1,787
114	1,359	140	1,803
115	1,376	141	1,820
116	1,392	142	1,837
117	1,408	143	1,853
118	1,426	144	1,870

船の長さ (メートル)	フリート (トン)	船の長さ (メートル)	フリート (トン)
171	2,281	197	2,582
172	2,294	198	2,592
173	2,307	199	2,602
174	2,320	200	2,612
175	2,332	201	2,622
176	2,345	202	2,632
177	2,357	203	2,641
178	2,369	204	2,650
179	2,381	205	2,659
180	2,393	206	2,669
181	2,405	207	2,678
182	2,416	208	2,687
183	2,428	209	2,696
184	2,440	210	2,705
185	2,451	211	2,714
186	2,463	212	2,723
187	2,474	213	2,732
188	2,486	214	2,741
189	2,497	215	2,749
190	2,508	216	2,758
191	2,519	217	2,767
192	2,530	218	2,775
193	2,541	219	2,784
194	2,552	220	2,792
195	2,562	221	2,801
196	2,572	222	2,809

船の長さ (メートル)	フリート (トン)	船の長さ (メートル)	フリート (トン)
223	2,817	249	2,966
224	2,825	250	2,973
225	2,833	251	2,979
226	2,841	252	2,986
227	2,849	253	2,993
228	2,857	254	3,000
229	2,865		
230	2,872		
231	2,880		
232	2,888		
233	2,895		
234	2,903		
235	2,910		
236	2,918		
237	2,925		
238	2,932		
239	2,939		
240	2,946		
241	2,953		
242	2,959		
243	2,966		
244	2,973		
245	2,979		
246	2,986		
247	2,993		
248	3,000		

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
249	3,006	275	3,153	301	3,266
250	3,012	276	3,158	302	3,270
251	3,018	277	3,163	303	3,274
252	3,024	278	3,167	304	3,278
253	3,030	279	3,172	305	3,281
254	3,036	280	3,176	306	3,285
255	3,042	281	3,181	307	3,288
256	3,048	282	3,185	308	3,292
257	3,054	283	3,189	309	3,295
258	3,060	284	3,194	310	3,298
259	3,066	285	3,198	311	3,302
260	3,072	286	3,202	312	3,305
261	3,078	287	3,207	313	3,308
262	3,084	288	3,211	314	3,312
263	3,089	289	3,215	315	3,315
264	3,095	290	3,220	316	3,318
265	3,101	291	3,224	317	3,322
266	3,106	292	3,228	318	3,325
267	3,112	293	3,233	319	3,328
268	3,117	294	3,237	320	3,331
269	3,123	295	3,241	321	3,334
270	3,128	296	3,246	322	3,337
271	3,133	297	3,250	323	3,339
272	3,138	298	3,254	324	3,342
273	3,143	299	3,258	325	3,345
274	3,148	300	3,262	326	3,347

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
327	3,350	340	3,382	353	3,412
328	3,353	341	3,385	354	3,414
329	3,355	342	3,387	355	3,416
330	3,358	343	3,389	356	3,418
331	3,361	344	3,392	357	3,420
332	3,363	345	3,394	358	3,422
333	3,366	346	3,396	359	3,423
334	3,368	347	3,399	360	3,425
335	3,371	348	3,401	361	3,427
336	3,373	349	3,403	362	3,428
337	3,375	350	3,406	363	3,430
338	3,378	351	3,408	364	3,432
339	3,380	352	3,410	365	3,433

中間の長さに対応するフリーボードが、一次補間法により求めらるゝものとする。

長が三百六十五メートルをこえる船舶については、主線上に規定のあるアンバースト。

A 表

A型船舶に対するフリーボード表

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
80	8.0	120	11.9	160	16.9
90	8.9	130	13.0	170	18.3
100	9.8	140	14.2	180	19.8
110	10.8	150	15.5	190	21.3

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の滿載喫水線に関する田慶条約の締結について承認を求めるの件

六三〇

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
200	22.9	460	71.1	720	109.7
210	24.5	470	73.1	730	110.7
220	26.2	480	75.1	740	111.7
230	27.8	490	77.1	750	112.6
240	29.5	500	79.0	760	113.5
250	31.1	510	80.9	770	114.4
260	32.8	520	82.7	780	115.3
270	34.6	530	84.5	790	116.1
280	36.3	540	86.3	800	117.0
290	38.0	550	88.0	810	117.8
300	39.7	560	89.6	820	118.6
310	41.4	570	91.1	830	119.3
320	43.2	580	92.6	840	120.1
330	45.0	590	94.1	850	120.7
340	46.9	600	95.5	860	121.4
350	48.8	610	96.9	870	122.1
360	50.7	620	98.3	880	122.7
370	52.7	630	99.6	890	123.4
380	54.7	640	100.9	900	124.0
390	56.8	650	102.1	910	124.6
400	58.8	660	103.3	920	125.2
410	60.9	670	104.4	930	125.7
420	62.9	680	105.5	940	126.2
430	65.0	690	106.6	950	126.7
440	67.0	700	107.7	960	127.2
450	69.1	710	108.7	970	127.7

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
980	128.1	1,060	131.4	1,140	133.8
990	128.6	1,070	131.7	1,150	134.0
1,000	129.0	1,080	132.0	1,160	134.3
1,010	129.4	1,090	132.3	1,170	134.5
1,020	129.9	1,100	132.6	1,180	134.7
1,030	130.3	1,110	132.9	1,190	135.0
1,040	130.7	1,120	133.2	1,200	135.2
1,050	131.0	1,130	133.5		

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によつて求めるものとする。

長を千二百フィートとこえる船舶については、主管庁が定めるものとする。

(B型船舶)

(2) B型船舶に対する表定フリーボードは、次の表により決定しなければならない。

B 表

B型船舶に対するフリーボード表

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
24	200	29	242	34	283
25	208	30	250	35	292
26	217	31	258	36	300
27	225	32	267	37	308
28	233	33	275	38	316

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
39	325	65	644	91	1,096
40	334	66	659	92	1,116
41	344	67	674	93	1,135
42	354	68	689	94	1,154
43	364	69	705	95	1,172
44	374	70	721	96	1,190
45	385	71	738	97	1,209
46	396	72	754	98	1,229
47	408	73	769	99	1,250
48	420	74	784	100	1,271
49	432	75	800	101	1,293
50	443	76	816	102	1,315
51	455	77	833	103	1,337
52	467	78	850	104	1,359
53	478	79	868	105	1,380
54	490	80	887	106	1,401
55	503	81	905	107	1,421
56	516	82	923	108	1,440
57	530	83	942	109	1,459
58	544	84	960	110	1,479
59	559	85	978	111	1,500
60	573	86	996	112	1,521
61	587	87	1,015	113	1,543
62	601	88	1,034	114	1,565
63	615	89	1,054	115	1,587
64	629	90	1,075	116	1,609

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
117	1,630	143	2,171	169	2,698
118	1,651	144	2,190	170	2,716
119	1,671	145	2,209	171	2,735
120	1,690	146	2,229	172	2,754
121	1,709	147	2,250	173	2,774
122	1,729	148	2,271	174	2,795
123	1,750	149	2,293	175	2,815
124	1,771	150	2,315	176	2,835
125	1,793	151	2,334	177	2,855
126	1,815	152	2,354	178	2,875
127	1,837	153	2,375	179	2,895
128	1,859	154	2,396	180	2,915
129	1,880	155	2,418	181	2,933
130	1,901	156	2,440	182	2,952
131	1,921	157	2,460	183	2,970
132	1,940	158	2,480	184	2,988
133	1,959	159	2,500	185	3,007
134	1,979	160	2,520	186	3,025
135	2,000	161	2,540	187	3,044
136	2,021	162	2,560	188	3,062
137	2,043	163	2,580	189	3,080
138	2,065	164	2,600	190	3,098
139	2,087	165	2,620	191	3,116
140	2,109	166	2,640	192	3,134
141	2,130	167	2,660	193	3,151
142	2,151	168	2,680	194	3,167

船の長さ (メートル)	トナー (トン)	船の長さ (メートル)	トナー (トン)	船の長さ (メートル)	トナー (トン)
195	3,185	221	3,601	247	3,978
196	3,202	222	3,615	248	3,992
197	3,219	223	3,630	249	4,005
198	3,235	224	3,645	250	4,018
199	3,249	225	3,660	251	4,032
200	3,264	226	3,675	252	4,045
201	3,280	227	3,690	253	4,058
202	3,296	228	3,705	254	4,072
203	3,313	229	3,720	255	4,085
204	3,330	230	3,735	256	4,098
205	3,347	231	3,750	257	4,112
206	3,363	232	3,765	258	4,125
207	3,380	233	3,780	259	4,139
208	3,397	234	3,795	260	4,152
209	3,413	235	3,808	261	4,165
210	3,430	236	3,821	262	4,177
211	3,445	237	3,835	263	4,189
212	3,460	238	3,849	264	4,201
213	3,475	239	3,864	265	4,214
214	3,490	240	3,880	266	4,227
215	3,505	241	3,893	267	4,240
216	3,520	242	3,906	268	4,252
217	3,537	243	3,920	269	4,264
218	3,554	244	3,934	270	4,276
219	3,570	245	3,949	271	4,289
220	3,586	246	3,965	272	4,302

船の長さ (メートル)	トナー (トン)	船の長さ (メートル)	トナー (トン)	船の長さ (メートル)	トナー (トン)
273	4,315	299	4,618	325	4,899
274	4,327	300	4,630	326	4,909
275	4,339	301	4,642	327	4,920
276	4,350	302	4,654	328	4,931
277	4,362	303	4,665	329	4,943
278	4,373	304	4,676	330	4,955
279	4,385	305	4,686	331	4,965
280	4,397	306	4,695	332	4,975
281	4,408	307	4,704	333	4,985
282	4,420	308	4,714	334	4,995
283	4,432	309	4,725	335	5,005
284	4,443	310	4,736	336	5,015
285	4,455	311	4,748	337	5,025
286	4,467	312	4,757	338	5,035
287	4,478	313	4,768	339	5,045
288	4,490	314	4,779	340	5,055
289	4,502	315	4,790	341	5,065
290	4,513	316	4,801	342	5,075
291	4,525	317	4,812	343	5,086
292	4,537	318	4,823	344	5,097
293	4,548	319	4,834	345	5,108
294	4,560	320	4,844	346	5,119
295	4,572	321	4,855	347	5,130
296	4,583	322	4,866	348	5,140
297	4,595	323	4,878	349	5,150
298	4,607	324	4,890	350	5,160

船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)	船の長さ (メートル)	フリーボード (ミリメートル)
351	5,170	356	5,220	361	5,268
352	5,180	357	5,230	362	5,276
353	5,190	358	5,240	363	5,285
354	5,200	359	5,250	364	5,294
355	5,210	360	5,260	365	5,303

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法により求めるものとす。

長が三百六十五メートルを超える船舶については、主管庁が定めるものとす。

B 表

B 型船舶に対するフリーボード表

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
80	8.0	210	24.7	340	53.2
90	8.9	220	26.6	350	55.7
100	9.8	230	28.5	360	58.2
110	10.8	240	30.4	370	60.7
120	11.9	250	32.4	380	63.2
130	13.0	260	34.4	390	65.7
140	14.2	270	36.5	400	68.2
150	15.5	280	38.7	410	70.7
160	16.9	290	41.0	420	73.2
170	18.3	300	43.3	430	75.7
180	19.8	310	45.7	440	78.2
190	21.3	320	48.2	450	80.7
200	22.9	330	50.7	460	83.1

船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)	船の長さ (メートル)	フリーボード (インチ)
470	85.6	730	142.7	990	183.1
480	88.1	740	144.5	1,000	184.4
490	90.6	750	146.3	1,010	185.8
500	93.1	760	148.1	1,020	187.2
510	95.6	770	149.8	1,030	188.5
520	98.1	780	151.5	1,040	189.8
530	100.6	790	153.2	1,050	191.0
540	103.0	800	154.8	1,060	192.3
550	105.4	810	156.4	1,070	193.5
560	107.7	820	158.0	1,080	194.8
570	110.0	830	159.6	1,090	196.1
580	112.3	840	161.2	1,100	197.3
590	114.6	850	162.8	1,110	198.6
600	116.8	860	164.3	1,120	199.9
610	119.0	870	165.9	1,130	201.2
620	121.1	880	167.4	1,140	202.3
630	123.2	890	168.9	1,150	203.5
640	125.3	900	170.4	1,160	204.6
650	127.3	910	171.8	1,170	205.8
660	129.3	920	173.3	1,180	206.9
670	131.3	930	174.7	1,190	208.1
680	133.3	940	176.1	1,200	209.3
690	135.3	950	177.5		
700	137.1	960	178.9		
710	139.0	970	180.3		
720	140.9	980	181.7		

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の滿載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

六三四

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によつて求めるものとする。
長さ二百フィートをこえる船舶については、主管庁が定めるところによる。

第二十九規則 長さ三百メートル(三百二十フィート)未満の船舶に関するフリーボードの修正

長さ二十四メートル(七十九フィート)以上で三百メートル(三百二十フィート)未満のB型船舶であつて、船舶の長さの三十五パーセント未満の有効長をもつ閉鎖船楼を有するものの表定フリーボードは、次の式による値を加へなければならぬ。

$$7.5(100-L)(0.35-\frac{E}{L}) \text{ ミリメートル}$$

Lは、メートルによる船舶の長さ

Eは、第三十五規則に定義するメートルによる船楼の有効長さ

$$0.09(328-L)(0.35-\frac{E}{L}) \text{ インチ}$$

Lは、フィートによる船舶の長さ

Eは、第三十五規則に定義するフィートによる船楼の有効長さ

第三十規則 方形係数による修正

方形係数(C_F)が〇・六八をこえるときは、第二十八規則に定める表定フリーボード又は第二十七規則(8)及び(10)並びに第二十九規則の規定が適用されるときはその修正を行なつたフリーボードに係数 C_F+0.68 を乗じなければならない。

第三十一規則 深さによる修正

(1) Dが十五分の一Lをこえる場合には、フリーボードは、次のとおり増さなければならない。

$$(D-\frac{L}{15})R \text{ ミリメートル}$$

Rは、百二十メートル未満の長さにおいては〇・四八分の一Lとし、百二十メートル以上の

長さにおいては二百五十とする。

$$(D-\frac{L}{15})R \text{ インチ}$$

Rは、三百九十三・六フィート未満の長さにおいては百三十一・二分の一Lとし、三百九十三・六フィート以上の長さにおいては三とする。

(2) Dが十五分の一Lより小さい場合には、フリーボードを減じてはならない。もつとも、船舶の中央部に少なくとも〇・六Lにわたつて閉鎖船楼を有する船舶、全通トランクを有する船舶又は閉鎖された分立船楼とトランクとの結合が船首尾に全通する船舶にあつては、そのフ

標準の高さ(メートル)

L (メートル)	閉鎖船楼	その他の船楼
30 以下	0.90	1.80
75	1.20	1.80
125 以上	1.80	2.30

標準の高さ(フィート)

L (フィート)	閉鎖船楼	その他の船楼
98.5 以下	3.0	5.9
246	3.9	5.9
410 以上	5.9	7.5

中間の長さに対応する標準の高さは、一次補間法によつて求めるものとする。

第三十四規則 船楼の長さ

(1) (2)に規定する場合を除くほか、船楼の長さ(S)は、長さ(L)の範囲内にある船楼の部分の平均の長さとする。

リールボードを(1)に規定する割合で減ずるものとする。

(3) 船楼又はトランクの長さの標準の高さより小さい場合には、減少の幅は、実際の長さの第三十三規則に定義する標準の高さに対する比に比例させるものとする。

第三十二規則 甲板線的位置による修正

甲板線の上縁までの実際の深さがDより大きい又は小さい場合には、この深さの差は、フリーボードに加へるか又はフリーボードから差し引かなければならない。

第三十三規則 船楼の標準の高さ

船楼の標準の高さは、次の表に掲げるものとす

とする。

第三十五規則 船楼の有効長さ

(1) (2)に規定する場合を除くほか、標準の高さの閉鎖船楼の有効長さ(E)は、その閉鎖船楼の長さとする。

(2) 標準の高さの閉鎖船楼で、その側壁が第三規則(10)の規定により認められるところに従つて船側より内側にあるものについては、有効長さは、 $\frac{b}{B_a}$ の割合で修正した長さとする。

bは、船楼の長さの中央における船楼の幅と
B_aは、船楼の長さの中央における船舶の幅とする。

船楼がその長さの一部分において船側より内側の側壁を有する場合には、この修正は、その部分についてのみ適用するものとする。

(3) 閉鎖船楼の高さが標準の高さより小さい場合には、有効長さは、実際の長さの標準の高さに対する割合で修正した長さとする。高さが標準の高さをこえる場合には、船楼の有効長さを増さないものとする。

(4) 低船尾楼の有効長さは、その前壁隔壁に開口がないときは、〇・六Lを最大限としてその全長とする。前壁隔壁に開口があるときは、低船尾楼は、標準の高さより低い船尾楼として取り扱うものとする。

(5) 閉鎖されない船楼は、有効長さを有しないものとする。

第三十六規則 トランク

(1) トランク又は両船側に達しない類似の構造物は、次のことを条件として、効果的なものとみなす。

(a) トランクが少なくとも船楼と同等に堅固であること。
(b) ハッチがトランク甲板のみにあり、かつ、そのハッチ・コーミング及びハッチ・カバーが第三十三規則から第十六規則までの要件に適

合し、また、トランク甲板のデッキ・ストリ
ンガーの幅が満足すべき歩路を形成し、かつ、
側部に十分な剛性を与えるものであること。
もつとも、水密ふたを有する小さい出入口を
フリーボード甲板に設けることは、認められ
る。

(c) ガード・レールを備えた縦通する常設作業
場が、トランク甲板上又は効果的な常設歩路
により船楼に連結された分立トランク上に設
けられていること。

(d) 通風筒がトランク、水密の防護物その他こ
れらと同等の装置によつて保護されているこ
と。

(e) トランクの両側のフリーボード甲板の暴露
部に少なくともその長さの二分の一にわたつ
て、オープン・レールが取り付けられている
こと。

(f) 機関区域ケーシングがトランク又は少なく
とも標準の高さの船楼若しくは少なくとも船
楼の標準の高さ及び船楼と同等の強さの甲板
室によつて保護されていること。

(g) トランクの幅が少なくとも船舶の幅の六十
パーセントであること。

(h) 船楼がない場合には、トランクの長さが少
なくとも〇・六Lであること。

(2) トランクの有効長さは、効果的なトランクの
全長をその平均の幅のBに対する割合で修正し
たものとする。

(3) トランクの標準の高さは、低船尾楼以外の船
楼の標準の高さである。

(4) トランクの高さが標準の高さより小さい場合
には、その有効長さは、実際の高さの標準の高
さに対する割合で修正するものとする。トラン
ク甲板上のハッチ・コーミングの高さが第十五
規則(1)の規定により要求されるものより小さい
場合には、コーミングの実際の高さと要求され
る高さとの差に相当するものをトランクの実際
の高さから減じなければならない。

第三十七規則 船楼及びトランクに関する

る免除

(1) 船楼及びトランクの有効長さがLに等しい場
合には、フリーボードの免除は、長さ二十四
メートルの船舶にあつては三百五十メートル
、長さ八十五メートルの船舶にあつては八百
六十メートル、長さ百二十二メートル以上
の船舶にあつては千七百七十九メートル(長さ七
十九フィートの船舶にあつては十四インチ、長

A型船舶に関する免除の百分率

中間の船楼の長さに対応する百分率は、一次補間法によつて求めるものとする。	船楼及びトランクの有効長さの合計									
	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
免除の百分率	0	L	L	L	L	L	L	L	L	L
	0	7	14	21	31	41	52	63	75.3	87.7
										100

B型船舶に関する免除の百分率

中間の船楼の長さに対応する百分率は、一次補間法によつて求めるものとする。	船楼及びトランクの有効長さの合計									
	0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
免除の百分率	0	L	L	L	L	L	L	L	L	L
	0	5	10	15	23.5	32	46	63	75.3	87.7
										100

中間の船楼の長さに対応する百分率は、一次
補間法によつて求めるものとする。

(3) B型船舶について、

(a) 船楼の有効長さが〇・二Lより小さい場
合には、百分率は、I欄とII欄との間で一次
補間法によつて求めるものとする。

(b) 船首楼の有効長さが〇・四Lより大きい場
合には、百分率は、II欄から求めるものとな
る。

(c) 船首楼の有効長さが〇・〇七Lより小さい

さ二百七十九フィートの船舶にあつては三十四
インチ、長さ四百フィート以上の船舶にあつて
は四十二インチ)とする。中間の長さに対応す
る免除は、一次補間法によつて求めるものとな
る。

(2) 傾斜したキールを有するように設計された船
舶にあつては、舷弧高は、計画満載喫水線に平
行に引いた基準線について測るものとする。

(3) 平甲板船及び分立船楼を有する船舶にあつて
は、舷弧高は、フリーボード甲板において測る
ものとする。

(4) 階段又は屈折がある特殊の形状の上部舷側を
有する船舶にあつては、舷弧高は、船舶の中央
における同等の深さとの関連において測るもの
とする。

(5) フリーボード甲板の全長にわたる標準の高さ
の船楼を有する船舶にあつては、舷弧高は、船
楼甲板において測るものとする。船楼の高さが
標準の高さをこえる場合には、実際の高さと標
準の高さとの最小の差(Z)を、前部及び後部の
各オージネットに加えるものとする。同様に、
各垂線から六分の一L及び三分の一Lの距離に
ある中間のオージネットには、それぞれ〇・四
四四Z及び〇・一一Zを加えるものとする。

(6) 閉鎖船楼の甲板が暴露したフリーボード甲板
と少なくとも同一の舷弧を有している場合には、
フリーボード甲板の閉鎖された部分の舷弧
は、考慮しないものとする。

(7) 閉鎖された船尾楼又は船首楼が標準の高さの
ものであり、かつ、フリーボード甲板より大き
い舷弧を有する場合は、それらの高さが標準の
高さより大きい場合には、フリーボード甲板の
舷弧高は、(2)に規定するところにより増加する
ものとする。

(8) 標準の舷弧の形状を示すオージネットは、次
の表に掲げるものとする。

$$b \times \frac{(0.07L - t)}{0.07L}$$

又は、船首楼の有効長さとする。

第三十八規則 舷弧高

(総則)

(1) 舷弧高は、船側における甲板から、船舶の中
央における舷弧の点を通つてキールに平行に引
いた基準線まで測るものとする。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の滿鐵水線に関する國際条約の締結について承認を求めるの件

標準の舷弧の形状(Lがメートルの場合)

分	長	点	オージネート (ミリメートル)	係	数
後 半 部	船 尾	線 線	25 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	1	1
	A. P. から	1/6L	11.1 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	3	3
	A. P. から	1/3L	2.8 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	3	3
	船 首	中 央	0	1	1
前 半 部	船 首	中 央	0	1	1
	F. P. から	1/3L	5.6 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	3	3
	F. P. から	1/6L	22.2 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	3	3
	船 首	線 線	50 $\left(\frac{L}{3} + 10\right)$	1	1

標準の舷弧の形状(Lがフィートの場合)

分	長	点	オージネート (インチ)	係	数
後 半 部	船 尾	線 線	0.1 L + 10	1	1
	A. P. から	1/6L	0.044L + 4.44	3	3
	A. P. から	1/3L	0.011L + 1.11	3	3
	船 首	中 央	0	1	1
前 半 部	船 首	中 央	0	1	1
	F. P. から	1/3L	0.022L + 2.22	3	3
	F. P. から	1/6L	0.088L + 8.88	3	3
	船 首	線 線	0.2 L + 20	1	1

(標準の舷弧の形状からの変差の測定)

(9) 舷弧の形状が標準のものとは異なる場合には、前半部又は後半部における各四個のオージネートに(8)の表に掲げる該当する係数を乗じ、それぞれの相乗積の合計と標準の舷弧について同様にして得られる相乗積の合計との差を八で除したものを、前半部又は後半部における舷弧高の不足分又は超過分とする。前半部及び後半部における超過分又は不足分の算術平均を、舷弧高の超過分又は不足分とする。

(10) 舷弧高が後半部において標準をこえ、前半部において標準に足りない場合には、超過分は認めず、不足分のみを考慮するものとする。

(11) 舷弧高が前半部において標準をこえ、後半部において標準の七十五パーセント以上ある場合には、超過分を認めるものとする。後半部の舷弧高が標準の五十パーセントに足りない場合には、前半部の舷弧高の超過分は、認めないものとする。後半部の舷弧高が標準の五十パーセントと七十五パーセントとの中間にあるときは、

前半部の舷弧高について応分の超過を認めることができる。

(12) 船尾楼又は船首楼について舷弧高の増加を行なう場合には、次の式によるものとする。

$$s = \frac{y}{3} \frac{L'}{L}$$

s は、舷弧高の増加分(舷弧高の不足分からはこれを差し引き、超過分にはこれを加えるものとする)。
y は、舷弧の端部における船楼の実際の高さと標準の高さとの差
L' は、船尾楼又は船首楼の閉鎖された部分の平均の長さ(〇・五Lを最大限とする)。
L は、第三規則(1)に定義する船舶の長さ

前記の式は、フリーボード甲板において実際の舷弧曲線に接する放物線状の曲線であつて、船楼の標準の高さに等しい距離だけ船楼甲板から下つた点において端部のオージネートと交わるようなものを与える。船楼甲板は、そのいずれの点においても、この曲線の上の標準の高さより低くしてはならない。この曲線は、船舶の前半部及び後半部の舷弧の形状を決定するために使用するものとする。

(標準の舷弧の形状からの変差による修正)
(13) 舷弧による修正の幅は、舷弧高の不足分又は超過分(9)から(11)までを参照)に次の式による値を乗じたものとする。

$$0.75 - \frac{s}{2L}$$

s は、閉鎖船楼の合計長さとする。
(14) 舷弧高の不足による増加
(15) 舷弧高が標準より小さい場合には、舷弧高の不足分による修正の幅(13参照)をフリーボードに加えるものとする。

(舷弧高の超過による控除)
(16) 閉鎖船楼が船舶の中央から前方及び後方にそれぞれ〇・一Lにわたる船舶にあつては、(13)の規定に基づいて計算された舷弧高の超過による修正の幅をフリーボードから控除するものとする。閉鎖船楼が中央にない船舶にあつては、フ

リーボードの控除を行なつてはならない。閉鎖船楼が船舶の中央から前方及び後方にそれぞれ〇・一Lにわたらない場合には、控除の幅は、一次補間法によつて求めるものとする。舷弧高の超過による控除の最大限は、長さ百メートルにつき百二十五ミリメートル(長さ百フィートにつき一・五インチ)の割合とする。

第三十九規則 最小の船首高さ

(1) 船首高さ(指定された夏期フリーボード及び計画トリムに対応する喫水線と船側における暴露甲板の上面との間の船首垂線上の垂直距離)は、次の式で与えられる値を下回つてはならない。

$$\text{長さ二百五十メートル未満の船舶について} \quad 56L \left(\frac{1-L}{50} \right) \frac{1.36}{C_b + 0.68} \text{ ミリメートル}$$

は、
長さ二百五十メートル以上の船舶については、
 $7000 \frac{1.36}{C_b + 0.68} \text{ ミリメートル}$

L は、メートルによる船舶の長さとする。
C_b は、方形係数(〇・六八を最小限とする)とする。

又は
長さ八百二十フィート未満の船舶については、
 $0.672L \left(\frac{1-L}{1640} \right) \frac{1.36}{C_b + 0.68} \text{ インチ}$

は、
長さ八百二十フィート以上の船舶については、
 $276.6 \frac{1.36}{C_b + 0.68} \text{ インチ}$

L は、フィートによる船舶の長さとする。
C_b は、方形係数(〇・六八を最小限とする)とする。

(2) (1)の規定により要求される船首高さが舷弧によつて得られる場合には、その舷弧は、船首垂

線から測つて少なくとも船舶の長さの十五パーセントの点まで達していなければならない。要求される船首高さが船橋を設けることによつて得られる場合には、このような船橋は、船首材から始まり、船首垂線の後方少なくとも〇・〇七七の点まで達していなければならない。かつ、次の要件に適合しなければならない。

(a) 長さ百メートル(三百二十八フィート)以下の船舶にあつては、船橋は、第三規則(1)に定めるところに従つて閉鎖されていなければならない。

(b) 長さ百メートル(三百二十八フィート)を超える船舶にあつては、船橋は、第三規則(1)の規定に適合する必要があるが、主管庁が十分と認める閉鎖装置を備えていなければならない。

(3) 例外的な操船上の要求を満たすために(1)及び(2)の要件に適合することができない船舶については、主管庁は、特別の考慮を払ふことができる。

第四十規則 最小フリーボード

(夏期フリーボード)

(1) 夏期最小フリーボードは、第二十八規則の表から得られるフリーボードに、第二十七規則(適用することがある場合に限る)、第二十九規則、第三十規則、第三十一規則、第三十二規則、第三十七規則、第三十八規則及び必要があるときは第三十九規則の規定による修正を行なつたものとする。

(2) (1)の規定に従つて計算された海水におけるフリーボードであつて、第三十二規則の規定に基づく甲板線による修正を行なわれないものは、五十ミリメートル(二インチ)未満であつてはならない。このフリーボードは、第十五規則(7)、第十六規則又は第二十六規則の要件に適合しないハッチ・カバを備えたハッチを第一位位置に有する船舶にあつては、百五十ミリメートル(六インチ)未満であつてはならない。

(熱帯フリーボード)

(3) 熱帯最小フリーボードは、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測つた夏期喫水の四十八分の一を夏期フリーボードから控除して得られるフリーボードとする。

(4) (1)の規定に従つて計算された海水におけるフリーボードであつて、第三十二規則の規定に基づく甲板線による修正を行なわれないものは、五十ミリメートル(二インチ)未満であつてはならない。このフリーボードは、第十五規則(7)、第十六規則又は第二十六規則の要件に適合しないハッチ・カバを備えたハッチを第一位位置に有する船舶にあつては、百五十ミリメートル(六インチ)未満であつてはならない。

(5) 冬期最小フリーボードは、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測つた夏期喫水の四十八分の一を夏期フリーボードに加えて得られるフリーボードとする。

(6) 第五十二規則(附屬書II)に定める北大西洋の部分に冬期季節期間に航行する長さ百メートル(三百二十八フィート)以下の船舶に対する最小フリーボードは、冬期フリーボードに五十ミリメートル(二インチ)を加えたものとする。その他の船舶については、冬期北大西洋フリーボードは、冬期フリーボードとする。

(7) 比重が一である淡水における最小フリーボードは、海水における最小フリーボードから次の値を控除して得られるフリーボードとする。

例 センチメートル(インチ)

△は、夏期満載喫水線におけるトンによる海水排水量

Tは、夏期満載喫水線における海水の毎センチ(インチ)排水トン数

(8) 夏期満載喫水線における排水量が確認されな

い場合には、控除は、キールの上面から満載喫水線標識の円環の中心まで測つた夏期喫水の四十八分の一とする。

第四章 木材フリーボードを指定される船舶に対する特別の要件

第四十一規則 この章の適用

第四十二規則から第四十五規則までの規定は、木材満載喫水線を指定される船舶に対してのみ適用する。

第四十二規則 定義

(1) 甲板積み木材貨物

「甲板積み木材貨物」とは、フリーボード甲板又は船橋甲板の暴露部に積載される木材貨物をいい、木質パルプその他これに類似する貨物を含まない。

(2) 木材満載喫水線

甲板積み木材貨物は、ある程度の附加的な浮力及び海洋に対する一層高度の保護を船舶に与えるものとみなすことができる。この理由により、甲板積み木材貨物を運送する船舶は、第四十五規則の規定に従つて計算される幅のフリーボードの減少を認められ、第六規則(3)及び(4)の規定に従つて木材満載喫水線を船側に標示することができ。もつとも、このような特別のフリーボードが許され、かつ、使用されるためには、甲板積み木材貨物は、第四十四規則に規定する一定の条件に適合しなければならず、また、船舶自体も、その構造に關して第四十三規則に規定する一定の条件に適合しなければならない。

第四十三規則 船舶の構造

(1) 船舶は、少なくとも標準の高さ及び少なくとも〇・〇七七の長さの船首橋を有しなければならない。さらに、船舶が長さ百メートル(三百二十八フィート)未満の場合には、少なくとも標準の高さの船尾橋又は甲板室若しくは堅固な鋼製のフードを備える低船尾橋で合計の高さが少なくとも船橋の標準の高さのものを後部に設

けなければならない。

(二重底タンク)

(2) 二重底タンクは、船舶の中央における船舶の長さの二分の一の範囲内に設けられる場合には、適当な縦の水密区画を有しなければならない。

ブルワーク

(3) 船舶は、上縁を特に防揺した少なくとも高さ一メートル(三十九・五インチ)の常設のブルワークで、甲板に取り付けられた堅固なブルワーク・ステーによつて支持され、かつ、必要な放水口を有するもの又は少なくとも高さ一メートル(三十九・五インチ)の効果的な手すり、特に堅固な構造のものを備えなければならない。

第四十四規則 積付け

(総則)

(1) 貨物が積み付けられる暴露甲板上の開口は、確実に閉鎖し、かつ、パツテンによつて締め付けなければならない。通風筒は、効果的に保護されなければならない。

(2) 甲板積み木材貨物は、少なくとも、積付けに利用することができる長さの全体、すなわち、船橋間のウエルの全長にわたつて積み付けなければならない。後端の境界となる船橋がない場合には、木材は、少なくとも最後部のハッチの後端まで積み付けなければならない。木材は、少なくとも船橋の標準の高さまでできる限り固く積み付けなければならない。

(3) 冬期に季節冬期帯域内にある船舶にあつては、暴露甲板上の甲板積み貨物の高さは、船舶の最大幅の三分の一をこえてはならない。

(4) 甲板積み木材貨物は、緊密に積み付け、縛り、かつ、定着しなければならない。甲板積み木材貨物は、いかなる場合にも、船舶の航行及び必要な作業を妨げてはならない。

(支柱)

(5) 木材の性質により支柱を必要とする場合には、支柱は、船舶の幅を考慮して十分な強さの

昭和四十二年四月十一日 衆議院會議第百二十三号 千九百六十六年の調成聖水線に関する國際条約の締結について承認を求めるの件

ものでなければならぬ。支柱の間隔は、積載する木材の長さ及び性質に応じて適當なものでなければならず、かつ、三メートル（九・八

減少を考慮して、航海のあらゆる段階において復原性に十分な余裕を持たせておかなければならぬ。

(ラッシング)

(6) 甲板積み木材貨物は、三メートル（九・八フィート）以下の間隔で配置された両側にわたるそれぞれ独立のラッシングにより、その全長にわたつて効果的に定着しなければならない。これらのラッシング用のアイ・プレートは、三メートル（九・八フィート）以下の間隔で舷側厚板又はデッキ・ストリンガーに効果的に取り付ければならない。船舷端隔壁から最初のアイ・プレートまでの距離は、二メートル（六・六フィート）をこえてはならない。隔壁がない場合には、甲板積み木材貨物の端から〇・六メートル（二・三・五インチ）及び一・五メートル（四・九フィート）の位置にアイ・プレート及びラッシングを設けなければならない。

(7) ラッシングは、いつでも近づくことができる

(8) 木材の長さが三・六メートル(十一・八フィート)以上、かつ断面が二・五センチメートル(一インチ)以上のものは、スリッパ・フック及びタインバックルを取り付けた十九ミリメートル(四分の三インチ)の短環鎖又はこれと同等の強さの曲げやすいワイヤ・ロープでなければならぬ。ワイヤ・ロープのラッシングは、その長さを調整することができ、るように短い長環鎖を備えなければならない。

(9) 木材の長さが三・六メートル(十一・八フィート)

(9) ラッシングを定着するために必要なすべての装置は、ラッシングの強さに応ずる強さのものではない。

(復原性)

(10) 水分の吸収、着氷その他による重量の増加並びに燃料及び貯蔵品の消費その他による重量の

減少を考慮して、航海のあらゆる段階において復原性に十分な余裕を持たせておかなければならぬ。

(船員の保護、機関区域への通路等)

(船員の保護、機関区域への通路等)

(四) 第二十五規則(五)の要件のほか、三十三センチメートル(十三インチ)以下の上下間隔で配置したガード・レール又は保護索を甲板積み貨物の両側に貨物の上方少なくとも一メートル(三十九・五インチ)の高さまで設けなければならない。

（操舵設備）

(12) 操舵設備は、貨物により損傷されないように

船 機 の 有 効 長 さ の 合 計											
すべての型式の船機に関する排除の百分率	0	0.1 L	0.2 L	0.3 L	0.4 L	0.5 L	0.6 L	0.7 L	0.8 L	0.9 L	1.0 L
	20	31	42	53	64	70	76	82	88	94	100

中間の船樓の長さに対応する百分率は、一次補間法によつて求めるものとする。

(2) 冬期木材フリーボードは、夏期木材フリーボードに夏期木材型吸水の三十六分の一を加えたものとする。

(3) 冬期北大西洋木材フリーボードは、第四十規則(6)に規定する冬期北大西洋フリーボードと同一のものとする。

(4) 熱帯木材フリーボードは、夏期木材フリーボードから夏期木材型噴水の四十八分の一を控除したものとする。

(5) 淡水木材フリーボードは、夏期木材満載喫水線を基礎として、第四十規則(7)の規定に従つて計算するものとする。

附屬書II

帯域、区域及び季節期間
この附属書の帯域及び区域は、一般に、次の基準に従つて定められる。

夏期 ビューフォート八(三十四ノット)以上の

有効に保護しなければならず、かつ、実行可能な限り、近づくことができるものでなければならぬ。主操舵設備の故障のときも操舵することができるよう、効果的な設備を施さなければならぬ。

第四十五規則 フリーボードの計算

(5) 夏期最小フリーボードは、第二十七規則(5) (6) 及び(1)、第二十八規則、第二十九規則、第三十規則、第三十一規則、第三十二規則、第三十三規則並びに第三十八規則の規定に従つて計算する。この場合には、第三十七規則の百分率に代わる次の百分率を用いる。

船 様 の 有 効 長 さ の 合 計										
0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
20	31	42	53	64	70	76	82	88	94	100

風が十パーセントをこえない。
熱帯 ビューフォート八(三十四ノット)以上の

風が一パーセントをこえない。熱帯暴風が、十年間に、五度平方の区域において、各年のいずれの暦月においても一回をこえない。

ある特定の区域においては、実際的な理由によつて、ある程度の緩和が許されることが認められ

以下に定める帯域及び区域を図示するため、海図をこの附屬書に添附する。

第四十六規則 北部季節冬期帯域及び区

域

(a) 北大西洋季節冬期帶域Ⅰは、グリーンランドの海岸から北緯四十五度までの西經五十度の子午線、そこから西經十五度までの北緯四十五度の緯度線、そこから北緯六十度までの西經十五度の子午線、そこからグリニッジ子午線までの北緯六十度の緯度線及びそこから北方へのグリニッジ子午線の内側とする。

季節期間

(b) 冬期 十月十六日から四月十五日まで
夏期 四月十六日から十月十五日まで
北大西洋季節冬期帯域Ⅱは、アメリカ合衆

国の海岸から北緯四十度までの西経六十八度三十分の子午線、そこから北緯三十六度西経七十三度の点までの航程線、そこから西経七十五度までの北緯三十六度の緯度線及びそこからトリニナ岬までの航程線の内側とする。

北大西洋季節冬期帯域Ⅰ及びスカゲラック海峡のスカウを通る緯度線によつて限られるバルティック海は、この帯域から除く。

季節期間

冬期 十一月一日から三月三十一日まで
夏期 四月一日から十月三十一日まで

北大西洋季節冬期区域

北大西洋季

衆國の海岸から北緯四十度までの西経六十八度三十分の子午線、そこからカナダ海岸と西経六十一度の子午線との最南の交点までの航程線並びにそこからカナダ及びアメリカ合衆國の東岸とする。

季節期間
長さ百メートル(三百二十八フィート)をこえる船舶については、
冬期 十二月十六日から二月十五日まで
夏期 二月十六日から十二月十五日まで
長さ百メートル(三百二十八フィート)以下の船舶については、

(3) 夏期 四月一日から十月三十一日まで
北太平洋季節冬期帯域
北太平洋季節冬期帯域の南方限界は、ソウイ

エト社会主義共和国連邦の東岸から樺太の西岸までの北緯五十度の緯度線、そこからクリリオンの最南端までの樺太の西岸、そこから日本国の北海道の稚内までの航程線、そこから東経百四十五度までの北海道の東岸及び南岸、そこから

1000

[illegible]

ら北緯三十五度までの東経百四十五度の子午線、そこから西経百五十度までの北緯三十五度の緯度線並びにそこからアラスカのドール島の最南端までの航程線とする。

季節期間

冬期 十月十六日から四月十五日まで
夏期 四月十六日から十月十五日まで

第四十七規則 南部季節節帯域

南部季節節帯域の北方境界は、アメリカ大陸の東岸のトレス・ブントス岬から南緯三十四度西経五十度の点までの航程線、そこから東経十七度までの南緯三十四度の緯度線、そこから南緯三十五度十分東経二十度の点までの航程線、そこから南緯三十四度東経二十八度の点までの航程線、そこから南緯三十五度三十分東経百十八度の点までの航程線、そこからタスマニアの北西岸のグリム岬までの航程線、そこからブラニー島の最南端までのタスマニアの北岸及び東岸、そこからスチュアート島のブラック・ロック・ポイントまでの航程線、そこから南緯四十七度東経百七十度の点までの航程線、そこから南緯三十三度西経百七十度の点までの航程線並びにそこからアメリカ大陸の西岸までの南緯三十三度の緯度線とする。

季節期間

冬期 四月十六日から十月十五日まで
夏期 十月十六日から四月十五日まで

第四十八規則 熱帯域

(1) 熱帯域の北方境界

熱帯域の北方境界は、アメリカ大陸の東岸から西経六十度までの北緯十三度の緯度線、そこから北緯十度西経五十八度の点までの航程線、そこから西経二十度までの北緯十度の緯度線、そこから北緯三十度までの西経二十度の子午線、そこからアフリカの西岸までの北緯三十度の緯度線、アフリカの東岸から東経七十度までの北緯八度の緯度線、そこから北緯十三度までの東経七十度の子午線、そこからインドの西岸までの北緯十三度の緯度線、そこからインドの

東岸の北緯十度三十分までのインドの南岸、そこから北緯九度東経八十二度の点までの航程線、そこから北緯八度までの東経八十二度の子午線、そこからマレーシアの西岸までの北緯八度の緯度線、そこから北緯十度におけるヴィエトナムの東岸までのアジア大陸の東南海岸、そこから東経百四十五度までの北緯十度の緯度線、そこから北緯十三度までの東経百四十五度の子午線及びそこからアメリカ大陸の西岸までの北緯十三度の緯度線とする。

(2) 熱帯域の南方境界

熱帯域の南方境界は、ブラジルのサントス港から西経四十度の子午線と南緯十度の交点までの航程線、そこからアフリカの西岸までの南緯十度の緯度線、そこからマダガスカル島の西岸までの南緯二十度の緯度線、そこから東経五十度までの東経五十度の子午線、そこから東経九十八度までの南緯十度の緯度線、そこからオーストラリアのポート・ダーウィンまでの航程線、そこから東方ヘウツェル岬までのオーストラリア及びウェッセル島の海岸、そこからヨーク岬の西側までの南緯十一度の緯度線、ヨーク岬の東側から西経百五十度までの南緯十一度の緯度線、そこから南緯二十六度西経七十五度の点までの航程線並びにそこから南緯三十度におけるアメリカ大陸の西岸までの航程線とする。

コキンボ及びサントスは、熱帯域と夏期帯域との境界線上にあるものとみなす。

(3) 熱帯域に含まれる区域

次の区域は、熱帯域に含まれるものとして取り扱う。
(a) ポート・サイドから東経四十五度の子午線までのスエズ運河、紅海及びアデン湾
アデン及びペルベラは、熱帯域と季節熱帯区域との境界線上にあるものとみなす。

(b) 東経五十九度の子午線までのペルシャ湾
(c) オーストラリアの東岸からグレート・バリアー・リーフまでの南緯二十二度の緯度線及びそこから南緯十一度までのグレート・バリアー・リーフによつて限られる区域。この区域の北方境界は、熱帯域の南方境界とする。

第四十九規則 季節熱帯区域

(1) 北大西洋

次の線によつて限られる区域
北は、ユカタンのカートーチェ岬からキューバのサン・アントニオ岬までの航程線、北緯二十度までのキューバの北岸及びそこから西経二十度までの北緯二十度の緯度線
西は、アメリカ大陸の海岸
南及び東は、熱帯域の北方境界

季節期間

熱帯 十一月一日から七月十五日まで
夏期 七月十六日から十月三十一日まで

(2) アラビア海

次の線によつて限られる区域
西は、アフリカの海岸、アデン湾の東経四十五度の子午線、南アラビアの海岸及びオーストラリアの東経五十九度の子午線
北及び東は、パキスタン及びインドの海岸
南は、熱帯域の北方境界

季節期間

熱帯 九月一日から五月三十一日まで
夏期 六月一日から八月三十一日まで

(3) ベンガル湾

熱帯域の北方境界以北のベンガル湾
季節期間
熱帯 十二月一日から四月三十日まで
夏期 五月一日から十一月三十日まで

(4) 南インド洋

次の線によつて限られる区域
北及び西は、熱帯域の南方境界及びマダガスカル島の東岸
南は、南緯二十度の緯度線

東は、南緯二十度東経五十度の点から南緯十五度東経五十一度三十分の点までの航程線及びそこから南緯十度までの東経五十一度三十分の子午線
季節期間
熱帯 四月一日から十一月三十日まで
夏期 十二月一日から三月三十一日まで

次の線によつて限られる区域
北は、熱帯域の南方境界
東は、オーストラリアの海岸
南は、東経五十一度三十分から東経百二十度までの南緯十五度の緯度線及びそこからオーストラリアの海岸までの東経百二十度の子午線
西は、東経五十一度三十分の子午線

(b) シナ海

次の線によつて限られる区域
西及び北は、北緯十度から香港までのヴィエトナム及び中国の海岸
東は、香港からスアル港(ルソン島)までの航程線並びに北緯十度までのルソン、サマール及びレイテの諸島の西岸
南は、北緯十度の緯度線
香港及びスアルは、季節熱帯区域と夏期帯域との境界線上にあるものとみなす。

熱帯 一月二十一日から四月三十日まで
夏期 五月一日から一月二十日まで

熱帯 五月一日から十一月三十日まで
夏期 十二月一日から四月三十日まで

(5) シナ海

次の線によつて限られる区域
西及び北は、北緯十度から香港までのヴィエトナム及び中国の海岸
東は、香港からスアル港(ルソン島)までの航程線並びに北緯十度までのルソン、サマール及びレイテの諸島の西岸
南は、北緯十度の緯度線
香港及びスアルは、季節熱帯区域と夏期帯域との境界線上にあるものとみなす。

熱帯 一月二十一日から四月三十日まで
夏期 五月一日から一月二十日まで

(6) 北太平洋

次の線によつて限られる区域
北は、北緯二十五度の緯度線
西は、東経百六十度の子午線
南は、北緯十三度の緯度線
東は、西経百三十度の子午線
季節期間
熱帯 四月一日から十月三十一日まで

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 千九百六十六年の漢載喫水線に關する國際條約の締結について承認を求めるの件

(b) 夏期 十一月一日から三月三十一日まで
次の線によつて限られる区域

北及び東は、アメリカ大陸の西岸
西は、アメリカ大陸の海岸から北緯三十

西は、アメリカ大陸の海岸から北緯三十三度までの西経百二十三度の子午線及び北緯三十三度西経百二十三度の点から北緯三十三度西経百五度の点までの航程線

季節期間

熱帯 三月一日から六月三十日まで及び

夏期 七月一日から十月三十一日まで及

十九日)まで

(7) 南太平洋

(a) 南緯十一度以南のカーペンタリア湾

季節期間

(b) 次の線によつて限られる区域

北及び東は、熱帯域の南方限界

南は、オーストラリアの東岸から西経百五十度までの南回歸線、そこから南緯二十

この交点までの南緯二十度の緯度線

西は、熱帯域に含まれるグレート・バリ

季節期間

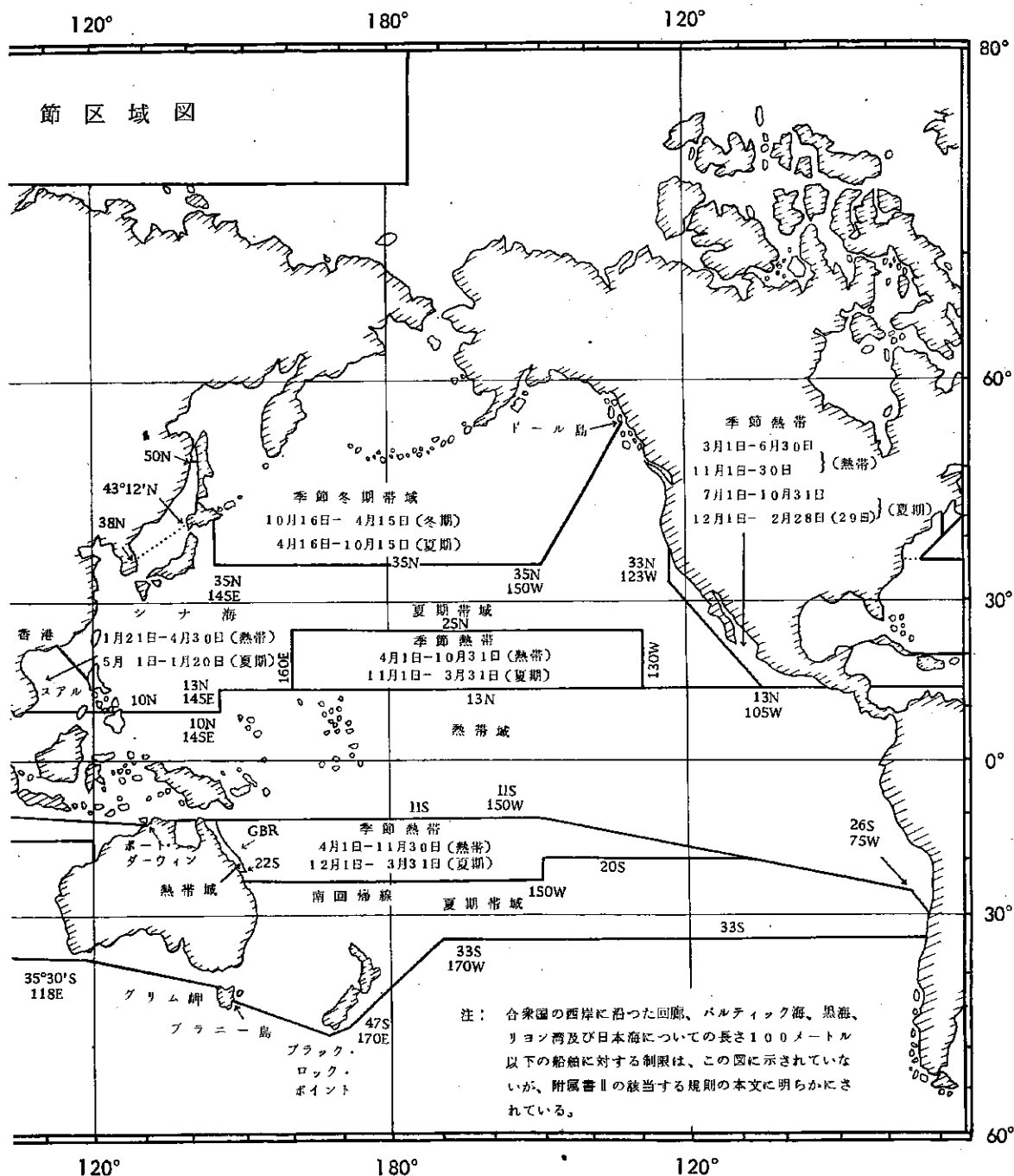
熱帯 四月一日から十一月三十日まで

第五十規則 夏期帶域

残余の区域は、夏期帯域とする。ただし、長さ百メートル（三百二十八フィート）以下の船舶につ

期区域とする。

北及び西は、アメリカ合衆国の東岸
東は、アメリカ合衆国の海岸から北緯四十度



經九度までのユルシカの西岸及び北岸並びに



六四一

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(二) 千九百六十六年の滿載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

六二二

そこからシエラレオネまでの航程線

季節期間

冬期 十二月十六日から三月十五日まで

夏期 三月十六日から十二月十五日まで

(4) 日本海

北緯五十度以南のこの海域は、夏期帯域とする。ただし、長さ百メートル(三百二十メートル)以下の船舶については、北緯五十度の緯度線と朝鮮の東岸の北緯三十八度の点から日本国の北海道の西岸の北緯四十三度十二分の点までの航程線との間の区域は、季節冬期区域とする。

季節期間

冬期 十二月一日から二月二十八日(二十九日まで)

夏期 三月一日から十一月三十日まで

第五十二規則 冬期北大西洋滿載喫水線第四十規則(附屬書一)にいう北大西洋の部分、次の部分とする。

(a) 北大西洋季節冬期帯域IIの西緯十五度の子午線と西緯五十度の子午線との間にある部分
(b) 北大西洋季節冬期帯域Iの全部。シエラレオネ諸島は、国界線上にあるものとみなす。

附屬書III
通稱

国際滿載喫水線証書(1966年)

(公の印章)

1966年の滿載喫水線に関する国際条約の規定に基づき、

の政府の権限の下に、

1966年の滿載喫水線に関する国際条約の規定により認められる資格のある人又は機関の公式名称)

(国の公式名称)

(1966年の滿載喫水線

が発行する。

船名	船舶番号又は信号符号	船舶	港	第2条(8)に定義された長さ(L)

次のものとしてフリーボードを指定

(注) {新造船
{現存船

(注)

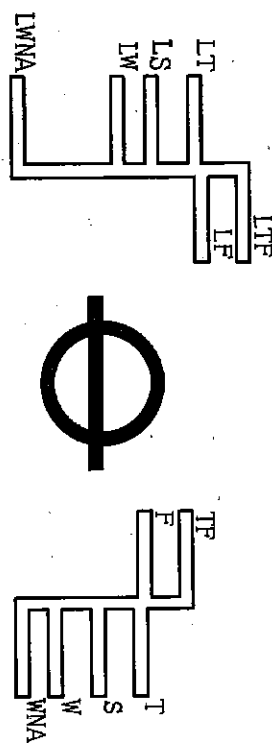
{「A」型
{「B」型
{フリーボードを減少した「B」型
{フリーボードを増加した「B」型

(注) 該当しないものを消すこと。

甲板線からのフリーボード

熱帯.....ミリメートル(インチ)(T) (S)の上方...ミリメートル(インチ)
夏期.....ミリメートル(インチ)(S) (S)の下方...ミリメートル(インチ)
冬期.....ミリメートル(インチ)(W) (S)の下方...ミリメートル(インチ)
冬期北大西洋.....ミリメートル(インチ)(WNA) (S)の下方...ミリメートル(インチ)

木材熱帯.....ミリメートル(インチ)(LT) (LS)の上方...ミリメートル(インチ)
木材夏期.....ミリメートル(インチ)(LS) (S)の上方...ミリメートル(インチ)
木材冬期.....ミリメートル(インチ)(LW) (LS)の下方...ミリメートル(インチ)
木材冬期北大西洋.....ミリメートル(インチ)(LWNA) (LS)の下方...ミリメートル(インチ)
備考 適用されないフリーボード及び滿載喫水線は、証書に記入することを要しない。
木材フリーボード以外のすべてのフリーボードについての淡水許容の幅.....ミリメートル(インチ)
木材フリーボードについての淡水許容の幅.....ミリメートル(インチ)船舶におけるフリーボードを測る基準となる甲板線の上縁は、.....ミリメートル(インチ)船側における甲板の.....方にある。



最初の検査又は定期的検査の日付

この証書は、1966年の滿載喫水線に関する国際条約に従つてこの船舶の検査、フリーボードの指定及び前記の滿載喫水線の標示が行なわれたことを証明する。

この証書は、前記の条約の第14条(1)(e)の規定による定期的検査を条件として、.....まで効力を有する。

.....において発行した。

(証書の発行の場所)

(発行の日付)

(証書を発行する職員の署名)

及び(又は)

(発行機関の印章)

(署名する場合に、次の項を附加する。)

署名者は、この証書の発行について前記の政府により正当に権限を与えられていることを宣言する。

(署名)

備考1 船舶が河川又は内水にある港から出航する場合に、出航点から海洋に至るまでの間に消費する燃料その他すべての物資の重量に相当する追加の積載が許される。

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 船舶安全法の一部を改正する法律案

第三条の二第二項中「山形大学」を「山形大学」「茨城大学」に、「大阪大学」を「大阪大学」「愛媛大学」に改める。
「徳島大学」
「香川大学」
「愛媛大学」
「高知大学」

附 則

- 1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。
- 2 千葉大学及び愛媛大学の各文理学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

理 由

千葉大学及び愛媛大学の文理学部を改組して学部を増設するとともに、茨城大学はか三大学に大学院を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

船舶安全法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十三年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

船舶安全法の一部を改正する法律

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 左に掲げる船舶は命令ノ定ムル所ニ依リ満載吃水線ヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船舶ノ他主務大臣ニ於テ特ニ満載吃水線ヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 遠洋区域又ハ近海区域ヲ航行区域トスル船舶
- 二 沿海区域ヲ航行区域トスル長さ二十四メートル以上ノ船舶
- 三 総噸数二十噸以上ノ漁船

第四条第一項第一号及び第二号を次のように改め、同項第四号を削る。

- 一 遠洋区域又ハ近海区域ヲ航行区域トスル旅客船(十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶)及沿海区域ヲ航行区域トスル旅客船(國際航海ニ従事セザル総噸数百噸未満ノモノヲ除ク)
 - 二 前号ヲ除クノ外遠洋区域、近海区域又ハ沿海区域ヲ航行区域トスル総噸数三百噸以上ノ船舶
- 第四条第二項を次のように改める。
- 前項ノ無線電信ハ沿海区域ヲ航行区域トスル船舶ニシテ國際航海ニ従事セザルモノ及同項第二号ニ掲グル船舶ニシテ総噸数千六百噸未満ノモノニ付テハ電波法ニ依ル無線電話ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百六十六年の満載喫水線に關する國際條約が日本國について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条の改正規定並びに附則第二條第三項、第三條及び第四條の規定は、昭和四十四年十月一日から施行する。

(経過規定)

第二条 次の船舶(漁船を除く。)については、改正後の第三条の規定にかかわらず、昭和四十四年七月三十一日までは、同条の規定による満載吃水線の標示をすることを要しない。ただし、この法律の施行の日以後に建造に着手した長さ二十四メートル以上の船舶で、國際航海に従事するものについては、この限りでない。

一 近海区域を航行区域とする船舶で、総トン数百五十トン未満のもの

二 沿海区域を航行区域とする船舶で、総トン数百五十トン未満のもの及び國際航海に従事しないもの

三 前二号に掲げる船舶以外の引き船、海難救助、しゆんせつ又は測量にのみ使用する船舶その他この法律の施行の際現に改正前の第三条ただし書の規定により主務大臣が特に満載吃水線を標示する必要があると認めた船舶で、総トン数百五十トン未満のもの及び國際航海に従事しないもの

次の漁船については、改正後の第三条の規定にかかわらず、昭和四十七年七月三十一日までは、同条の規定による満載吃水線を標示することを要しない。ただし、昭和四十四年八月一日以後に建造に着手したものについては、この限りでない。

一 漁ろうにのみ従事する漁船

二 前号の漁船以外の次の漁船(この法律の施行の日以後に建造に着手した長さ二十四メートル以上の漁船で、國際航海に従事するものを除く。)

イ 近海区域を航行する漁船で、総トン数百五十トン未満のもの

ロ 沿海区域を航行する漁船で、総トン数百五十トン未満のもの及び國際航海に従事しないもの

ハ この法律の施行の際現に改正前の第三条ただし書の規定により主務大臣が特に満載吃水線を標示する必要があると認めた漁船で、総トン数百五十トン未満のもの及び國際航海に従事しないもの

第四条の改正規定の施行の日に現に存する國際航海に従事しない船舶で、総トン数千六百トン未満のもの(旅客船を除く。)及び沿海区域を航行区域とするものについては、改正後の第四条の規定にかかわらず、当該船舶について同日以後最初に行なわれる定期検査又は中間検査が開始される時までは、同条の規定による無線電信又は無線電話を施設することを要しない。

(電波法の一部改正)

第三条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項ただし書を次のように改める。

ただし、郵政省令で定める船舶無線電信局については、この限りでない。

第三十三條の二ただし書を次のように改める。

ただし、郵政省令で定める無線設備については、この限りでない。

第三十五條中「義務船舶局の無線電信」の下に「(郵政省令で定めるものを除く。)」を加え、同条ただし書を削る。

第五十条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項の表の船舶無線電信局の欄中「五百トン以上の旅客船」の下に「(沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しないものを除く。)」を、「(旅客船を除く。)」の船舶無線電信局の下に「(沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない船舶のものを除く。)」を加え、「第四条の船舶のものを」を「第四条の船舶(沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しないものを除く。のものを)に改める。」

第六十三条第一項中「第四条の船舶」の下に「(遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しないものを除く。)」を加え、同条第三項中「代えたもの」の下に「(国際航海に従事する船舶のものを除く。)」を加える。

第六十五条第一項中「四の項」を「五の項」に改め、「同表の三の項」の下に「及び四の項」を加え、同項の表中「船舶安全法第四條第一項第三号(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。の船舶)」を「漁船」に、

四 海岸局	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数
四 義務船舶局であつて、船舶安全法第四條第二項(同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。の規定により無線電話をもつて無線電信に代えたもの(国際航海に従事する船舶のものを除く。))	郵政省令で定める周波数
五 海岸局	五百キロサイクル又は郵政省令で定める周波数

改め、同条第三項中「第三種局内」の下に「及び同項の表の四の項に掲げる無線局」を加える。
(船舶職員法の一部改正)
第四條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。
第十八條第一項ただし書中「無線電話」の下に「であつて国際航海に従事する船舶に施設するもの」を加える。

理 由

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約を受諾するとともに船舶の安全性の向上を図るため、満載喫水線を標示しなければならない船舶及び無線設備を施設しなければならない船舶の範囲を拡大し、あわせてこれに伴う関係法律の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、本年一月三十日付の人事院から総理府に対する国家公務員災害補償法の一部改正について

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 議案に関する報告書

ての要望に基づき、労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償との均衡を図るため、国家公務員が公務上の災害により精神又は神経系統の機能に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるものについては、その障害補償の程度の評価を改め、障害等級表第九級の障害補償一時金を支給しようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、国家公務員の福祉向上を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年四月九日

衆議院議長 石井光次郎殿

内閣委員長 三池 信

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における所得、消費水準及び諸物価の動向等にかえりみ、財政収入の確保を図るべく製造たばこの小売定価を改定するため、その種類ごとの等級別最高価格を、紙巻たばこについては一〇本当たり五円ないし一五円、パイプたばこについては一〇グラム当たり一〇円ないし二〇円、葉巻たばこについては一本当たり一五円ないし六〇円、それぞれ引き上げる等所要の改正を行なうとするものである。

なお、この法律は、昭和四十三年四月一日から施行することとしているが、小売定価の改定は同年五月一日から実施する予定である。

また、小売定価の改定により昭和四十三年度において約五五〇億円の増収が見込まれている。

二 議案の修正議決理由

最近における所得及び物価水準の推移並びに財政専売たるたばこ専売事業の本旨等にかえりみ、財政収入の確保を図るため、本案は時宜適切な措置と認めるが、なお、施行期日について修正を行ふ必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年四月九日

衆議院議長 石井光次郎殿

大蔵委員長 田村 元

[別紙]

附 則

この法律は、公布の日、
昭和四十三年四月一日から施行する。

(小字及び一は修正)

昭和四十三年四月十一日 衆議院議案第二十号(一) 議案に関する報告書

六四六

酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のような改正を行なうこととしている。

- 1 清酒特級及び一級、ビール並びにウイスキー類に対する従量税率をおおむね一〇%ないし一五%程度引き上げることとしている。この結果、通常の容量の容器一本当たり、清酒の特級は六〇円、一級は四〇円、ビールは七円、ウイスキー類の特級は六二円、一級はアルコール分四十二度のもので四一円、四十度のもので二八円、二級は三十九度のもので二〇円程度の増税となる。
- 2 ウイスキー類の特級に対する従価税率を、従量税率の引上げに見合つて引き上げるとともに、新たにウイスキー類の一級及び二級の二つのものについても、昭和四十六年四月から従価税制度を導入することとしている。

なお、税率の引上げが行なわれる酒類を一定数量以上所持する酒類販売業者等に対しては、手持品課税を行なうこととしている。

- 3 しょうちゆうについて、一定の限度内での砂糖等の混和を認め、また、ウイスキー類のうちウイスキー原酒又はブランド原酒が混和されていないものは、ウイスキー類の範囲から除外してスピリッツ類とする等、酒類の定義について所要の整備を行なうこととしている。
- 4 酒類製造者又は酒類販売業者が従価税率適用の酒類を詰め替へ又は改裝する場合に届出を要することとするともに、未納税移出に関する承認制度の一部を申告制度に改める等の措置をとることとしている。

なお、以上の改正に伴い、昭和四十三年度において四五〇億円の増収が見込まれている。

二 議案の修正議決理由

本案は、今次税制改正の一環として、最近における所得及び物価水準の推移等にかえりみ、一部の酒類に対する税率を引き上げるとともに、所要の規定の整備合理化をはかるための措置として時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日を五月一日に改める必要があるため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

内閣を代表して水田大蔵大臣は、本修正に対して「諸般の事情に於て、やむを得ないものと考へる」旨の意見を述べた。

昭和四十三年四月九日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の金属鉱業をめぐる情勢にかんがみ、金属鉱業の国際競争力の強化と鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保に資するため、金属鉱物探鉱促進事業団(以下「事業団」という。)の業務に、海外における探鉱資金の貸付け等の業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業団が国内外を対象として業務を行なうことにともない、事業団の目的を改正して、金属鉱物の探鉱資金の貸付け及び地質構造調査等の業務を行なうことにより、金属鉱業の国際競争力の強化と金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保に資することとする。
- 2 事業団は、従来の国内業務に加えて次の業務を行なう。

- (1) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け(探鉱資金を供給するための必要資金の貸付けを含む)。
- (2) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査(国及び事業団以外の者がその費用の一部を負担する場合に限る)。
- (3) 海外における金属鉱物の探掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金に係る債務保証(その資金を供給するための必要資金に係る債務保証を含む)。
- (4) 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報または資料の収集及び提供

二 議案の可決理由

本案は、最近の金属鉱業をめぐる情勢に対処し、金属鉱業の国際競争力の強化と鉱産物の安定的かつ低廉な供給の確保に資するための措置として適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度一般会計予算(通商産業省所管)に海外鉱物資源の基礎的調査に必要な経費として一億二千七百九十万円が計上され、昭和四十三年度財政投融资計画に産業投資特別会計出資二億円及び資金運用部資金融資二十一億円が計上されている。

昭和四十三年四月十日

商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、金属鉱業等安定臨時措置法の廃止期限が昭和四十三年三月三十一日であるので、同法を廃止するものである。

なお、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本条は、最近における金属鉱業等の実情にかんがみ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十三年四月十日

衆議院議長 石井光次郎殿

商工委員長 小峯 柳多

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

国際航海に従事する船舶について、海上における人命及び財産の安全を確保するためにその積載限度を国際的に規制する条約としては、現在、一九三〇年に作成された国際満載喫水線条約があり、わが国及び主要海運国のすべてを含む七十四箇国の間で実施されているが、現行の条約は、作成後すでに三十七年余を経過しており、その後の著しい造船技術の進歩等に伴つて必ずしも実情に沿わない面が現われてきている。このため、現状に即した新条約を採択する目的をもつて、国際連合の専門機関たる政府間海事協議機関の主催により、一九六六年三月ロンドンでわが国を含む五十九箇国の参加の下に、満載喫水線に関する国際会議が開催され、実質的には一九三〇年の国際満載喫水線条約に代わるものとして、同年四月五日日本条約が作成された。わが国は、同年四月五日に署名を行なった。

本条約の主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、締約国に登録されている船舶及び登録されていないが締約国の旗を掲げている船舶で、国際航海に従事する船舶に適用されるが、軍用の艦船、漁船及び小型船舶等については適用されないこと。
- 2 この条約の適用を受ける船舶は、この条約の規定により発行された国際満載喫水線証書を備えなければ、国際航海のために航行してはならないこと。
- 3 船舶は、主管庁又はその認定する団体によつて、船舶の就航前の検査、五年をこえない範囲内で行なわれる定期的検査及び毎年の定期的検査を受けなければならないこと。
- 4 主管庁又はその認定する団体は、船舶について、附属書Ⅰに規定されている要件に従つて、構造、配置、材料及び寸法等の検査を行ない、かつ、かかる要件を満たす船舶に対し、同附属書に定める方式に従つて計算される積載限度を満載喫水線として船舶側に標示すること。
- 5 検査され、かつ、満載喫水線を標示された船舶に対しては、主管庁又はその権限を与えられた人若しくは団体が、附属書Ⅲの様式による国際満載喫水線証書を発行すること。
- 6 附属書Ⅱに規定するところにより、海域を、熱帯域、夏期帯域及び冬期帯域に区分し、各帯域において異なる満載喫水線が適用されるが、船舶は、いずれの場合においても、その帯域に対応する満載喫水線を水没させてはならないこと。
- 7 この条約の規定に従つて発行された国際満載喫水線証書は、他の締約国によつて承認され、この証書を携行する船舶は、他の締約国の港灣において取締り検査を免ぜられること。

なお、本条約は、一九六八年七月二十一日に効力を生ずることになつてゐるが、わが国について

ては、わが国の受諾書の寄託の日の後三箇月を経過した日又は一九六八年七月二十一日のいずれかおそい日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることになつてゐる。

二 本件の議決理由

主要な海運国であるわが国として、国際海運の安全を増進する目的で船舶の積載限度を国際的に規律している本条約を締結することは、必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十三年四月十二日

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 秋田 大助

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 千葉大学の文学部を改組して人文学部及び理学部を、愛媛大学の文学部を改組して法学部及び理学部をそれぞれ新設すること。

2 茨城、大阪教育、香川及び高知の四国立大学に大学院を新設すること。

3 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本条は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日である昭和四十三年四月一日はすでに経過しているため、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用することを旨とする修正を行なうことの必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十三年度文部省所管国立学校特別会計予算に、一億三千百二十九万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十三年四月十二日

衆議院議長 石井光次郎殿

文教委員長 高見 三郎

〔別紙〕

附則

1 この法律は、公布の日、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 千葉大学及び愛媛大学の各文学部は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日

(小字及び一は修正)

昭和四十三年四月十二日 衆議院會議録第二十三号(一) 議案に関する報告書

までの間、存続するものとする。

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の要旨は、次のとおりである。

(一) 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約を受諾するとともに船舶の安全確保を図るため、満載喫水線の標示を要する船舶の範囲を次のように拡大しようとするものである。

- 1 近海区域を航行区域とする総トン数百五十トン未満の船舶
- 2 沿海区域を航行区域とする長さ二十四メートル以上総トン数百五十トン未満の国際航海に従事する船舶及び長さ二十四メートル以上の内航船舶
- 3 総トン数二十トン以上の漁ろう船
- 4 近海区域を航行区域とする総トン数二十トン以上百五十トン未満の運搬漁船
- 5 沿海区域を航行区域とする総トン数二十トン以上百五十トン未満の国際航海に従事する運搬漁船及び総トン数二十トン以上で国際航海に従事しない運搬漁船

(二) 海難を防止するとともに事故発生時の通信手段を確保するため、無線設備の設置を要する船舶の範囲を次のように拡大しようとするものである。

- 1 沿海区域を航行区域とする総トン数百トン以上の内航旅客船
- 2 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三百トン以上千六百トン未満の内航船舶であつて旅客船以外のもの
- 3 沿海区域を航行区域とする総トン数三百トン以上の内航船舶であつて旅客船以外のもの
- (三) その他関係法律の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、船舶の安全性の向上を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年四月十二日

衆議院議長 石井光次郎殿

運輸委員長 大野 市郎

(別紙)

船舶安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

船舶の海難が絶たない実情にかんがみ、政府は次の諸点について特段の措置を講ずべきである。

- 一 過積等による海難を防止するため、適正な操業を確保するよう指導、監督するとともに発航前検査を励行させること。
- 二 漁船荷基準及び乾げんマークを経過期間中であつてもできるだけ厳守させること。
- 三 小型漁船の無線設備が操業区域との関係で有効でないものについて検討、改善をはかること。
- 四 遭難信号自動発信器はすべてが完全な自動式又は救命筏組込式を装備するよう指導すること。

- 五 海上保安庁に飛行艇の配備を促進すること。
- 六 当面小型内航船、小型流し網及び北洋転換底曳船の海難防止対策について、関係省庁は強力な施策の実行をはかること。
- 七 内航船員の確保のため、船員職業安定機能の強化、労働条件の改善指導等必要な対策を推進すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)